

1 1 月 2 9 日 開会
令和 6 年 1 2 月定例会 ()
1 2 月 1 7 日 閉会

飯 綱 町 議 会 会 議 録

令和 6 年 12 月飯綱町議会定例会 会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (11 月 29 日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	5
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	5
○事務局職員出席者	5
○開会及び開議の宣告	6
○町長あいさつ	6
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	11
○諸般の報告	12
○議案第 74 号の上程、説明、質疑、付託	12
○議案第 75 号の上程、説明、質疑、付託	13
○議案第 76 号の上程、説明、質疑、付託	14
○議案第 77 号の上程、説明、質疑、付託	15
○議案第 78 号の上程、説明、質疑、付託	16
○議案第 79 号の上程、説明、質疑、付託	17
○議案第 80 号の上程、説明、質疑、付託	18
○議案第 81 号の上程、説明、質疑、付託	20

○議案第 82 号の上程、説明、質疑、付託	21
○議案第 83 号の上程、説明、質疑、付託	22
○議案第 84 号の上程、説明、質疑、付託	23
○議案第 85 号の上程、説明、付託	26
○議案第 86 号から議案第 88 号の一括上程、説明	29
○議案第 89 号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○請願の付託	33
○陳情の付託	33
○散会の宣告	33

第 2 号（12 月 3 日）

○議事日程	35
○本日の会議に付した事件	35
○出席議員	35
○欠席議員	35
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	35
○事務局職員出席者	36
○一般質問一覧表	37
○開議の宣告	38
○一般質問	
樋 口 功	38
中 井 寿 一	55
中 島 和 子	64
渡 邊 千賀雄	83
○散会の宣告	100

第3号（12月4日）

○議事日程	102
○本日の会議に付した事件	102
○出席議員	102
○欠席議員	102
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	102
○事務局職員出席者	103
○一般質問一覧表	104
○開議の宣告	105
○一般質問	
石川 信 雄	105
伊 藤 まゆみ	121
○散会の宣告	132

第4号（12月17日）

○議事日程	133
○本日の会議に付した事件	134
○出席議員	134
○欠席議員	134
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	134
○事務局職員出席者	135
○開議の宣告	136
○諸般の報告	136
○常任委員会審査報告、質疑	136

○常任委員会付託案件に対する討論、採決	142
○議案第 86 号の質疑、討論、採決	154
○議案第 87 号の質疑、討論、採決	155
○議案第 88 号の質疑、討論、採決	156
○議案第 90 号の上程、説明、質疑、討論、採決	157
○議案第 91 号の上程、説明、質疑、討論、採決	158
○議案第 92 号の上程、説明、質疑、討論、採決	160
○発議第 12 号の上程、討論、採決	163
○発議第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決	168
○議員派遣の件	170
○閉会中の継続審査・継続調査の申し出について	170
○町長あいさつ	172
○閉議及び閉会の宣告	173
○予算決算常任委員会 審査報告書	174
○総務産業常任委員会 審査報告書	175
○福祉文教常任委員会 審査報告書	180
○会議録署名	182

飯綱町告示第148号

令和6年12月飯綱町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 6年11月22日

飯綱町長 峯 村 勝 盛

1 期 日 令和 6年11月29日

2 場 所 飯綱町役場 議場

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1 番	三ツ井 忠 義	2 番	中 井 寿 一
3 番	小 林 文 廣	4 番	瀧 野 良 枝
5 番	渡 邊 千賀雄	6 番	中 島 和 子
7 番	樋 口 功	8 番	風 間 行 男
9 番	目須田 修	10 番	石 川 信 雄
11 番	清 水 満	12 番	大 川 憲 明
13 番	伊 藤 まゆみ	14 番	原 田 幸 長
15 番	青 山 弘		

不応招議員（なし）

令和6年12月飯綱町議会定例会

(第 1 号)

令和 6 年 12 月飯綱町議会定例会

議事日程（第 1 号）

令和 6 年 1 1 月 2 9 日（金曜日）午前 1 0 時開会

町長あいさつ

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 74 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

日程第 5 議案第 75 号 飯綱町議会議員及び飯綱町長の選挙における選挙運動の公費負担に関
する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 76 号 飯綱町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例

日程第 7 議案第 77 号 飯綱町新規就農者住宅条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 78 号 飯綱町子育て世代支援施設条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 79 号 飯綱町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 10 議案第 80 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例

日程第 11 議案第 81 号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 12 議案第 82 号 飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例

日程第 13 議案第 83 号 飯綱町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

日程第 14 議案第 84 号 飯綱町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 15 議案第 85 号 令和 6 年度飯綱町一般会計補正予算（第 5 号）

日程第 16 議案第 86 号 令和 6 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 17 議案第 87 号 令和 6 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 18 議案第 88 号 令和 6 年度飯綱町水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 19 議案第 89 号 財産の取得について

日程第 20 請願

請願第 5 号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書提出についての請願

日程第 28 陳情

陳情第 19 号 世界人口削減の資材道具や方策としての核兵器、原子力、戦争、人工地震、ケムトレイル、有害化学物質（医薬品、ワクチン、農薬、柔軟剤、アスパルテーム等添加物、フッ素等）、有害電磁波（送電線等極低周波、LED 光、スマホ 5G 含む電波等）、食糧不足創出（家畜殺処分等）、与党改憲案（18 歳徴兵制やワクチン強制に直結する基本的人権削除や緊急事態条項による軍国独裁化推進等）、DX 推進と IC チップ人体埋め込み（家畜管理）等の恐ろしさを全国民が直ちに共有するよう訴える陳情

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15 名）

1 番	三ツ井 忠 義	2 番	中 井 寿 一
3 番	小 林 文 廣	4 番	瀧 野 良 枝
5 番	渡 邊 千賀雄	6 番	中 島 和 子
7 番	樋 口 功	8 番	風 間 行 男
9 番	目須田 修	10 番	石 川 信 雄
11 番	清 水 満	12 番	大 川 憲 明
13 番	伊 藤 まゆみ	14 番	原 田 幸 長
15 番	青 山 弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	代表監査委員	山 浦 修
農業委員会長	高 橋 明 彦	選挙管理委員長	木賀田 けさ代
総 務 課 長	高 橋 秀 一	企 画 課 長	平 井 喜一朗
税務会計課長	藤 沢 茂 行	住民環境課長	宮 島 幸 男
保健福祉課長	永 野 光 昭	産業観光課長	清 水 純 一
建設水道課長	若 林 宏 行	教 育 次 長	笠 井 順 一
飯綱病院事務次長	田 中 良 史	総務課課長補佐	近 藤 久 登

事務局職員出席者

事 務 局 長	土 倉 正 和	事 務 局 書 記	若 林 諒
---------	---------	-----------	-------

開会 午前 10 時 00 分

◎開会及び開議の宣告

○議長（青山弘） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和 6 年 12 月飯綱町議会定例会を開会いたします。

◎町長あいさつ

○議長（青山弘） 峯村町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 開会の挨拶をする前にご報告をしたいと思います。議会の説明員としても列席をさせていただいておりました相澤病院事務長、今月 11 月 24 日、午後 2 時 45 分に残念ながらご逝去されました。

彼とはもう合併前から社会福祉等々で深い繋がりを持っておりました。非常に明るくそして素直、またスポーツマンなだけあってやりだしたら一生懸命それにつぎ込んでいくエネルギーといい、本当に素晴らしい同僚の 1 人だという強い思いがありましたけど、病院の経営強化プラン、このベッド数がある程度減少したいという彼の提案がございましたが、医療現場では特にドクターの先生方はベッドが減ることについては、何とか現状維持できないかというような強いものもございましたが、私もじっくり病院長とお話をさせていただいて、このベッド数でいけば何とか経営も安定し、地域の拠点病院として存続ができると、ですからひとつ責任持ってやらせていただきたいとそんなことで経営強化プランをスタートし、今回の議会の提案している条例改正もその一部が含まれております。

いよいよ来年 4 月から「相澤、絶対やっていくぞ」と 11 月の初めにもそんな町長室で強い話をしたのが最後でございました。あっという間のご逝去ということで非常にショックではあり

ますけれども彼の遺志を継いで病院のスタッフ、皆さんと一緒に、病院の存続経営強化にあたっていきたいというふうに思っておりますので、皆さんまた一層のご理解をいただきたいというふうに思っております。

それではご挨拶を申し上げたいと存じます。

令和6年12月飯綱町議会定例会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、師走を控え何かとご多用の中、12月定例議会を招集いたしましたところ定刻までにご参集いただき厚く感謝申し上げます。

毎年この時季は、ふじの収穫の最盛期でありリンゴ農家にとっては多忙な毎日でもあります。そんな中ではありますが、地区での行政懇談会に出席してまいりました。地域の課題や要望事項には、それぞれ違いがありますが、区や組における役員のなり手不足など共通した課題もございました。7月に実施いたしました飯綱町自治会アンケートの結果にも、役場からの委託業務が負担であるとか、区や組においても会議の回数や役員の数を減らしてほしいなど様々なご意見がございました。地域の連携や絆を深めていくことは、これから益々必要になってくると考えておりますが、行政としても従来の対応や基本的な方針に捉われることなく、新しい時代における地域との関わりについて検討する必要性も強く感じております。

議会議員の地域との関わりという点におきましても、先般の行政懇談会において一つの在り方を感じてきました。地元選出議員という前提の中、来賓であったり又は、区における助言者、有識者といった立場等の参加でありました。懇談会においては、来賓であっても事業への取り組み等で意見をすると、懇談会自体の進行役を務めるなど地域における存在感を感じました。

地域、議会、行政がそれぞれの立場で、その機能や権限等を生かした活動を展開していく。そこに地域における信頼が生まれ、存在感が増していく。そんな一例を見たような気が致しました。地域の発展、存続に向かって、議会、議員の存在、活動は不可欠であると強く感じてきました。

さて今定例議会にご提案申し上げます案件は、条例が11件、補正予算が4件、その他1件の計16件でございます。

条例で主なものを申し上げます。議案第 80 号の飯綱町給水条例の一部を改正する条例は、水道法の一部改正に伴う工事監督者や水道技術管理者の資格要件を改正するものと、水道料金等の改定を行うものであります。

水道料金は平成 17 年の合併以降、平成 21 年に水道料金の統一、平成 25 年に消費税を内税から外税とし今日に至っております。実質的には水道料金の見直しは、見送ってきたという状況であります。

今回の改定は、今後の水道施設整備計画に基づき必要となる水道料金収入に基づき算出致しました。試算では年間 4,000 万円程度の増収が必要となりますが、急激な負担増を緩和するために 2,000 万円程度を町が負担する計画としています。また、口径が 13mm と 20mm の使用者が全体の 97% であります。20mm 使用者から 13mm と比較すると、とても割高感があるという指摘がございました。今回の改定では 13mm と 20mm を同一料金とし、使用量の少ない使用者への配慮として基本料金に付与されていた基本水量を廃止し、10 m³までの水量料金を低額に抑えました。これにより、口径 20mm 以下の使用者は 10 m³までの使用水量では月額 1,650 円となり、13mm の方は月額 275 円の負担増となりますが、20mm の方は現状の月額 3,190 円から 1,650 円になりますので 1,540 円安くなります。減額に伴う収入不足金額、約 850 万円は向こう 3 年間、町が負担していくこととしております。

他の口径使用者においても最大改定率を 20%以内に抑えるよう調整し、全体で 6.8%の改定としております。

施行期日は経過措置を含みますが令和 7 年 4 月 1 日であります。

議案 82 号の飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例、並びに議案第 83 号の飯綱町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例は、下水道使用料等の改定を行うものであり、併せて公共下水道事業と農業集落排水事業の 1 m³当たりの料金の統一化を図るものであります。

下水道使用料につきましては消費税に対応した以外では、合併以降引き上げをしておりません。今回の改定では月額の基本使用料を 330 円引き上げるものであります。

今回の改定により、使用者は年間で 3,960 円の負担増となります。なお、施設整備等に借入れをした、起債の償還につきまして従来通り町の一般会計で負担してまいります。

施行期日は公共下水、農集排水とも経過措置を含みますが令和 7 年 4 月 1 日としております。

議案第 84 号の飯綱病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、飯綱病院経営強化プランに基づいて病床数の再編を図るものであります。一般病床 110 床を 52 床に、療養病床 30 床を 51 床に変更するものであります。全体では 140 床の病床を 103 床に減少することになります。

入院患者数の動向や見通し、医師を含めた医療スタッフの確保と労働環境の整備、国県からの財政支援等を総合的に判断した上でのスケールダウンと致しました。

但し、療養病床の 51 床には、新たに設置する地域包括ケア病床を含んでおり、当面 26 床を予定しております。また、地域包括ケア病床は、一般病床としての利用も考えられることから、連携を密にして効率的な病床利用に結び付けていくことが今後の課題と思っております。経営強化プランに基づき令和 7 年 4 月 1 日から新たな出発になりますが、地域医療の中核的な存在として今後もあり続けるためにも、現場スタッフの一層の取り組みに期待するとともに、引き続きしっかりサポートしていきたいと考えております。

その他の条例ですが、公職選挙法、自治法など法律の改正に伴うものが 5 件、町独自の条例で関係者の利用改善を図るものが 2 件ございます。

補正予算であります、一般会計補正予算（第 5 号）は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 8,017 万 7 千円を増額し歳入歳出予算の総額を 98 億 5,121 万 6 千円とするものであります。

また、債務負担行為の補正で追加、地方債補正で変更も併せ行っております。

歳入の主なものを申し上げます。ふるさと応援寄付金を中心とした寄付金で 3 億 2 千万円、基金からの繰入金で 5 千万円それぞれ見込んでおります。

歳出で主なものは、総務費でふるさと応援基金への積立金で 1 億 1,179 万 6 千円、ふるさと納税事業費として 1 億 8,644 万 7 千円を計上、民生費では障害者総合支援給付事業で 3,447 万

円、地域福祉基金積立金で1千万円、町立の保育園以外の保育園に通園している園児に対する施設への負担金で1,161万1千円を計上、衛生費では飯綱病院への補助金で2億円を計上、土木費では栄町地区での道路改良に伴う補償金等の支払いを、翌年度に繰り延べたことから関係費用4,500万円を減額、除雪車両維持費で835万3千円を計上、教育費では企業版ふるさと納税応援寄付金1千万円を活用した、小中学校へのアスリート講師、オリンピックで活躍した選手等を指しますが派遣委託事業で1千万円、町民会館改修工事費として862万9千円をそれぞれ計上いたしました。歳入不足分は予備費から1億5,468万4千円を充当しております。

特別会計の補正予算は、訪問看護ステーション特別会計、また介護保険事業特別会計はいずれも人件費の補正であります。

水道事業会計補正予算は、国庫補助金の増額、800万円に伴う歳入補正と排水管工事等の建設改良費の増額補正であります。

その他の財産の取得であります。普光寺焚荒に建設しました若者住宅2棟の取得でございます。長野県住宅供給公社からの取得であり、金額は1億163万円であります。

以上申し上げまして開会のごあいさつと致しますが、個々の案件につきましてはご提案の際に、担当課より詳しく申し上げますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。なお、最終日には議会議員の報酬並びに飯綱町長、副町長、教育長の給料について、関係条例の提案を予定しておりますのでお願い致します。以上、申し上げて開会のご挨拶と致します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（青山弘） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、6番 中島和子議員、7番 樋口功員、8番 風間行男議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（青山弘） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期等について、議会運営委員長の報告を求めます。大川議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大川憲明 登壇〕

○議会運営委員長（大川憲明） 12番、大川憲明です。

本日招集されました令和6年12月飯綱町議会定例会の会期及び日程について、説明申し上げます。

11月22日、午前9時より議会運営委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

その結果、会期は本日から12月17日までの19日間といたします。

日程案につきましては、会期決定後、諸般の報告、議案の提案説明、質疑、委員会付託を行います。一部案件につきましては採決まで行います。

また、一般質問は、12月3日と4日に、午前10時より行います。通告者は6名です。

質問者におかれては、1問1答方式にのっとり、1問ずつ質問されるよう町長から提案されておりますので、ご配慮をお願いします。

各常任委員会審査は12月5日に開催し、予算決算常任委員会は13日に開催します。

17日の最終日は、午後1時より本会議を再開し、委員長報告、議案採決等を行う日程にいたします。

以上申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（青山弘） お諮りいたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。

よって、本会議の会期等につきましては、ただいまの報告のとおりと決定しました。

◎諸般の報告

○議長（青山弘） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和6年8月分から10月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査の結果について、議長の手元に報告書がまいっておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第4、議案第74号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇〕（議案第74号）

○総務課長（高橋秀一） 議案第74号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、ご説明いたします。議案等の通し番号131 ページ上段、議案の提案説明書をご覧ください。

制定理由につきましては、刑法等の一部を改正する法律が令和4年6月13日に国会で可決・成立し、同年6月17日に公布、令和7年6月1日に施行されることにより、懲役及び禁錮が廃止され、新たな拘禁刑として単一化されたことに伴い、関係条例の改正を行うものです。

改正の内容は、地方自治法等に基づき、条例において「懲役」又は「禁錮」を科す旨の規定等を設けているため、条例の規定中「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改正するものです。

該当します条例は、「飯綱町一般職の職員の給与に関する条例」、「飯綱町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」、「飯綱町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例」、「飯綱町行政不服審査会条例」、「飯綱町情報公開・個人情報保護審査会条例」の5つの条例です。

施行期日は、刑法等の一部を改正する法律の施行日 令和7年6月1日です。

以上で提案理由の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 74 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 75 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 5、議案第 75 号 飯綱町議会議員及び飯綱町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇〕（議案第 75 号）

○総務課長（高橋秀一） 議案第 75 号 飯綱町議会議員及び飯綱町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案等の通し番号 131 ページ中段、議案の提案説明書をご覧ください。

改正理由につきましては、最近における物価の変動等に鑑み、衆議院議員及び参議院議員の選挙に関し、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、公職選挙法施行令の一部が改正され令和 4 年 4 月 6 日から施行されました。

町議会議員選挙及び町長選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関しては、公職選挙法の規定により、国政選挙に準じて町条例で定めることとされているため、公職選挙法施行令の一部改正に準じて所要の改正を行うものです。

改正の内容は、選挙運動用自動車、選挙運動用ポスター及びビラ作成などの公費負担の限度額を引き上げるものです。

施行期日は、公布の日です。

以上で提案理由の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 75 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 76 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 6、議案第 76 号 飯綱町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕（議案第 76 号）

○保健福祉課長（永野光昭） 議案第 76 号 飯綱町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案説明をいたします。議案書及び提案説明書の 131 ページ下段、提案説明書により説明させていただきます。

改正理由については、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことによるものです。

主な改正内容は、条例で定めるべき地域包括支援センターの職員配置について、地域包括支援センターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とすること及びその他、所要の改正を加えるものです。

施行期日は、公布の日から施行する。

以上、提案説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 76 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 77 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 7、議案第 77 号 飯綱町新規就農者住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕（議案第 77 号）

○産業観光課長（清水純一） 議案第 77 号 飯綱町新規就農者住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案の提案説明書、通し番号ですが 132 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、新規就農者の移住のより一層の促進を図るため、新規就農者住宅の入居が容易となるよう、保証人に関する規定を改正するものです。

改正の内容は、保証人に関する規定を削除するものです。

この改正は、公布の日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明といたします。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 77 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 78 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 8、議案第 78 号 飯綱町子育て世代支援施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。笠井教育次長。

〔教育次長 笠井順一 登壇〕（議案第 78 号）

○教育次長（笠井順一） 議案第 78 号 飯綱町子育て世代支援施設条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を致します。議案書につきましては、通し番号 16 ページ、新旧対照表につきましては通し番号 109 ページ、また、議案の提案説明書については通し番号 132 ページになります。説明は、議案書、議案の提案説明書で行います。議案書通し番号 16 ページ、132 ページ中段をご覧ください。

改正理由につきましては、子育て支援施設の使用用途に合わせた利用拡大に伴い、ワークセンター部分の使用料について、施設の個室使用料を設定するとともに、冷暖房の電気料実費相当額の徴収について改正を行うものです。

改正の内容は、条文中第6条の見出しを使用料から施設使用料に改め、第1項中、ワークセンターの託児利用の使用料をワークセンター個室の使用料とし、「児童1人当たり日額100円の」を「1時間100円の施設」に改め、同項にただし書を加え、第6条第2項として前項の使用料のほか、電気冷暖房料の実費相当額を徴収するものとし、その額は、規則で定める。を加えるものです。

この条例を受け、規則により1時間当たりの金額を定め冷暖房料として徴収することになり、この規則により定める1時間当たりの金額を町民50円、町民以外100円とするものです。

施行期日は、令和7年4月1日です。

以上で提案理由の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第78号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第9、議案第79号 飯綱町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。若林建設水道課長。

〔建設水道課長 若林宏行 登壇〕（議案第79号）

○建設水道課長（若林宏行） 議案第79号 飯綱町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正

する条例について提案説明をいたします。議案の提案説明書、通し番号 132 ページ下段、並びに 111 ページ新旧対照表も併せてご覧ください。通し番号 132 ページ、議案の提案書にて説明させていただきます。

改正の理由は、地方自治法の一部を改正する法律に伴うものです。主な改正内容は、地方自治法第 243 条の 2 の 7 追加に伴う条の繰り下げ変更を行うもので、条例第 5 条中「第 243 条の 2」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改めるものです。

施行期日は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）附則第 1 条 3 号に定める日となります。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 79 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 80 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 10、議案第 80 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。若林建設水道課長。

〔建設水道課長 若林宏行 登壇〕（議案第 80 号）

○建設水道課長（若林宏行） 議案第 80 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例について提案説

明をいたします。議案の提案説明書、通し番号 133 ページ上段、並びに通し番号 113 ページから 120 ページ新旧対照表も併せてご覧ください。通し番号 133 ページ議案の提案書にて説明させていただきます。

改正の理由は、水道法の一部改正、並びに水道料金等の改定に伴うものです。主な改正内容は、水道法の一部改正に伴い、水道整備・管理行政が国土交通省に移管されたことに併せて、同省が所管する下水道の設計等に係る資格要件の考え方を踏まえ、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改正するものです。

2 点目として、水道料金の改定、加入負担金の改定及び手数料の改定に伴う条例の一部改正となります。

施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日。ただし、経過措置を伴うものです。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。質疑のある方おられますか。伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。この件につきましては、先日全員協議会においても上げる説明をいただきました。その席上で私も指摘をさせていただきましたが、今、全国各地で水道料金の値上げが議論をされて引き上げも順次行われているということは報道されているところではありますが、住民の皆さんの生活実態から見ると大変に厳しい状況下にあるということがまず第 1 点にある。それにおいても水道、上下水道においてもその改修、修繕等にも大変大きな金額がかかってくるという中において、料金の収入割合といいますか負担の関係である程度一定の金額の料金収入がないと国の補助金がもらえないという状況の説明もいただきました。この辺につきましても、私町民の皆さんに丁寧な説明が必要であるというふうに思います。合併後、消費税を外税にした以外、値上げをしてこなかったという状況も踏まえて最低限必要ではあろうというふうに考えておられる住民の方もいるわけですがけれども、なおかつ生活の大変な中で生きていくために不可欠な水が値上がりをする、それに伴う下水道料金も上がってくるということについてのなぜ今なのかというところを分かりやすく丁寧に丁寧に説明をしていっていただきたいと思うわけですが、この点についてお聞かせください。

○議長（青山弘） 若林建設水道課長。

〔建設水道課長 若林宏行 登壇〕

○建設水道課長（若林宏行） 今、伊藤議員からのご質問について、議会全員協議会で説明のとおりですので総括してお答えさせていただきますが、これで上程をさせていただき可決をいただいた際には住民に対してその点も含めて広報、ホームページ等の媒体を通してしっかりと丁寧に説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（青山弘） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 80 号は、総務産業任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 81 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 11、議案第 81 号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。若林建設水道課長。

〔建設水道課長 若林宏行 登壇〕（議案第 81 号）

○建設水道課長（若林宏行） 議案第 81 号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について提案説明をいたします。議案の提案説明書、通し番号 133 ページ中段、並びに通し番号 121 ページ新旧対照表も併せてご覧ください。通し番号 133 ページ、議案の提案説明書にて説明させていただきます。

改正の理由は、地方自治法の一部を改正する法律に伴うものです。主な改正内容は、地方自治法第 243 条の 2 の 7 追加に伴う条の繰り下げ変更を行うもので、条例第 6 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改めるものです。

施行期日は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 6 5 号）附則第 1 条 3 号に定める日となります。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 81 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 82 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 12、議案第 82 号 飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。若林建設水道課長。

〔建設水道課長 若林宏行 登壇〕（議案第 82 号）

○建設水道課長（若林宏行） 議案第 82 号 飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例について提案説明をいたします。議案の提案説明書、通し番号 133 ページ下段、並びに通し番号 123 ページ新旧対照表も併せてご覧ください。通し番号 133 ページ、議案の提案説明書にて説明させていただきます。

改正の理由は、下水道使用料等の改定に伴うものです。主な改正内容は、条例第 25 条、第 26 条及び第 28 条を改定するものです。

施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日。ただし、経過措置を伴うものです。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。質疑のある方おられますか。石川議員。

○10 番（石川信雄） 10 番、石川です。別表第 2 の計測装置使用料についておたずねしたいと思います。改正後、減額されているわけですが、減額した理由をお答えいただきたいと思います。

○議長（青山弘） 若林建設水道課長。

〔建設水道課長 若林宏行 登壇〕

○建設水道課長（若林宏行） 計測装置の減額した理由につきましては、メーターの検満が 8 年ということで計算させていただいておりまして、その交換費用から換算し計算したところ、使用料については減額ということで判断させていただいたということでございます。以上です。

○議長（青山弘） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 82 号は、総務産業任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 83 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 13、議案第 83 号 飯綱町農業集落排水処理施設条例の一部を改正す

る条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。若林建設水道課長。

〔建設水道課長 若林宏行 登壇〕（議案第 83 号）

○建設水道課長（若林宏行） 議案第 83 号 飯綱町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について提案説明をいたします。議案の提案説明書、通し番号 134 ページ上段、並びに通し番号 125 ページから 126 ページ新旧対照表も併せてご覧ください。通し番号 134 ページ、議案の提案説明書にて説明させていただきます。

改正の理由は、下水道使用料等の改定に伴うものです。主な改正内容は、条例第 15 条並びに第 16 条を改定し、議案書、通し番号 31 に記載のとおり、同条第 2 号、第 4 号及び第 5 号中「水道メーター」を「計測装置」に改めるものです。

施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日。ただし、経過措置を伴うものです。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 83 号は、総務産業常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は総務産業常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 84 号の上程、説明、質疑、付託

○議長（青山弘） 日程第 14、議案第 84 号 飯綱町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。田中病院事務次長。

〔病院事務次長 田中良史 登壇〕（議案第 84 号）

○病院事務次長（田中良史） 議案第 84 号 飯綱町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案提案説明書、通し番号 134 ページをご覧ください。

議案第 84 号 飯綱町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、改正理由ですが、令和 5 年度に策定いたしました「飯綱町立飯綱病院経営強化プラン」に基づき、病床を再編し地域包括ケア病床を設置するため、一般病床並びに療養病床の病床数を改めるものでございます。地域包括ケア病床は療養病床の中に入る構成となります。

また、引用法令である地方自治法の一部改正に伴い引用条文を改めます。

主な改正内容でございますが、条例第 3 条第 3 項の病床数について、第 1 号の一般病床 110 床を 52 床に、第 2 号の療養病床 30 床を 51 床に改める、また、第 5 条について、引用法令の一部改正に伴い引用条文を改めるものでございます。

施行期日は、地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）附則第 1 条第 3 号に定める日、ただし、第 3 条の規定については、令和 7 年 4 月 1 日でございます。

以上で提案のご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。質疑のある方おられますか。清水議員。

○11 番（清水満） 清水です。分かる範囲内で結構ですけれども、今、世の中につきましては少子高齢化長寿化時代でございます。私はこれからこういう病院等の利用客は増えてくるのではないかと、戦後生まれの皆さんが 75 歳、80 歳という年齢になってきておられてかなり増えるのではないかなというふうに思っております。そういう中で病床を 110 から 52 に減らしたということ、それと 2 号の療養関係につきましては 30 から 51 に増やしたということでございますが、この辺も長寿時代でのことを考えながらやられた策だというふうに思っておりますけれども、こういう言い方でいいのかちょっとあれなんですけれども、このことによるメリットデメリット、良い点悪い点、一番は私、住民の皆さん、飯綱町で暮らしていく中で病院は必要だよっていう方が全員そういうふうに思っておられるのではないかなというふうに思

っております。そういう皆さんの不便さはないのかその辺だけをお聞きしたいと思います。

○議長（青山弘） 田中病院事務次長。

〔病院事務次長 田中良史 登壇〕

○病院事務次長（田中良史） お答えします。コロナ禍で減少した一般患者さんが現時点では戻っておりません。そしてまた全国的に見ましても、当院のような国保直診施設における病院経営というのは非常に厳しい時代を迎えていると言われております。ここ3年、5年と冬の時代が来るというふうに言われております。そういったところも加味しながらの病床の縮小というところもご理解いただきたいと思います。

また、デメリットと言うとちょっと言葉が良くないかもしれませんが。ただ、町の今後の課題としましては、今後、療養病床におきまして回復期の機能を病院が持つようになりますので、その回復期の後の受け皿というところ、介護施設ですとかそういったところになりますけれども、在宅へ帰れない方々の退院先というところはまた、課題となっていくのではないかと考えます。以上です。

○議長（青山弘） 他に質疑はありませんか。風間議員。

○8番（風間行男） 8番、風間です。療養病床についてお伺いしたいのですが、療養病床の使用できる件は病状によっても変わるだろうと思いますが、3か月以降の点数とかその辺はどのようなになっているかお伺いしたいんですが。

○議長（青山弘） 田中病院事務次長。

〔病院事務次長 田中良史 登壇〕

○病院事務次長（田中良史） 療養病床は、25床が療養病床、26床が地域包括ケア病床ということになりますので、25床の療養病床につきましては、入院期間の制限というのはございません。26床の地域包括ケア病床というのがおよそ40日ほどが目安となりますので、そちらが40日経ったら療養病床に移動いただくような形で考えております。

○議長（青山弘） 風間議員。

○8番（風間行男） 点数のこともお答えいただきたいのですが。期間によって点数はどうなる

のか。

○議長（青山弘） 田中病院事務次長。

〔病院事務次長 田中良史 登壇〕

○病院事務次長（田中良史） 点数につきましては、その期間を過ぎますと一番最低の点数になります。0点ということは無いんですけれども診療報酬上は、まず収益は見込めないというような状況になります。

○議長（青山弘） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 84 号は、福祉文教常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は福祉文教常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

ここで、暫時休憩に入りたいと思います。再開は 11 時 15 分からとします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 15 分

◎議案第 85 号の上程、説明、付託

○議長（青山弘） 休憩前に引続き会議を開きます。

日程第 15、議案第 85 号 令和 6 年度飯綱町一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇〕（議案第 85 号）

○総務課長（高橋秀一） 議案第 85 号 令和 6 年度飯綱町一般会計補正予算（第 5 号）について
ご説明申し上げます。議案書等の通し番号 135 ページ 議案の提案説明書をご覧ください。

補正予算（第 5 号）につきましては、歳入・歳出それぞれ 3 億 8,017 万 7 千円を増額し、補正後の予算額を歳入・歳出それぞれ 98 億 5,121 万 6 千円とするものでございます。

債務負担行為の補正として、地方公共団体情報システム標準化対応について、6,645 万 8 千円を追加しています。これは、令和 7 年 9 月に標準化システムを稼働させる予定であり、データ抽出・更新・移行作業に時間を要するため債務負担行為とするものです。対象のシステムは、住民記録、固定資産税等税業務、国民健康保険等保険業務などとなっています。

また、可燃ごみ収集運搬業務委託で 2,565 万 5 千円、資源ごみ収集運搬業務委託で 886 万 1 千円、古紙類収集運搬業務で 90 万円を追加しています。これは令和 7 年度の可燃ごみ、資源ごみ及び古紙類の収集運搬委託業者を令和 6 年度中に決定し、契約をするため、債務負担行為とするものです。

また、事業費の変更に伴い、合併特例事業、緊急防災・減災事業の地方債限度額を合併特例事業で 140 万円増額し 8,950 万円に、緊急防災・減災事業で 330 万円増額し 5,730 万円に補正しております。

それでははじめに、歳出の主な内容を申し上げます。議案の提案説明書通し番号 136 ページをご覧ください。

まず、議会費等各款の職員給与関係経費につきましては、今年度の人事異動などによる人件費の調整でございます。

2 款、総務費では、ふるさと応援基金積立金で、積立金 1 億 1,179 万 6 千円を増額、移住就業・起業支援事業で、補助対象者の増により 820 万円の増額、ふるさと納税事業費で、寄付金の増額に伴う返礼品の送料などの経費を 1 億 8,644 万 7 千円増額、戸籍事務費で、戸籍附票改修を次年度に延期したことにより電算委託料を 162 万 8 千円減額しています。

137 ページ 3 款、民生費では、新たに住民税均等割非課税となる世帯への給付で、対象者数の減により 1,250 万円を減額、新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付も、対象者

数の減により 650 万円を減額、障害者総合支援給付事業では、サービス事業量の増により扶助費を 3,447 万円増額、地域福祉基金積立金で、障がいをお持ちの子供たちの支援に役立ててほしいとの寄付があり、その全額を地域福祉基金に積立てるため 1,000 万円を増額、福祉医療（乳幼児・児童）給付事業で、給付件数の増により 670 万円を増額、児童手当費では、制度改正に伴う対象者数の増などにより 330 万 4 千円を増額、保育一般事務費で施設型給付費の対象者数の増などにより 1,233 万 3 千円を増額しています。

138 ページ 4 款、衛生費では、健康推進一般管理費で、会計年度任用職員から臨時的任用職員に変更になったことにより報酬を 253 万 1 千円減額、病院施設費では、飯綱病院への操出金で 2 億円を増額しています。

139 ページ、6 款、農林水産業費では、飯綱の里ブランドづくり事業で、海外品種りんごの生産支援のための補助金 127 万 2 千円を増額、新規就農総合支援事業で、経営開始資金、経営発展支援事業のそれぞれ対象者の増により 509 万 3 千円を増額しています。

7 款、商工費では、東高原ゾーン整備事業で、天狗の館設備機器等の修繕として 84 万 5 千円を増額しています。

8 款、土木費では、土木総務費で、県事業の深沢急傾斜地事業で事業費の増に伴う地元負担金の増により 350 万円を増額、道路新設改良費で、栄町交差点改良に伴う移転補償を次年度へ延期したことなどにより 4,500 万円を減額、地方道改修費で、社会資本整備総合交付金の交付額の減によるなど 1,640 万円を減額、都市公園整備事業費で、栄町駅前公園整備の一部事業延期に伴い 490 万円を減額しています。

140 ページ 9 款、消防費では、防災対策費 防災行政無線個別受信機設置委託料で三水地域の有線放送廃止に伴う個別受信機の新規設置数の増により、96 万 8 千円を増額しています。

10 款、教育費では、事務局一般管理費で、小・中学校アスリート講師委託事業で委託料 1,000 万円を増額、町民会館管理運営費で、図書館移設等工事費が不足することに伴い 862 万 9 千円を増額、社会体育活動育成費で中学校部活動地域移行に伴う地域クラブ運営業務委託などで 184 万 9 千円を増額しています。

14 款、予備費で 1 億 5,468 万 4 千円を減額し、財源調整しております。

続いて、歳入の主な内容を申し上げます。通し番号 135 ページにお戻りください。

15 款、国庫支出金については、障害者総合支援負担金 1,747 万円の増額、児童手当負担金 256 万 6 千円を増額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 1,839 万 8 千円の減額などで、1,124 万 2 千円を減額しています。

16 款、県支出金については、障害者総合支援負担金 873 万 5 千円の増額、新規就農総合支援事業 509 万 3 千円の増額などで、2,181 万 8 千円を増額しています。

136 ページ、18 款、寄付金では、一般寄付金として 1,000 万円の増額、ふるさと応援寄付金 3 億円の増額、企業版ふるさと納税応援寄付金として 1,000 万円を増額し、3 億 2,000 万円を増額しています。

19 款、繰入金では、財政調整基金を 5,000 万円繰り入れています。

21 款、諸収入では、総務費その他雑入で地域公共交通確保維持事業補助金など 319 万 4 千円を増額しています。

22 款、町債では、対象事業費の変更に伴い、過疎対策事業債 8,200 万円の減額等で 4,100 万円を減額しています。

以上で提案いたしました案件の説明といたします。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） お諮りします。ただいま議題となっています、議案第 85 号は、予算決算常任委員会に付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、本案は予算決算常任委員会に付託し審査することに決定をしました。

◎議案第 86 号から議案第 88 号の一括上程、説明

○議長（青山弘） お諮りします。

日程第 16、議案第 86 号 令和 6 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第 1 号）、

日程第 17、議案第 87 号 令和 6 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）、

日程第 18、議案第 88 号 令和 6 年度飯綱町水道事業会計補正予算（第 2 号）、

以上 3 件は補正予算案件であります。ついては、一括して 3 件の提案理由の説明を求め、最終日 12 月 17 日に、質疑・討論・採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、議事を進行いたします。

議案第 86 号から議案第 88 号の提案理由の説明を求めます。

田中病院事務次長、議案第 86 号。

〔病院事務次長 田中良史 登壇・説明〕（議案第 86 号）

○病院事務次長（田中良史） 議案提案説明書、通し番号の 141 ページでご説明をさせていただきます。

議案第 86 号 令和 6 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明いたします。

補正の概要でございますが、補正前の予算額 6,240 万円のところ 200 万円増額とし、補正後の予算を 6,440 万円とするものでございます。

主な補正内容としましては、超過勤務の対応によるものでございます。歳入 基金繰入金に 200 万円を計上いたしまして、歳出 人件費等 200 万円に充てるものでございます。

この内容につきましては、時間外利用者の増加によります時間外手当の増額による補正でございます。

以上ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長、議案第 87 号。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇・説明〕（議案第 87 号）

○保健福祉課長（永野光昭） 議案第 87 号 令和 6 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明をいたします。議案書並びに提案説明書の 141 ページ中段をご覧ください。議案の提案説明書よりご説明いたします。

補正予算の概要でございますが、既定の予算額に 295 万 2 千円を増額して補正後の予算額を 14 億 3,981 万 6 千円とするものです。

補正内容でございますが、人事異動による職員給与関係経費で歳入では一般会計繰入金、歳出では総務費 総務管理費にそれぞれ 295 万 2 千円増額するものです。

以上、介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（青山弘） 若林建設水道課長、議案第 88 号。

〔建設水道課長 若林宏行 登壇・説明〕（議案第 88 号）

○建設水道課長（若林宏行） 議案第 88 号 令和 6 年度 飯綱町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案説明をいたします。議案の提案説明書、通し番号 141 ページ下段、並びに通し番号 85 ページから 92 ページも併せてご覧ください。通し番号 141 ページ、議案の提案書にて説明させていただきます。

補正の概要ですが、資本的収入並びに支出について補正前の予算額が、収入 3 億 2,361 万円、補正予算額 第 6 項 国庫補助金 800 万円を増額し、補正後の予算額を 3 億 3,161 万円とするものです。

次に支出ですが、補正前の予算額が 5 億 281 万 8 千円、補正予算額 第 1 項 建設改良費 3,300 万円を増額し、補正後の予算額を 5 億 3,581 万 8 千円とするものです。

主な補正内容ですが、収入は、社会資本総合整備交付金生活基盤施設耐震化事業（防災・安全）の追加に伴う国庫補助金 800 万円の増額を見込み、支出は、建設改良費の配水管布設費 重要給水施設配水管工事費 3,300 万円の増額となるものです。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（青山弘） 以上で説明を終了します。

◎議案第 89 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 19、議案第 89 号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由を求めます。若林建設水道課長。

〔建設水道課長 若林 登壇・説明〕（議案第 89 号）

○建設水道課長（若林宏行） 議案第 89 号 財産の取得について、提案説明をいたします。議案の提案説明書、通し番号 142 ページ中段、並びに通し番号 93 ページも併せてご覧ください。議案の提案書にて説明させていただきます。

財産の取得、数量は、木造住宅 2 棟 4 戸で、341.78 ㎡の若者住宅及びそれに係る駐車場などの付属施設等外構部分でございます。

所在地は、大字普光寺字焚荒 117 番地他、住宅地造成の焚荒地区内となります。

取得の方法につきましては、譲渡契約による財産の買取りとなります。

契約金額は、2 棟 4 戸分で 1 億 163 万円です。

契約の相手方は、長野市大字南長野 南県町 1003 番地 1、長野県住宅供給公社 理事長 関昇一郎です。

関係法令は、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び、飯綱町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条です。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（青山弘） 説明を終了し、質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 89 号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎請願の付託

○議長（青山弘） 日程第 20、請願に入ります。

本日までに受理した請願は、お手元に配付した請願書の写しのとおりです。所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎陳情の付託

○議長（青山弘） 日程第 21、陳情に入ります。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付した陳情書の写しのとおりです。所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

◎散会の宣告

○議長（青山弘） 以上で本日の日程はすべて終了しました、なお、12 月 3 日の本会議は午前 10 時から開きます。本日はこれにて散会いたします。ご苦勞様でした。

散会 午前11時35分

令和6年12月飯綱町議会定例会

(第 2 号)

令和6年12月飯綱町議会定例会

議事日程（第2号）

令和6年12月3日（火曜日）午前10時開会

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1番	三ツ井 忠 義	2番	中 井 寿 一
3番	小 林 文 廣	4番	瀧 野 良 枝
5番	渡 邊 千賀雄	6番	中 島 和 子
7番	樋 口 功	8番	風 間 行 男
9番	目須田 修	10番	石 川 信 雄
11番	清 水 満	12番	大 川 憲 明
13番	伊 藤 まゆみ	14番	原 田 幸 長
15番	青 山 弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	総 務 課 長	高 橋 秀 一
企 画 課 長	平 井 喜一朗	税務会計課長	藤 沢 茂 行
住民環境課長	宮 島 幸 男	保健福祉課長	永 野 光 昭

産業観光課長	清 水 純 一	建設水道課長	若 林 宏 行
教 育 次 長	笠 井 順 一	飯綱病院事務次長	田 中 良 史
総務課課長補佐	近 藤 久 登		

事務局職員出席者

事 務 局 長	土 倉 正 和	事 務 局 書 記	若 林 諒
---------	---------	-----------	-------

一般質問一覧表

順	議席	氏 名	発 言 事 項
1	7	樋口 功	1 農業の「地域計画」作成の進捗状況は
			2 令和5年度決算審査意見報告に対する町の対応は
2	2	中井 寿一	1 公共交通について
			2 未来ある農業について
3	6	中島 和子	1 移住・定住の促進について
			2 伝統文化の保存・継承について
4	5	渡邊 千賀雄	1 来年度予算編成にあたり基本方針と重点施策は
			2 再生可能エネルギーの推進は
			3 町内各地の案内板・看板等の改修、新設は

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（青山弘） 皆さんおはようございます。傍聴者の皆さま、おいでいただきましてありがとうございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（青山弘） 日程第 1、一般質問に入ります。

質問の順序につきましては、お手元に配布の一覧表のとおりであります。

一問一答方式による活発な、分かりやすい質問・答弁を期待しております。

なお、質問事項はあらかじめ通告しておりますので簡潔に発言されるようご協力願います。

◇ 樋 口 功

○議長（青山弘） 発言順位 1 番、議席番号 7 番、樋口功議員を指名します。樋口功議員。

〔 7 番 樋口功 登壇 〕

○7 番（樋口功） 議席番号 7 番、樋口功です。議会初日の町長あいさつにもありましたが、去る 11 月 24 日、飯綱病院事務長の相澤浩幸さまがご逝去されました。コロナ禍においてさまざまな対応を要した病院経営、その後の経営強化プラン作成に中心となって力を注がれ、また時々
の議会に対しての説明や議員の一般質問に真摯に対応していただきました。ここに心から感謝申し上げますとともに、ご冥福をお祈り申し上げます。

これから通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず、農業の地域計画に関して質問します。町はこれまで地域の話し合いにより、人・農地プランを作成、実行してきましたが、今後、高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少

や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されることから、農地を利用しやすく、つまり農作業がしやすく、手間や時間、生産コストを減らすことが期待できる、農地の集約化等の取組を加速化することが緊急の課題です。

この課題解決のためには、1つ目として、人・農地プランを法定化し、地域の話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定める。2つ目として、地域計画の実現のため地域内外から農地の受け手を幅広く確保し、農地バンクを活用した農地の集約化等を行うことになりました。

そして、これを進めるため令和5年4月1日に基盤法等の改正法が施行され、現在、町は10年後の地域の農業をどんな農業にしていきたいのか、大切な農業をどう守り次の世代につないでいくのかを課題として、地域計画を策定しています。この計画は、令和7年3月末までに作成されることになっていますが、残りの時間が少なくなっています。

そこでまず、いきなりですが町長にお伺いいたします。町が主体になって来年3月末までに作成する、いわゆる地域計画について、その重要性和今後の作業でどのようなことに力点を置いて事務を進めようとしていますか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答え申し上げます。まさしく議員がご指摘の農業関係は、飯綱町にとりまして極めて大切な位置付けだと思っています。と言いますのは、わが町は農業を主たる産業とし、それを伸ばすため、また継続するために、数々の事業を展開してまいりました。

その意味で今回の地域計画は、農水省は大義名分的には農地を次世代に引き継いでいくための作業ですということを言っておりますけれども、私はそれ以上に、飯綱町が生き残っていくための極めて重要な計画の一つだと捉えております。

したがって、極めて重要に捉えている中で、どういうところに重点を置いて進めていくかということですが、1つは法律で示されていますので、令和6年度、来年の3月末までには何とか完成をしていきたいというのが1つと、やはり重要なのは、地域での話し合いだをつくづく

思っております。これからの農業をどうしていく、地域をどうしていくか、そういう話し合いの上で計画を立てていくことが、極めて大事だと。

3つ目には、これは当然のことなのですが、農地を引き継いでいくために誰が一体引き受け手、担い手になってもらえるか。そういう人たちを見つけていかなければ、またある意味では育てていかなければならないということも併せて必要だと思っております。これから法人も含めて、やはり担い手の確保に重点を置いていかなければならないだろうと思っています。

そして最終的には、農用地区域の指定という問題も入ってくるのですが、1筆ごとにどうやってこの筆を耕作していくのだ、継続していくのだということで、その定める目標の地図、10年後を見つめたその目標の地図をしっかりと精度を高めていきたいと。最後には、もろもろのこういう事業を進めていく上では、総合的な国・県の補助事業も合わせて、町独自の数々の農業支援の補助制度、支援制度をこれからも引き続き極めて強く進めていかなければならないと考えております。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） この地域計画を作成するに当たっては、国が示しました地域計画策定マニュアル、これは何度となく改正されているようですが、これがありまして、当町においてもこれを参考に作業が進められているものと推察します。それによれば、地域計画を令和7年3月末までに策定する必要から、地域計画の策定実行までの流れとして、町がやらなければならない4つのステップが示されております。

1つ目は、令和6年7月末までに地域の農業者や関係機関と協議の場を設置し協議を実施し、その結果をホームページなどで公表する。2つ目は、令和6年12月末までに担い手のほか、多様な農業者も位置付けとして、目標地図を作成する。それから3つ目は農業委員会や農地バンク、JA、土地改良区などの意見を聴取し、地域計画案を作成し、2週間縦覧する。4つ目は、令和7年3月末までに地域計画を策定する、またホームページなどで公告する。これについては話し合いを継続し、毎年、地域計画をブラッシュアップする、とあります。

また、地域計画の記載例として、地域計画の基準として幾つか示されています。生産する農

畜産物、農用地等の利用の方針、それから今、町長がおっしゃいました担い手、効率的かつ安定的な農業経営を営む者。それから、農用地の集団化、集約化に関する目標、こういうものを達成するための取るべき措置。それから具体的な協議の取りまとめ内容としましては、地域における農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる農用地等の区域。それから、農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項。

それから最後に、目標地図の作成手順についても示されております。当町もそうですが、農業委員会が現況地図、先ほどの話の、改定になりましたけれども人・農地プランで現況地図が作成されていればそれを活用していくということですが。これに農地の出し手・受け手の意向を踏まえ、目標地図の素案を作成し、町に提出する。町は農業委員会と一体になって、地域の徹底した話し合いを通じて、出し手・受け手との調整を進めるということになっております。

そこで質問します。現在、町の農業従事者数及び平均年齢は何歳ですか。これはお任せしますが、過去と比べてどのような状況になっていますか。それから、耕地面積の状況も同じように質問いたします。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） お答えします。まず、農業従事者数になります。こちらにつきましては平成 22 年ですけれども、平均年齢は 58.1 歳で、3,089 名です。その 5 年後の平成 27 年につきましては平均年齢 60.7 歳、2,473 名ということで、600 人ほどの減になっています。令和 2 年の 5 年進んだところでは、62.6 歳、1,973 名ということで 500 名ほど減少しています。農業従事者は減少し、平均年齢は上昇しているという状況です。

また、耕作農地の状況ですけれども、耕作地面積は平成 25 年、1,760ha、令和 5 年は 1,730ha ということで、20ha ほど減少しているということで、データからは、新たな農業者、農業従事者の増加は少なく農業を廃業する方が多くなっているため平均年齢も上昇しているのではないかと思います。また、その状況に合わせて耕作農地の減少も起きているといった状況だと思います。

ます。よろしくお願いします。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 課長からも公表がありましたけれども、やはり高齢化が進んでいる。そして農業者人口も従事者人口も減っている。当然のことながら、今おっしゃったように担い手である新規就農者等が増えない、したがって農地も減っていくと。このような現状が数字的に表れているということです。

もう一つ質問します。町はこの地域計画の作成に当たり、これまでいづな通信を中心に広報を行った上で、地域計画に関するアンケートの実施、あるいは地区での話し合いなどを実施してきました。そこで、昨年11月に行いました地域計画の作成に向けたアンケートについて、その対象者数あるいは回答者数、回答者割合はどのような状況でしたか。また、その結果についてどのように分析をしていますか。お聞きします。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） それではアンケート結果ということですが、まずアンケートの対象者として送った通数の総数は、おおむね2,200通お送りしています。そして回答のあった通数は1,200通ほどということで、全体としての回収率は54.5%という状況です。回収率が50%程度ということですが、全体としての傾向は把握できたのではないかと考えています。

今後の対応として、今後も随時実施していく地域での話し合いや各団体との意見交換の中で、いろいろな意見をしっかりと把握していきたいと考えております。アンケートの内容の結果という状況という部分では、担い手が不足している、働き手の確保が難しい。また、物価高騰などの原材料費や機械の高騰などもある中で、農業現場においては大変厳しい状況だということころがアンケートの中から読み取れたのではないかと考えております。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 回収率が54.5%ということで、これを低いと見るかこれでいいかというところ

ろになるのでしょうかけれども、町としては傾向的には把握できていると感じていらっしゃるようです。

もう一つ質問します。その後の8月から10月にかけて行われた地区での話し合い、これは全体では何か所で実施し、どの程度の出席者があって、その割合はどのような状況でしたか。その結果についても、もし分析されていたら教えてください。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） 地域での話し合いの関係です。地域計画のエリアは、三水地区で4地区、牟礼地区では2地区という形になっています。私たち事務局としては、可能な限り小規模での話し合いを実施したいと考えまして、農業委員等の担当地区が22地区に分かれていますので、この22地区に分けて8月20日から10月22日の期間で話し合いを実施しております。

参加の総数ですが、524名の参加をいただきました。参加割合的には35.8%という数字になっています。各地区によって出席者の状況は異なっているとは思いますが、各地区の役員の皆さまには積極的にご出席いただけたという印象です。また、地区によっては、担い手となるような農家や、規模拡大を目指したいという方もご出席いただいています。

話し合いの内容につきましては、やはり現時点での地域の課題という内容が多かったかとは思いますが、ただ今後、最も重要となる将来に向けての話し合いは継続して、こうした機会を持っていくことが重要かと思ひますし、そういうことを実施する中で持続可能な農業を地域の皆さまと共に目指していくようなことを考えていきたいと思ひております。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 私も9月に地区での話し合いに参加しました。たぶん話し合いとしては早いほうだったと思ひます。地域計画の一つである、目標地図の未確認農地の穴埋め作業に呼ばれたのかと一瞬思ひました。先ほどお話ししましたような地域計画に必要な協議事項、いわゆる話し合いをした印象、これは少し少なかつたと思ひます。参加した人の中からは、今日私たちは何のために呼ばれたのかと質問した人もいました。地域計画の意味や目指す方向を理解して

いる人が多かったとはいえない印象を受けました。

質問はありましたが、農地の賃貸借の契約方法あるいは認定農業者に対する補助金の拡大要望などで、これは地域計画を進める上での協議事項ではありません。質問者が抱えている疑問あるいは要望のように感じました。先ほど課長がおっしゃいましたとおり、現状の話し合いがあったのか分かりませんが、今後に向けての内容の話し合いというのは少なかったと感じております。

私は 10 年前にこの町に U ターンして、今、農業に従事しています。認定農業者にもなり耕地面積を広げました。しかし、広げた分、人手が足りなくなっています。地域あるいは隣町の手を借りて農作業を行っている状態です。この状況が 10 年後になれば、私も 80 歳をゆうに超えてしまいます。何らかの対策をしなければ、今以上に農作業が困難になると予測できるわけです。

そこで考えられる対策の一つは、簡単ではないのですが、後継者を探し引き継いでもらうという方法です。それからもう一つは、私はりんごを作っているのですが、りんごの木を全部切り、平らにして、あとは農地としての管理をしていくと。でもこれは、木を切る、平らにする、非常に大きなお金がかかるので、少し二の足を踏むことがあるかもしれません。

先ほどの回答で、農業従事者の平均年齢が 60 歳からだんだん 70 歳に近づいていくような状態だと。私の年齢と同じくらいの方も多くいらっしゃる中で、その思いは多くの方に共通しているのではないかと思うわけであります。

したがって、後継者問題を解決するためにも協議をするなど、対象者のニーズをしっかりと検討した上で、たぶん会場にはコーディネーターの方が司会をなさっていくのだろうけれども、その進め方の中でもそのような話をしていただければ、皆さんが出やすく話しやすい環境になるのかと感じています。不参加だった方の多くは、他人事と考えているわけではないと思います。

次に、令和 7 年 3 月末までに地域計画の策定をしなければなりません、これまでの作業進捗状況の分析とともに、今後の事務スケジュールは大丈夫でしょうか。質問します。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） これまでの作業の状況になります。まず地域計画での話し合いを進める上で前提となる農業の経営状況や農地の今後の考え方を把握するため、まずアンケートを作成して皆さんにアンケート調査を実施しています。このアンケート調査の回答の分析や農地の利用意向の状況を地図上に落とし込む作業が、当初考えていたよりもかなり時間がかかる状況でした。

そして話し合いについては、農業委員等の担当地区ということで22地区に分けて実施してきました。さまざまな意見をいただきましたけれども、町の考えを反映した中で期限の3月末までには地域計画をまとめていきたいと思っています。ただ、実効性のあるものとしていくところが一番重要かと思ひまして、そこについては新年度においても、随時、更新のための聞き取りや必要なことはしていきたいと思っています。

結果として、町の農地の荒廃化が抑制できるような計画にするためには、目標地図の充実が欠かせないと考えています。併せて少し地域計画とは離れますが、町の農業を持続可能なものとするための必要な対策も検討していきたいと考えています。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 先ほど示しました地域計画に関する国の作成マニュアルは令和7年3月末までに作成するということになっていますが、作成に当たり拙速に地域計画を定めようとするとは地域計画の趣旨に照らして適当ではないとあります。また、策定期限内に「できる限り」のことをした上で地域計画を策定・公表し、その後においても協議を継続し、完成度を高めるとしています。

今、課長がお答えになったようなことがこのマニュアルの中には書いてあります。しかしながら、地域計画項目の一つ一つにしっかり対応していかないと、具体性がない実効性のない計画となる懸念もありますので、老婆心ながら提案させていただきます。

最後になりますが、先ほどのアンケートの結果として、耕作を続けるための課題として4割

の人が収入が不十分、3割の人が働き手が不足と答えています。また、多様な農業者の受け入れに必要な対応として、若者が戻ってきたいと思うような環境づくりが大事と答えた人が4割近くいらっしゃいました。この2つは10年後でなく、今も同様だと思います。課長も今、計画以外のことについてもやらなければいけないことがあるとお答えになったのですけれども、まさしくそれだと思います。

したがって、地域計画としてだけでなく、今すぐ取り組むべきことが幾つもあるかと思います。10年後を目指しての地域計画が令和7年4月から実行されるわけですが、持続可能な地域計画の作成に、町、農業者のほか、関係する事業体全体が一丸となって取り組むことを期待して、この項目の質問を終わります。

2つ目の質問です。8月29日に監査委員が示しました令和5年度決算審査意見報告に対して、町は今後の予算編成等においてどのように対応していかれますか。時間の都合もありますので、全ての項目についてお答えいただくことはできませんので、これから申し上げる質問についてお答えいただければと思います。

まず、歳出の総務費の中で、DXの推進において、早朝や夜間、県外でも住民票等が取得できるコンビニ交付サービスの導入を検討いただきたいとの指摘がありました。

当然のことながら、緊急を要するため早朝あるいは夜間休日に住民票等が必要となる場合があって、コンビニエンスストアなどでのコンビニ交付サービスが得られることは、大きな利便性があると思います。この件につきましては過去においても同様の指摘があり、町は導入費用あるいは管理保守費等の維持費が大きいことから費用対効果の面などについてさらに検討するということになっておりました。

導入費用や管理保守費等の維持費については、設備技術の向上や利用自治体の拡大などで、以前より安価な状況になってきたとの話もあります。また、DX推進の面、マイナンバーカード活用範囲の拡大、他の自治体におけるサービス提供状況、それから周辺自治体、県内自治体との連携面についても検討する必要があるかと思っています。

メリットとデメリットを検証しながら結論を出してほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 細かな点は担当の課長のほうから申し上げますけれども、まず今まで飯綱町がなぜコンビニ交付を実施してこなかったか。これは事実上、私が止めておりました。

でも県内ではもうかなり進んで、今、実施していないのは 77 市町村で 20 団体ぐらいかと思っております。一番は、最初の設備投資。私が議論していた頃は、国の交付税措置もあったのですが、当初 3,000 万円から 4,000 万円の設備投資がかかって、これについては交付税措置等で何とか乗り切れるだろうと思ったのですが、その後、1 年のランニングコスト、これが 500 万円という試算でした。100 人の人がコンビニ交付をご利用になったとすると、1 枚当たり 5 万円の住民票になります。1,000 人の方で 5,000 円になります。

もちろん、役場の窓口を受領に来られる方も非常に多いと思っております。今、1 枚 300 円で住民票交付をしております。これはランニングコストがかかり過ぎるだろうというのが一つと、もう一点は、これだけ DX、全体のクラウドのこういう ICT の世界がどんどんできて、国でもいろんな事業を導入してきている中で、住民票の交付等と窓口サービスがもっと全国で同じようにネットでできる時代が必ず来るのではないかという思いから、その時代が来るまで我慢していただきたいと。

ただ、それに代わるべきサービスは、この窓口が書かない窓口、DX 窓口にしてからは、電話なりネットでやってもらおうと。1 日ぐらい遅れますけれども、無料で東京なら東京の人からご注文いただいた住民票をそちらにお送りすると、こういうことはできるのですけれども、今すぐコンビニで欲しいというのは、そういうサービスができない状況です。

なお、議員がご指摘のとおり、だいぶいろいろなシステムが安価にできるような制度が出てきたというので、その点についてはまた課長のほうから申し上げたいと思います。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） それでは、コンビニ交付についてお答えします。あくまで住民環

境課の立場でお答えします。

コンビニ交付については、早朝や夜間、休日のほか、特に緊急を要する場合などには、役場の開庁時間帯に限らず証明書を取得できるというメリットがあります。また、議員がご指摘のとおり、費用対効果の面で課題が存在しているのは事実です。しかし、近隣市町村の動向を見ると、住民サービスとして整備している団体が多く、信濃町などは今年度中にサービス開始の予定とお聞きしております。

このように、近隣市町村でコンビニ交付サービスを取り扱っていないのは、当町も含めて少数派となっているということは、先ほどの町長の答弁にもございます。その中で、コンビニ交付を低コストで利用できるサービスの活用を進めている自治体もあるとお聞きしています。

コンビニ交付については、導入・運用コストが課題ですが、住民のニーズが多くあることを踏まえ、低コスト運用などの可能性も含めて模索していきたいと考えております。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 次に、歳出である繰出金それから負担額について、全体としては1億200万円増加していると。特に病院事業は1億5,800万円と大幅に増加し、6億5,700万円となっています。急激に増加した要因は、前年まであったコロナ対策の補助金が9月で終了したことによるものです。また、下水道事業に対する繰出金は、1,300万円減少したものの、4億4,100万円となっています。

この2つの事業に対する補助金額の合計は10億9,800万円となり、一般会計の11.8%に相当しており、いずれも早急に抜本的な対策を講じていく必要があると指摘がありました。この指摘に対する今後の対応について質問します。

○議長（青山弘） 高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇〕

○総務課長（高橋秀一） それでは、一般会計の歳出であります企業会計の繰出金についての監査委員の意見に対するご質問ですので、私のほうから企業会計の繰出基準も含めまして回答をさせていただきます。

まず、繰出のルールについてですが、ご承知のとおり、地方公営企業は、原則として受益者が負担する額のみをもって、その経費を賄う独立採算制が基本となっております。しかし、公営企業には公共的な必要から、採算性を無視しても実施しなければならない場合があることから、地方公営企業法によりまして特定の条件を満たす経費については、自治体が、公営企業への繰出金として経費を負担することとされております。

さらに、一般会計と公営企業との経費負担区分のルールにつきましては、総務省より毎年度繰出基準として通知がされておりました、その主要財源につきましては地方財政計画に計上され、地方交付税の基準財政需要額への算入、または特別交付税を通じて財源措置がされております。

総務省通知にある基準に示された項目と計算に基づく繰入金を、一般に基準内繰入金と呼びまして、基準に基づかず、自治体が独自に行う繰入金につきましては基準外繰入金というふうに使われております。

ご質問の、監査委員の指摘に対する対応はとのことですが、当町では病院事業、水道事業、下水道事業の各企業会計へは当初予算においては原則繰出基準に基づいた繰出金をもって予算編成をしております。しかし、令和5年度の病院会計決算では、一般会計からの繰入金は6億5,746万3千円でした。そのうち、基準内繰入金につきましては3億8,277万6千円となっております、基準外繰入金が大変多くなっております。

この基準外繰出金を少しでも少なくすることは、一般会計の負担も軽減されますし、基本となっております企業会計としての独立採算性も保持され、経営安定にもつながりますので、病院での経営強化プランに基づいた経営改善など、各企業会計での経営改善を図りながら、基準内繰出金の範囲内で繰出ができるよう進めていければと考えております。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 関連しているかどうか分かりませんが、病院会計においては、言い方が悪いかもしれませんが、多額の補正予算を組むことが常態化しているような感じがするので、補正予算を組まない当初予算編成、これは難しい状況にありますか。質問します。

○議長（青山弘） 田中病院事務次長。

〔病院事務次長 田中良史 登壇〕

○病院事務次長（田中良史） まず、補正予算につきましては高額な医療機器の急な故障や老朽化が進む設備の修繕、また、予測不可能なコロナ禍に象徴される有事、今回の有事による患者数の想定されない減少がありました。これにより業務予定量の達成が難しくなったというところが大きく影響しています。今後いわゆる平時に戻っていく中では、なるべく補正を必要としない予算編成をしてまいりたいと思っております。

また、補足ですけれども国保直診施設の多くは、少子高齢化と人口減少が先行して進む地域に存在しておりまして、どうしても地域全体も縮小傾向にある中で、なくてはならない医療施設として地域医療の最後のとりでと評価されている中、飯綱病院におきましては持続可能な地域医療提供体制を確保するための経営強化プランを、今年度から令和10年度まで5年間、計画期間として作成し取り組んでおります。この計画では、病院の規模や機能を適正にしていくという抜本的な経営改善を目指しております。よろしくお願いします。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 次に、地方債の状況において、下水道事業では地方債を4億4,100万円償還しておりまして、地方債残高は27億9,600万円となりました。年間の償還額が大きく、資金繰りを圧迫している状態です。下水道料金の見直し等を検討し収支バランスを改善することが必要ですとの指摘がありました。

言い方はすみません。何も今、峯村町長がやっているわけではなく過去の積み重ねが今に来ていて、それに基づいて住民が潤いを得ていると、このような状況があるわけですけれども。年間の償還額が大きく、資金繰りを圧迫している状態は指摘のとおりだと思いますが、下水道料金の見直しだけでは早期の収支バランスにつながらないと思います。ほかの改善等も含め、この指摘事項に対する今後の対応について質問します。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 全体のことで、私のほうからお答えしたいと思います。下水道事業、起債の償還4億円少しは一般会計から繰出で全額見てきております。と言いますのは、公共下水道事業は国庫補助金を使って整備をしていきたいと思いますというシステムになっていたのですが、国が一気に下水道事業を進めたいということで、借金を認めますよと、100%に近い借金を認めてくれたと記憶しています。

その後、起債の償還のときに交付税措置をしますから、どんどん早く工事をやってほしいと、公共下水道事業は途中からそういう事業に転換しました。したがって、農集排も含めてですが、非常に起債の額が多くなって、しかもそれは政策として起債を起こして、それを一般会計で見ていくから、よし工事をやっていこうという計画でスタートしております。そのような関係で、起債の償還については全て繰出金で見ていこうと、こういうことで進めてまいりました。

下水道事業が頑張っているのは、上水道事業と違って、通常の経費、ランニングコストについては、今まで皆さんからの使用料で賄ってまいりました。これももう合併して20年、一切値上げをしてこなくて20年間その額でやってきたわけで、ここへ来て、基本料金の使用料を上げさせていただくような条例改正をお願いしていますけれども。この値上げによって、当面は通常のランニングコストについてはやっていけるだろうと計画を立てております。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 次に、公営企業会計決算において、総評として幾つか指摘されています。まず、水道事業会計においては、人口の減少に伴う収益の減少及び老朽管、管路の補修等の増加が見込まれておりますので、将来を見据えた資金計画が必要だとの指摘がありました。この指摘に対する今後の対応について質問します。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 水道はしばしば議題に上がっておりますので、同様の答弁をしたような記憶がございますけれども、水道は合併時の大きな約束事に基づいて事業を進めてきております。ようやく三水地区・牟礼地区の水道事業が一本化になって一つの水道にはなったのですが、料

金も統一したことによって、統一はもう平成 27 年か平成 25 年にやっているのですけども、これによって三水地区は値段が下がりました。それでずっと今日までやってきた経過があります。ですから、水道事業の収入だけでは当然お金は不足するだろうという前提の中で、合併して 5 年間は、水道事業へ一般会計から繰り出しをしましょうと。こういう約束のもとに水道事業はスタートしたのです。5 年たったら補助金を切っていいですねという中身だったのですけれども、実質的な水道事業を運営した上では、補助をやめてしまうと水道は運営できないという状況で、その補助を出すというものが引き続き今日まで続いてきております。

これについては、スキー場との絡み等、いろいろなことがあったかと思いますが、その問題についても、ようやくここである程度方向が出まして、改善されていくだろうと思っています。これからは、今回の値上げをさせていただくということで、今、議員の心配なランニングコスト的なものについては、何とか水道事業の会計の中でやっていこうと。

設備投資や改善や施設の整備については、なるべく資本出資、水道事業会計へ補助を出すのではなくて、出資をしていくというスタイルで。新しい水道管は出資をしたことによってお金が今、水道管に変わっているという考え方でこれから進めていこうと思います。

したがって、一般会計からはこれからも設備についてはかなり水道事業へ支援していくようになると思っています。

もう一つは、消費税の絡みで、補助金だと消費税がかかってくるのですが出資金だと消費税がかかってこないという、そういう点も考慮した上での出資金の措置にしているのです。それはともかく、これから 15 億円、20 億円という水道事業会計の必要費用について、料金でこのぐらい負担をしていただきたい、公営企業債はなるべく少なくしてこのぐらいの借金で収めていきたい、残りは何とか一般会計で頑張ってご提案をしていこうと。こういう考え方で計画を立てました。

私は、この水道事業会計は十分、急激な住民の皆さんのご負担をいただくということもなくこの計画で進んでいけるだろうと、そのように確信をしております。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 次に、下水道会計においては営業活動キャッシュフローが3億2,880万円であるが、企業債の償還金額が3億9,206万円、設備投資が9,273万円とあるため、資金が不足し、他会計からの補助金に依存するしかない状態。早急な対策を講ずる必要がありますとの指摘がありました。これに対する対応について質問します。

○議長（青山弘） 若林建設水道課長。

〔建設水道課長 若林宏行 登壇〕

○建設水道課長（若林宏行） お答えいたします。農業集落排水施設であります倉井処理場、処理場名クリーンピア倉井、そして上赤塩処理場、処理場名クリーン上赤塩の2施設について、現在、公共下水道への統合計画を進めているところです。この統合が完了することにより、年間約1,600万円程度の維持管理費の削減が見込まれます。

また、令和5年度からは、福井団地地区内の老朽管とマンホールぶたの改修工事に着手しており、雨水排水など不明水の下水道管路への流入防止対策を講じていくことにより、汚水処理にかかる動力源などの処理費用の削減に取り組んでいきたいと考えております。

このほか、町内には75か所設置されているマンホールポンプ場がありますが、処理人口等の減少に伴い、汚水の流入減少が認められる箇所については、更新時にポンプの処理能力を小さなものにするなどダウンサイジングを図り、それらを確実に実行していくことにより、現在、他会計からの補助金に依存している状況を少しでも改善できるよう、より一層、経費の削減に努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 峯村町政は合併当時、一般会計、特別会計、そして企業会計合計で約250億円であった町債残高が、令和5年には約117億円と、実に18年間で133億円減少させました。確実な償還もさることながら、ふるさと納税の増加やその時々有利な条件での公債発行などに力を入れたことも大きな要因の一つと思います。

また、病院事業や上下水道事業は、まさに町民の生活基盤として必要不可欠な事業であり、公営企業会計を適用し、企業性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本とするものであり、そ

の経営に要する経費は、経営に伴う収入、料金をもって充てる独立採算制が原則とされています。これは先ほど総務課長のほうからもご説明があったとおりです。

将来にわたり安定的にサービスを提供していくためには、資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握した上で、将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定等の取組を進めていくことが求められます。

今定例議会において、上水道の料金改定に関わる条例改正が上程されましたが、私たち議会ではしっかり審議をさせていただく所存でございます。町長、もし何かあればよろしいですか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 監査委員からの指摘についてどう対応しているかという今までにないご質問をいただいて、私どももありがたかったと思っています。宮島登代表監査委員、山本孝利代表監査委員、そして今の山浦修代表監査委員。いずれも、非常に民間のセンスを持った、または税理士、公認会計士としてのいろいろな経験の中から極めて素晴らしいご指摘をいただきました。

議員に指摘をいただいた財政的な問題のほかに、補正予算でもこの間、債務負担行為の補正を出しましたがけれども、ゴミの処理については、従来、年度初めに随意契約でやっていたものを、それでは駄目だと。年度内に債務負担行為を起こして入札をして、4月1日から着手してほしいと、そのようなご指摘の中で動いてきております。

いつも、監査報告については課長会で全員にその趣旨を配り、そして代表監査委員には、われわれが検討した結果を文章でお答えしてきております。したがって、今、議員にご指摘をいただいたことはまさに今、町として極めて要注意で取り組んでいかなければならない事項ばかりでした。

これからもいろいろな意味で、議会そして監査役、その辺のご指摘を真摯に受け止めて、しるべき対応をしていきたいと思っておりますので、またよろしくご指導いただきたいと思います。

○議長（青山弘） 樋口議員。

○7番（樋口功） 以上で私の質問を終わります。

○議長（青山弘） 樋口功議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開時間は11時5分とします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時 5分

◇ 中 井 寿 一

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

発言順位2番、議席番号2番、中井寿一議員を指名いたします。中井寿一議員。

〔2番 中井寿一 登壇〕

○2番（中井寿一） 議席番号2番、中井寿一、通告に従い質問いたします。

1番目、公共交通についてです。先日、長電バスから牟礼線の廃止が発表されました。早速、保護者の方から心配の声をいただきました。牟礼線には、町からの補助金が出ており、当初は1,000万円だったものが、コロナ禍においては2,000万円に上り、今はそのままだが続いている状態です。

報道にもあるように、この廃止は運転手不足が原因のようです。

これまで町は、町内の公共機関について、フルデマンドを取り入れるなど、町民の公共の足をなくさないように取り組んでくれました。

今度は町外の路線にも取組をお願いしたいと思います。町外の路線ということから、いろいろな問題が出てくるかもしれません。法的な問題もあるかもしれません。

そこで、町長に質問したいのですが、まず、具体的なものはまだこれからだと思いますが、この路線廃止に取り組む町の姿勢をお伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。通称牟礼線は、従来1日14便ぐらいの往復、長野に行くのが14で、こちらに来るのが13だったと思いますけれども、それが12月から11便に減って運行されています。そして、いよいよ来年10月以降は、廃止という厳しいお話をお聞きしました。

今、議員がおっしゃるとおり、町から支援を出しているあのお金は、もちろん町の一般財源もありますけれども、国からの特別交付税等も含めて、町自身が2,000万円全て負担しているというわけではないのですが、あの金額は、長野電鉄にしても一部利益を含んだ支援になっています。ただただ維持するだけの補助ではない。

したがって、運転手の確保さえできれば何とかやっていけるという予定で運行してもらっていたのですが、いよいよこの間のお話を聞くと、どうにもこうにもドライバーがいないと。じたがって、もうどうしようもなくてお願いをしたいというお話でした。もう少し補助を上げてもらえば運行できるという問題ではないということでした。

しかし、乗っている人が正直言って平均で1人いるかいらないかぐらいという現状も承知をしている上ですが、非常に大事な足として確保を願っている利用者もいらっしゃることは間違いありません。

したがって町としては、「そうですか」と言って、「来年10月以降、長野へ行くには電車しかないね」というわけにはいかないだろうと。どういうシステム、どういう運行をやっていけばいいのか、そこは十分長野電鉄、長野市、長野県、そして私ども飯綱町の4者でじっくり協議して、来年の10月以降の対応策を具体的にこれから練っていきたいと思っています。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 現在のバスのコースは、収益を上げるためにか、長野市内をあちこち回っており、長野駅から牟礼駅までの所要時間は1時間を少し超えるぐらいになっています。コースの見直しで所要時間を短縮できるのなら利便性は上がります。路線の代替を考えるだけなのか、それともこれを機に白紙の状態から新たな交通網を模索するのかによっても、これから先変わっていくかと思います。

そこで質問ですが、具体的な検討は確かにこれからだと思うのですが、利用実績を踏まえて、コースの見直しも含めて白紙の状態から再構築を目指すのでしょうか。あるいは、具体的にいろいろな検討策があると思うのですが、選択肢としてどういうものがあるかお考えであればお教えてください。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えいたします。牟礼線は地域間幹線のため、当町だけでは対応策を決められない部分がありますので、長野市、長野県、長電バスの4者で、どのような代替対応が可能かについて、これから協議を進めてまいります。

どのような対応策が考えられるかは、今後の協議によるところがあり、現段階でお答えできる材料はまだそろっていませんが、対応案の一例としては、新たな朝夕定時定路線便を構築しての運行委託や、地域間をまたぐデマンドバス、あるいはタクシー等の運行、ライドシェアなどが考えられます。

また、対応策の検討に当たっては、単に現状の路線を踏襲する代替ではなく、利用される方が不便さを感じず、むしろ利用しやすくなったと感じていただけるような新たな路線の構築を意識する中で、具体的な運行内容等について検討を進めたいと考えています。利用者ニーズを把握する中で進めたいということです。

なお、長野市と飯綱町では、路線廃止により生じる課題は微妙に異なっており、運転手不足という抜本的な問題もあることから、地域間運行の具体案がまとまるまでには一定の時間を要するものと思われますが、来年の夏までをめどに、最終的な代替案をまとめて、町民に示せるようにしていきたいと考えています。以上です。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 一番大きな問題は運転手不足ということですが、これについては、もちろん町で解決できる問題ではないですが、何かいい方法は考えられるのでしょうか。その辺の協議はこれからでしょうけれども、その辺でもし何かあればお教えてください。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答え申し上げます。現在、牟礼線は、車の大きさでいきますと中型バスの分類に入ります。その中型以上の車を運転できる運転手がかかなり不足しているというようなことから、普通車クラスでも運転できるような車両に変更していくことも、一つの対策案というふうにも捉えています。その辺も加味しながら、運転手不足に対応できる策を講じていきたいと考えています。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） ぜひ足をなくさないように頑張ってくださいと思います。

次に移らせていただきます。2番、未来ある農業についてです。

まず、10年という月日をいかに重要視しているかをお話ししたいと思います。

昔の話ですけれども、牟礼、三水合併の説明会のときのことです。当時、今、合併すれば、10年間は地方交付税の特別措置が受けられるからといって利点を説明されました。当時の助役に私は尋ねました。10年たったら特別措置はなくなるんですよね、どうするんですか。回答はこうでした。10年後なんてどうなるか分からない。分からないことは考えないということでした。この回答で、この村は終わったなと私は感じました。皆さんはどう感じますか。10年先は分からないから考えるだけ無駄だと思いますか。十年一昔といいますが、10年後を見据えて生きるのと、明日だけを見て生きるのとでは、10年後に雲泥の差が出ます。

先般、地域計画の説明会が町内22か所で開催されました。そのうちの幾つかに出席しました。一部の地域では、地域計画の真意が伝わっていなかったように感じました。農業を営まれている方で、どれぐらいの人が地域計画という言葉を検索したのでしょうか。そして、どれぐらいの人が農水省の地域計画のページを参照したのでしょうか。

このページに書かれているキャッチコピーは、「農地を次世代に引き継ぐための地域計画に取り組みましょう！」です。次世代に引き継ぐとはどういう意味でしょうか。給料や年金、退職金を注ぎ込んでいては、次世代に引き継ぐことは難しいのではないかと思います。あくまでも

もうける農業でないと次世代に引き継がないのではないかと思います。

今回、期限までに地域計画を提出しないと、中山間地域等直接支払交付金などに代表される国の補助金の補助制度の活用が難しくなるということでした。しかし、計画書を提出するのが最終目標ではありません。地域計画を提出するのは第一歩です。

実のところ、地域計画の施策はきっかけづくりであって、重要なのは、10年後を見据えてどう事業を拡大するかという、これを考えることだと思います。これがなかなか伝わらなかったのではないかと思います。たぶん多くの人は、耕作放棄地を減らすことが目的と感じていたのではないのでしょうか。

もうける農業には効率アップが必要ですが、効率を上げるには規模が必要です。機械一つ取ってもそうだと思います。高い機械を買うなら、もっと耕さないと採算が合わないと思います。また、経営を安定させるためにも規模が必要です。小さい規模でやっていると、いろいろなことに左右されて、赤字になったりすると思います。

例えば、農業を営むには、ある程度の規模がないともうけは出ませんし、1人では規模に限界があります。それに加え、規模が制限されてしまえば、経営の安定性も望めません。そこで、今回の地域計画は役に立つのです。10年後の空き農地が予測できれば、それに合わせて事業を拡大するという計画は成り立つのです。

地域計画の説明会では、耕作放棄地をどうするかの話が多かったように思います。耕作放棄地をどうするかという後ろ向きの対策ではなく、耕作放棄地でどう事業を拡大していくかという前向きな話が必要だったと思います。

実際にこんな話が耳に入りました。10年前にも人・農地プランという似たようなものがあったよな。前回は単発で終わってしまったから、今回も単発で終わってしまうのかな。こんなことを毎年続けるには、どうやっても役場のマンパワーが足りないよなという話です。そうではないと思います。動くのは役場ではなく農業従事者だと思います。

そこで、町に質問です。耕作放棄地の対策という、どちらかといえば後ろ向きな問題ではなく、耕作放棄地を見込んだ農業経営の拡大という前向きな議論に発展するよう、町はどう働き

かけるのでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） あまり農業の経験のない中井議員から農業関係でご質問をいただくのは、本当にある意味ではうれしい質問ですけれども、荒廃農地対策も、もちろん今回の地域計画の目的の一つとしてはあろうと思いますが、議員がご指摘をさせていただいた中に、もうかる農業という言葉がありました。

これはまさしく私ども町政を一生懸命進めてきて、代名詞のように、もうかる農業、稼げる農業、こうでなければやる人がいるわけがないというスタイルでやってきたことは、ご意見と全く同じです。

そういう意味で、これから地域計画に基づいて、町がどういうふうな展開をしていこうという意味では、冷静に考えますと、水田については90%を超える面積が一応の区画整備事業が終わっています。したがって、それをもう少し大きくするかどうかはまだしも、誰がそこで経営をしていけばいいのか、誰に集約させていけばいいのか、どの法人にやってもらえばいいかという、いろいろな意味の選択はあると思っていますけれども、私は、これから重要なのは、いい意味で、どうやって畑地や樹園地の圃場整備をするか。その中には当然この荒廃地も入ってくるとしています。

私は、簡易な、真っ平らにするのではなくて、穏やかな角度、傾斜を持った、いわゆるヒルという感じの丘的な圃場整備をすることによって、平出なら平出、10ha、20haを一体化した中で畑地の経営をしていこうと。

したがって、その中には、当然、Aさんはふじを作っていて、Bさんは違う品種を作っているけれども、ふじが多過ぎるからふじをやめて違うものにしたいということになれば、大きな面積をその地域の集合体、経営体で運営していれば、そのふじは全て切っても、こちらのりんごで稼げるからこなしていけるねと。

このふじが、6年7年たって収穫できるようになったら、隣のやっていたところを切って違

うものに品種更新していこうというような経営を、今の話の10年を見据えた中で取り組んでいくというようなことをやれば、水田と畑地と、ある意味では大きく方向が出てくるのではないかとと思っています。

したがって課題は、一つは換地が絡むというか、大きな一つのなだらかな農地にするということについては、その地主さんに同意をしてもらって、そういう計画に賛同していくことが必要だと。または、その後に誰が中心になって経営していくかという担い手の選択が難しい。

それともう一つは、かかった費用については、どうやって見ていくのか。この点については、恐らくかなりの補助率で、町、国、県が見ていくというようなことを取らない限りは、とてもではないが5割ぐらいの補助では危ない橋を渡ることはできないというような話になってくるだろうと思います。

話が長くなりますが、今回、中山間地域総合整備事業という国庫補助事業で、三水地区の農道整備などいろいろとやっていくのですが、この補助率は、国と県を合わせて88%ですから、町は12%の負担をすればいいわけです。10億円かかっても1億2,000万円、20億円かかっても2億4,000万円です。だから思い切ってやったらどうだということで、今、担当課で、来年から事業をスタートします。

今年のふるさと納税は、この間ここで補正してもらって、10億円のふるさと納税になれば5億円が手元に残ります。20億円の負担金の半分は、もう今年のふるさと納税というような考え方でいるから心配しないで、そういう事業については農家の負担はなしで取り組むぐらいのことでやっていかない限りは、いよいよ正念場を迎えているだろうなと感じています。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 補助金は大変ありがたい話だと思います。ただ、今、町長がおっしゃったように、広い面積での耕作に切り替えをするには経営体自身が大きくないと、それは今までの家族経営という形の農家では大変難しい話だと思います。そこで必要になってくるのは、規模の拡大というか、法人経営にするのか、集団営農にするのか、いろいろな方策があると思うのですが、やはりそこへ持っていかないと、補助金をつぎ込んでも、結局あまりもうけが出ない

ということになると思います。規模を大きくする、法人化なり集団営農化なりについて町としてはどういうお考えがあるのでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） もっと具体的な点については課長からも申し上げますけれども、私は今、県下の農業のいろいろな役を、充て職のような感じでやっているのですが、今の議員のような心配に対して、これから長野県農業をどうやっていこうかといろいろな議論をする場があるのですが、私も最終的に方法はそこだなと思うのは、やはり法人化が必要だろうと思います。

そして、先ほど若い人たちにも農業に興味を持ってもらおうということも、担い手の育成としては極めて大事です。しかし、今の若い人たちは、毎日朝から晩まで仕事をして、休みは不特定で決まっていないような仕事は、やはり興味を示してはくれません。法人にするからこそ厚生年金にも入ります、今年もうかったからボーナスも4か月ぐらい出そう。週休は当然2日だと。こういうスタイルで農業を経営していけるような状況にしない限りは難しいだろうと。

私はいつも、何とか法人化しよう、法人化しようということで、農水省へ一職員を送り込んでいるのも、彼が行って担当して勉強しているところは担い手の確保の係です。そういうことを含めて、私は、1つ2つ3つぐらい、いいグループ、法人が設立されて、そこを町が育成をして、独り立ちできるまで町が支援をしていくことによって、法人化でうまくいっているねと。俺たちも法人化しようというようなスタイルに流れを持っていきたいと。

そういう意味では、この地域計画といういいきっかけになったもので、これを契機に、一つぜひ呼びかけていきたいと思っています。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 事業計画には、今、町長がおっしゃったように、土地だけでなく、人、新規就農者も必要になります。雇い入れるのか、共同経営者として迎え入れるのか、いろいろなパターンが考えられると思います。また、おっしゃったように法人化も視野に入れた考え方も必要になります。まさに次世代に引き継ぐです。

そこで、町に質問です。新規就農者の募集、あるいは事業拡大を計画している農業者とのマッチングについて、町はどのような支援策を用意しているのでしょうか。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） 新規就農者を獲得することや共同経営を立ち上げる、また、新たな経営者、そういった組織を呼び込むということは、町の農業を持続化する中では非常に重要なことだと考えます。

現時点でも、新規就農者の関係につきましては、国の補助制度や町の補助制度を活用した中で、町に移住してきていただいて農業を目指す方々には、さまざまな支援をしているところです。

また、地域の農業を維持していくためには、先ほど町長がおっしゃった法人化や組織化というものも本当に必要だと思います。そういう部分での組織や集団への支援は、まだまだこれから、どういうふうにしていったらいいか検討しているところですが、先ほどお話ししました地域計画の中でも、できればその地域の中で地域営農的なものもできればありがたいと思うのですが、そこにはやはりやっていただける人がいないと、行政だけで進められるものではありませんので、そうした農業者とのコミュニケーションを図る中で、そういう核というか芽が出てくるところに、どういう支援をしていったらいいか、今後もしっかり検討していきたいと思っています。

○議長（青山弘） 中井議員。

○2番（中井寿一） 先日、地域おこし協力隊で、2名の方がふるさと振興公社に入ってきました。これは非常にいいアイデアだと思います。このように今後も飯綱町が農業で発展するような支援を期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（青山弘） 中井議員、ご苦労さまでした。

以上で、午前の日程が終了しました。これより休憩とし、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時31分

再開 午後 1時00分

◇ 中 島 和 子

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き会議を再開します。一般質問を続けます。

発言順位3番、議席番号6番、中島和子議員を指名いたします。中島和子議員。

〔6番 中島和子 登壇〕

○6番（中島和子） 中島和子です。通告に従いまして質問させていただきます。

まず、移住・交流の分野から、移住・定住の推進についてお聞きしてまいります。

飯綱町総合計画の基本理念は「あふれる自然 共に豊かな暮らし創生」です。緑豊かな自然は、農業はもとより、あらゆる産業や私たちの生活全ての基盤であり、私たちが将来にわたって継承すべき町民共有の財産であるとされています。

さて、総務省発表による2024年1月の住民基本台帳では、日本人の人口は1億2,156万1,801人とされ、前年より約86万人の減少となり、15年連続で減り続けています。全国規模での人口減少が続く中において、基本理念である「あふれる自然と豊かな暮らしの飯綱町」に魅力を感じて転入される方が多くなってきたように思われます。

先日の信濃毎日新聞の県内市町村アンケートでは、想定した2025年の人口目標に対しまして、それを下回る市町村が半数の38市町村との発表がありました。飯綱町人口増進計画では、2025年の目標値を1万35人としています。

それに対しまして、12月の飯綱町の人口は1万257人です。下回っている市町村が多い中、現段階では目標値を上回っています。この状況が今後も継続されていくのか気になるところで、町長は人口推移の状況をどのように捉えていらっしゃるのか、お聞きいたします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。議員おっしゃるとおり、人口増対策、少子高齢化対策等も含めて、町の非常に大きな課題として取り組んできております。各種の移住対策を広

めて、実施してきましたけれども、ようやくある程度、そういう事業の中身について浸透してきて、表現はあれですけども、ボクシングのボディーブローのように少しずついろいろなものが効いてきて、それが数字となって表れてきているのではないかと感じております。

議員がご質問をされておりますけれども、転入をしてきた人たちの理由等も分析をしてみますと、やはりそのような感じがしております。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6番（中島和子） 広報による町人口ですが、12月が8人増、11月は6人減、10月は6人増、9月は27人減、8月は19人減と、増減が繰り返されている状況が続いております。後期基本計画での移住・定住に対する住民評価の移住者を増やす取組満足度は18.1%でして、令和8年には目標値を30%としています。

先ほどのお話でも、移住者のほうは順調ということですが、継続や持続のためには、どんな施策があれば住みたい町として評価されるのかを考えたときに、実際に移住された方の声が聞けると政策へのヒントになると思われます。

具体的に、転入・転出された方はどのぐらいいらっしゃるのか、その年代層の把握、転入者が飯綱町のどこに魅力を感じて移住を決められたのかなどのアンケート調査の実施があればお聞きいたします。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えいたします。年代層の把握までは行っていないのですが、転入しました世帯には、令和5年4月より住民環境課の窓口において、インターネット上で回答ができるアンケートのQRコードを渡しております。これまでの回答数は、11月末で21件、そのうち転入世帯が17件でした。

その17世帯の転入に至った理由について、最も当てはまるものとして、自然環境が5件、29.4%ですが、これが一番多く、次いで、起業・創業が4件で23.5%、結婚や就職、そして転勤がそれぞれ2件で11.8%、介護1件5.8%、その他が1件となっております。

また、移住相談の過程におきまして、飯綱町を選択肢として検討した理由も聞いております。

本年度の移住相談の件数は、11月末現在105件ですが、主な項目として、「田舎暮らし」と「農業に魅力を感じている」がそれぞれ21件で20%、「自然」が18件で17.1%、「長野県に移住したい」が12件で11.4%、「子育て・教育」が10件で9.5%、「起業」が6件5.7%等となっている状況です。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6番（中島和子） お聞きいたしました。人口増進計画では、社会増への細かな補助事業が展開されております。移住専門員によるサポートなど支援体制による整備が進められていますが、さらに住民を巻き込んだ施策を増やしてもいいのではないかと感じているところです。

先ほど課長の回答にもありましたように、飯綱町は自然や農産物が豊富であることなのか、子育ての充実なのかなど、何をきっかけに移住を決められたかなどの調査分析から、移住された方の声を参考に、この町の良さを検討することも必要かと考えます。利点を十分に生かした新しい感覚は、ここに暮らす私たち住民には気付かないことも多くあります。移住者目線に基づき、住民との共働による施策が必要ではないかと思われそうですが、いかがでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議員には度々その種の質問をいただいていると記憶をしております。転入してきた人たちが、その後、気持ちよく地域の中で生活していくためには、どうしてもその地域の人たちとの深い関わり合いというのが必要だろうと。そのためには、地域の人とはどんな転入者に対して支援をしていけばいいだろう、どんな接し方をしていけばいいだろうというのは、やはりその人その人によって、私はいろいろ違いはあると思うのですが、総じて言えることは、やはりぽつんと離れた状況での移住というのは、あまりベターではないだろうと。

人付き合いがあまり好きではないという移住者の方もいらっしゃるかもしれませんが、それはそれなりきの接し方というものがあると思うのですが、さりとて地域に移住者に専門的に対応する人やチームをつくるというのは、少しいささかだと思っております。隣近所、また

は移住するきっかけになった人などをキーステーションにしながら、やはり町でも設定をしております移住の人たちの相談者みたいな方々が、きめ細かく回って歩くようなことをして、徐々に地域の交わりを醸成していくような方法が一番優しくていいだろうと感じています。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6番（中島和子） 2024年、長野県は移住したい都道府県ランキング1位です。そして、大東建託による長野県の「町村の幸福度&住み続けたい街ランキング」1位は、諏訪郡の原村で2年連続です。東京までのアクセス2時間半、名古屋までが3時間の立地の良さを生かし、行政と住民が一体となって移住者への積極的な支援を行う「長野県移住モデル地区」となっているようです。

その原村の紹介を見ますと、「日本で最も美しい村連合」に加盟していきまして、行政との連携をしながら、田舎暮らし案内人による移住希望者の支援、情報提供などのサポートを行っています。

移住された方の声には、春から秋は農作業を満喫しているなどの自然に恵まれた環境での生活を楽しむ様子がホームページから伝わってまいりました。人口減少時代にもかかわらず、毎年、転出者よりも転入者が数十人多く、自然減をも上回っているようです。

担当課の話では、「自然環境と子育て環境、都心への利便性が転入者の増える理由」だと回答されていました。

移住モデル地区というのが県内に6か所あります。意外にも北信には該当地区はありません。

モデル地区の条件といたしましては、先ほど町長からもお話しいただいたのですが、これはモデル地区の条件としては、移住者の溶け込み支援を官民一体となって積極的に行っていること、また積極的に移住者との交流を図る意欲があること、そして相談、アドバイスをできる人材がいること、この3点で小学校通学区単位での認定もあるということです。

このようなモデル地区へ町が手を挙げることは可能かということをお聞きしたかったのですが、いかがでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 原村などは、隣の富士見町もそうですけれども、非常に見習うべき要素の多い町村だと承知しております。非常にうらやましくも思っているのですが、さりとて負けず嫌いといいますか、飯綱町がかなり原村や富士見町にいろいろな意味で劣っているとは思っていません。逆にもっと立地条件的には恵まれている地域ではないかと、そんな考え方もしている一人ですけれども、現実として、飯綱町になかなか人が増えてこないということも事実なので、もう少し分析をして、何が不足しているのかを研究したいと思っています。

ただ、最近感じていることは、自然環境や社会的立地条件は、飯綱町は抜群にいいと思っているのですが、あとは地域おこし協力隊の人たちが最近非常にいい人材が入ってきてくれます。ご夫婦でしかも子どもさんがお2人とか、12月1日から中学校と小学校に子どもさんが入学されたとか、本当にうれしいことですが、それによって来春はクラスを2つにするような人数になったなど、極めてありがたいニュースですけれども、そういう人たちがご夫婦で転入してきてくれるには、やはり一定の生活の保障といいますか、賃金の保障、これが今、地域おこし協力隊の人はもろもろを含めて五百数十万の年間のお金の契約になります。そこに奥さんがバイトに行ったり、または旦那さんが違った仕事に就くなど、いろいろなことをやっていくと、一定の生活のめどが立ちさえすれば、飯綱町を移住先の一つとして選択していただけるのではないかとこのことを最近強く思うようにはなってきました。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6番（中島和子） 私がお聞きした移住者された方の声です。恵まれた自然環境は、子育てには最適であること、古民家をリフォームしながら、宅地内に豊富にある空き地で野菜を作り始めたり、自然と触れ合いながら、家庭菜園を楽しんでいるなど、何といたってもご近所の方との交流が大変スムーズであることがうれしく感じられました。休日や空き時間を利用して収穫したものが店頭に並ぶような立派なものでもなくとも、自ら土を耕すことから始め、収穫したものを食べることに感動を覚え、今度は米づくりをと農地を受けて挑戦された方もいらっしゃると思います。

中には子育てをする上で、これからは農業の自給自足が必要になり、予想される食糧難に対して、自産自消の時代が来るはずと考える方もいらっしゃいました。

また先日は、利用しているスマホのグループLINEに、野沢菜漬けに初めて挑戦するので教えてほしいという若い方のコメントがありました。皆さん栽培から加工まで基本的なこと、細かなことまでは分からず、手探り状態で進めているそうです。もし野菜作りや加工講座のようなものがあれば、学びたい方への情報提供になります。

指導者はもちろん農家の皆さんです。これは一過性のものではなく、長期的な取組になると思われますが、町には作物を育てる段階でひと手間かければ、より良い作物ができることなど、基本やノウハウを指導する方はたくさんいらっしゃいます。

作物作りを極めた方からの技術の継承であり、交流も兼ねた指導が、結果的には農業の継承につながります。作物を育て、食卓に並ぶ喜びを体験したことから、徐々に農業への興味も持っていていただき、空き地の活用や農地の譲渡へと発展することも考えられます。

現在、町は有機野菜の研究や農産物の生産基盤強化ということで、学習会を開催されています。それと並行して、もう少し緩い事業として、地域の方による、野菜作りや漬物講習会など、住民と移住者の交流できる仕組みづくりから始めることはどうでしょうか。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えいたします。議員おっしゃるように、地元の農家の皆さんとかそういう方から、そういう漬物や野菜の料理の仕方など、いろいろなことを教えていただくような環境は確かに重要だと思います。したがって、今後またそういった交流が行えるような環境を整えていければと考えております。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6番（中島和子） 市民農園として、ドイツが発祥の地と言われ、200年の歴史を持つクラインガルテンがありますが、これは宿泊を伴う滞在型市民農園のこととして、農地法により農地を小さな区画に分けて貸す制度が活用されていたようです。畑と家屋が一体化したもので、子

育て中のファミリーや退職後に農業にチャレンジしたい方など、田舎で家庭菜園を楽しみたいという都会人が増えている中、畑付き住宅は、家族と一緒に自然と触れ合う生活が手軽にできて、何よりも農業を通して子どもに食育を行うことができるなど、子育てのメリットでもあります。

楽園信州移住ポータルサイトにあるクラインガルテン施設一覧には、飯綱町の移住体験用住宅として野村上の古民家がアップされていました。ほかの地域でも紹介されているクラインガルテンは滞在型でもあることから、菜園とラウベと言われる家屋がきちんと整備されているものが多く、滞在期間だけの生活になるので、住民との交流は制限され、田舎暮らしとは少し離れてしまっているように感じます。

今、町には空き家とそれに付随した空き地がたくさんあります。令和5年度の空き家物件件数は26件と増えているようです。それらを整備して家庭菜園が楽しめる、「クラインガルテンが町のあちこちに点在する飯綱町」といった感覚で積極的なPRをすることで、体験から試住や定住につなげ、そこから前段でお話いたしました住民との交流による家庭菜園作りが始まるといった仕組みづくりです。

人口増進計画の中の移住希望者向け空き家・空き地の活用事業の中に取り入れてみたらどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 長野県で先進的にクラインガルテンをやっているのは、確か四賀村の間にあって、視察に行ってきましたけれども、あれは移住をしてくるのではなくて、週末なり一定期間なりをそちらで暮らして、田舎暮らしと合わせて野菜なり、ちょっとした果物なり、いちごなりを育てるというのを一体化したような生活でした。

やり方によっては、御代田町などは、いわゆる空き地のようなものにクラインガルテン、菜園付きの貸別荘みたいなものを造って、その管理を、例えば下赤塩なら下赤塩地区で管理をすることによって、住民として入ってきた人たちとの交流があったり、野菜の作り方を覚えたり、

また一定の管理料を地元は頂いたりというつながりでやれば、非常に両者ともウィンウィンだということもありましたけれども、今、議員のご指摘は、そういう団地を造るというよりも、せっかくそれぞれの空き地、空き家に、必ず野菜の小さな畑ぐらいはみんな付随しているので、そこを売り込んだらどうだということだと思うのですが、これは大いに、もう既に相談があったり、そうした売り込みの一つに、少し野菜を作りたいなら、そういう農地も十分用意できますよというのは、飯綱町の売りの一つとして、もう既に取り組んでおります。

また、先ほど有機栽培の話もありましたけれども、あのグループの代表の皆さんたちが来て、このグループの研究会、栽培会を来年以降も、しかるべき大学の先生をぜひまたお願いをしてもらって続けていきたいと。ちょうどその中には、移住してきた人たちも2、3人入っていて、有機栽培ができるなんて本当に最高ですという話をされていましたが、そういうものを通じて、大いに飯綱町だからできるいろいろな野菜が採れるというものを売りにして、これからも定住促進、移住促進に努めていきたいと思います。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6番（中島和子） ここまでは移住者と住民の交流による農業を始めるきっかけ作りとして提案してまいりましたが、ここからは飯綱町での就農を目的に移住される方の雇用環境整備についてお聞きいたします。

農業に視点を置いた地方創生の考え方として、将来の持続可能な農業振興を図るためには、就農者確保と担い手支援が重要であると言われます。田舎に暮らして農業をしながら、冬場にはほかの仕事もできる、年間を通して雇用可能な「特定地域づくり事業協同組合制度」があります。これは「稼ぐ地域、多様な仕事のある地域の実現」として、人口増進計画の一つになりますが、国から財政支援を受けることができ、移住者を迎えるための有利な制度であるともお聞きしております。

今、マルチワークを好む若者が増えている中で、農業や四季を通した職業の安定は、移住を考える際の大事な選択肢の一つとなり、移住者のための雇用環境整備として、「特定地域づくり事業協同組合制度」の導入は、効果があると考えます。

町は計画において、人口の急減に対処するため、令和7年10月ごろには組合の設置をとしています。既に制度を取り入れている自治体に視察に行かれたようですが、制度導入への進捗状況をお聞きいたします。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） それでは、特定地域づくり事業協同組合の関係になりますけれども、こちらは組合が年間を通して正規職員を雇用して、組合員である事業者の人手不足となる時期に職員を派遣する事業です。地域の事業者が組合をつくって運営するものになっています。特定地域づくり事業の組合については、官民が一体となって人材確保や移住の推進をするもので、先ほど議員もおっしゃられていたとおり、国からの手厚い財政支援もあることですので、現在、町では、町が主導で町内の事業者に呼びかけながら、組合設立に向けた準備を進めているところです。

先月の27日ですけれども、組合の設立への発起人として町内の5つの事業者に集まっていたき、1回目の発起人会を開催させていただいています。その中では、組合の運営方針などを協議させていただきました。

発起人会議の中では、事業協同組合の設立総会を年度内に開催すること、そして地域づくり事業の事業開始年度、今、議員は10月と申されたのですが、この中では、要望も多いことから、できる限り早めにしたいたいということで、7月をめどとして進めるということで話し合いを持ちました。

そして、これを進めていくには非常にいろいろな許認可といいますか、事業協同組合の設立許可や派遣事業に関係する許認可などもいただかなければいけないので、非常にタイトなスケジュールではあるのですが、今、言った人材の確保という部分で非常に町内の業者さんにも期待をいただいている事業ですので、現状では7月の事業開始に向けて頑張っていこうということで話しています。また、それに伴う予算措置につきましても、令和7年度の当初予算で対応し、進めていくということで進めています。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6番（中島和子） これまで制度を導入している地域では、派遣職員の6割が20代から30代、そしてそのまま移住・定住につながる割合は7割とお聞きしています。農業体験を通し、町に関わっていただくことから、定住にもつながるという効果が得られるわけですが、先ほどの進捗状況でもお聞きいたしました。私は以前の質問でも、派遣職員となる人材の確保が課題であるとお聞きしております。

準備段階で組合員となる町内の応募や派遣職員の募集など、ニーズ調査の手応えについて状況をお聞きいたします。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） ニーズ調査の手応えということですが、前回もその発起人会の中でもお話はあったところではあるのですが、外から人を受け入れるという中では、派遣する仕事をしっかり確保していかないと、外から来ていただける人を受け入れることがなかなか難しいと。しかも、正規職員として年間を通じて雇用しなければいけないというところですので、まずはご参加いただける事業者をしっかりと増やしていこうという話が出ました。そうすることによって、移住してくるときにも、その会社に正規で雇用していただけるということは、移住に対してのハードルも、仕事があるということですのでぐく下がりますので、そういうことをしっかりやっていきたいという話をしています。

あと、登録してくれる人というところですが、当然、予算措置の中で何人という目標は立てて行っておりまして、その中では、募集もかけていく部分でありますけれども、現状でも、町内で地域おこしとして働いている方とか、いろいろな方にご参加いただけないかということをお声かけする中で、目標の人数を確保していけるように努力したいと思っております。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6番（中島和子） 今、町では就農者と担い手不足が深刻な課題となっております。既存の支援組織の高齢化もあり、組合の設立は就農者の皆さんの担い手不足解消への一つ的手段として

の期待も大きいかと思われます。

先ほど課長からもお聞きしましたが、派遣職員をいかに募集できるかという面で、農業とうまくコラボできる事業者や特徴ある事業者の参入等で職員を迎えるなど、課題対応への策があったらお聞かせください。

課題といいますか、派遣職員がを見つけにくいという話をお聞きしていましたので、それに対する事業者はどういう人を参入してもらうかなど、そういう対策等がありましたらお聞きしたいのですが。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 先ほど申しましたとおり、一定のお勤め人になるわけですから、派遣されるという職員は、あくまで事業協同組合の職員になるわけなので、組合から給料をもらうようになり、厚生年金、社会保険となるので、普通の会社に勤めてもらうという感覚になります。

したがって、一定の所得の保障的なものが出てくるから、だったら飯綱町に転入しても、移住してもいいよねという一つの条件をクリアすることにはなるのですが、その人が農業をやりたいのか、別のことをやりたいのかは、ちょうどこの特定事業協同組合の精神としては、農業を目指す人しか入れないということではなくて、観光でもあり、ゴルフ場でもあり、どこでもいいのですが、そういうところで派遣して仕事をしたいという人を募集するのです。

今、現実的には、地域おこし協力隊の任期が3年です。私は農業で、先ほどもありましたけれども、振興公社のほうへ2人行ったり3人行ったりで、もう3年たちます。でも、ここでもっとやりたい。だったら事業協同組合に加入してもらって、もう3年ぐらいここで農業の仕事をしていったらどうでしょう、そのうちに木も植えれば、もう5～6年たてば自分の農業で忙しくなりますよと、このように回転していけばいいのではないかとということで、地域おこし協力隊の次の仕事としてご紹介をしていくというのも一つの方法だと今、取り組んでおります。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6番（中島和子） 町の就農者と担い手不足が深刻な問題であるということに対して、私は今、

それに対応できる派遣職員に多く応募していただけるといいなということを願ひまして、質問をさせていただきました。今後、組合の発展を期待しております。

この質問の最後になります。創業拠点の整備・運営についてお聞きします。

令和7年度予算・政策要望、移住・交流の分野の一つに、今回新たに「働く場所の確保や景観、環境に悪影響を与えない企業の誘致」などの整備を盛り込みました。町は廃校利用によるいづなコネクトのさまざまなプログラムにより、地域経済の活性化を目標に展開されているところです。

雇用環境の整備として、景観、環境を維持させながら企業誘致に踏み込むことは、課題も多く、難関ではありますが、うまく共存できるような取組、将来の人口維持、関係人口の拡大に対する見解があればお願いいたします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） まず企業誘致の基本的な考え方は、既にお示しをしているつもりでおります。何とか農業に関連したような企業を受け入れたいということで、具体的に申しますと牟礼地区には、こしょうで有名なところ、おそばで有名なところ、また、三水地区では、ジャムやワインで有名なところ、シードルで有名なところ、こういうみんな食料品関係、またはカット野菜で有名なところということで、企業誘致をこれからも大いに進めていきたいと思っています。

あと多少、EASTは、仕事の場としての活動の拠点にしていこうと思っているのですが、凸版が入っていることはもう皆さんご承知のとおりですが、これからは楽天が一部あそこに入ってきます。ふるさと納税で寄付をしていただいた方と、ただ、寄付を受ける側、寄付を出す側だけではなくて、そういう人たちともう一歩進んだような交流というものを模索していきたいという楽天の気持ちと、私どもの気持ちと一致しまして、これからあそこに事務所を、常駐している人はいないのですが、実質的には、カンマッセいづなのスタッフがその指示の中で動く予定ですが、この間も打ち合わせをしたのですが、楽天のスタッフがもう5人も6人も

来て、いろいろな取組をしていく予定です。

ちなみにふるさと納税だけの交流というか人口は、約 12 万人の皆さんと取引をさせてもらっております。そのうちの例えば 10%、1 割でもということになると 1 万人を超える人たちとの交流が深まるということは、大きな財産につながっていくだろうと、ある意味では、交流人口、人口増につながっていくだろうと期待をしているところです。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6 番（中島和子） それでは次の質問にまいります。学びの分野から、伝統文化の保存・継承についてお聞きしてまいります。

歴史文化は町の発展と持続の軌跡であり、来歴は後世に残すべき記録です。その拠点であるのいいづな歴史ふれあい館であり、伝統文化の保存・継承の主要拠点です。

博物館の存在意義は、活動の根幹として資料と情報を収集し、展示や学習支援を通して幅広く活用するとともに、人類共有の遺産として次世代に伝えること、そして新たな価値を創造し、社会の知的財産の増進に寄与することです。

今回、町政 20 周年を迎えるに当たり、いいづな歴史ふれあい館ではリニューアル計画が進められています。この施設は、2005 年飯綱町の合併により、その前身である「むれ歴史ふれあい館」が「いいづな歴史ふれあい館」と改められたもので、1998 年開設から 25、6 年が経過しております。合併もあり、社会環境が大きく変化する中、博物館機能の強化が急務の課題となり、いいづな歴史ふれあい館協議会では、館の現状と課題、そして館のあるべき姿について検討がされてきたようです。

まず、計画に至った背景と課題である博物館機能の強化の内容についてお聞きいたします。

○議長（青山弘） 笠井教育次長。

〔教育次長 笠井順一 登壇〕

○教育次長（笠井順一） お答えいたします。計画に至った背景、また博物館機能の強化という内容ですけれども、リニューアル計画に至った背景につきましては、飯綱町の総合計画において、町の歴史、伝統、文化への関心をより一層高めていただくために、施設のリニューアルが

うたわれております。その中で合併後の町のエリアについても拡大していることなど、見直しが必要になっている時期でした。

また協議会につきましては、いづな歴史ふれあい館条例に基づく当該館の運営に関しての諮問に対し、意見を伺う機関であり、この協議会の中で、施設リニューアルについて令和元年から議論を重ねてきております。令和4年4月に基本構想、令和5年5月に基本計画を策定しまして、町の博物館としてあるべき姿を明文化し、まずは常設展示の全面的な改修を本年、令和6年度の事業で行っているという状況です。

今回の改修で、旧牟礼地区に偏っていた展示対象物を町域全体に広げ、町の皆さんの地域学習に対する効果が大いに強化されることになると思っております。例えば、3階の展示室の地形模型については、旧牟礼地区の範囲から飯綱町全域のものに改修いたしました。これにより、旧三水地区の用水関係等についても内容が確認できるようになっています。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6番（中島和子） 今、お聞きいたしまして、このリニューアル計画は全面改修ということですが、展示室などの模様替えがメインかと思われます。主な内容をお聞きいたしましたので、それに係る各種助成金の活用など、総事業費をお聞きいたします。

○議長（青山弘） 笠井教育次長。

〔教育次長 笠井順一 登壇〕

○教育次長（笠井順一） 使っている事業の補助金・助成金等の内容につきましては、今、手元に資料がなくて細かいことが分かりませんが、起債、それから国等の歴史等に関する補助金等を使っていると思われます。また詳細については、後でお伝えしたいと思います。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6番（中島和子） ここ数年、開催されている特別展への来場者は増加傾向とお聞きしています。より多くの町内外からの来場者を迎え、飯綱町を知っていただき、町を好きになっていただくことが「ふれあい館」の役割であり、存在価値があるのではないかと思います。

7月14日には見納めセレモニーが行われまして、私ももう一度見ておこうと思い、出かけて

まいりました。以前、北國街道 400 年事業でも大変盛り上がりました「牟礼宿のジオラマ」は、やはりふれあい館のメインになると思われます。常設展の展示につきましては、あまり入れ替え作業はしないようですが、先ほどお話にもありましたように、三水方面の資料の展示が少ないということが言われておりました。そのあたりの改善を希望されている方も多くいらっしゃいます。

また、これから数十年後、その先を考えますと両村から合併への推移は記念すべき飯綱町の成り立ちであり、大切な町の歴史です。それらを含めた新たな飯綱町の展示を期待したいと思いますが、そのあたりの検討内容がありましたらお願いいたします。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。今、議員がおっしゃってくださったように、歴史ふれあい館というか、生涯学習全般に関わることですけれども、歴史ふれあい館の目的としては、一つは飯綱町に関わる歴史、文化、自然、そういったものの記録、それからそういう資料の保存、それからもう一つは啓発、教育活動です。町民または町内外に啓発して学んでいただくということで、いろいろな特別展などを行ってきています。

少し触れますと、今回のリニューアルというのは、先ほど次長が申し上げましたように、昔は三水は三水で博物館、それから牟礼は牟礼で今の歴史ふれあい館があったのですが、それを合体して今の歴史ふれあい館に、旧三水の資料も旧牟礼のものも合わせた飯綱町のふれあい館を造ろうということです。今まで特別展で三水・牟礼の両村のいろいろな歴史や文化を合わせて紹介してきたわけですが、そういう特別展で行ったようなものも常設展の中にコーナーを作って、積み重ねていこうと思っています。

具体的に言いますと、飯綱町はだんだりの会の皆さん、それから女性会議の皆さんを中心に食文化の啓発活動をしてくださっているのですが、今度、常設展の中にコーナーを設けて、飯綱町の食文化について皆さんが分かりやすく学んでもらえるように工夫しております。以上です。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6番（中島和子） 今回のリニューアルに向けて、合併に関してやはり記念すべきこの事業と
いいですか、何か歴史ふれあい館で、ここにいれば三水・牟礼のこういう成り立ちが分かるよ
うな、そういう計画はないのでしょうか。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） お答え申し上げます。リニューアルオープンをするときは、今、歴史ふ
れあい館や生涯学習の職員を中心にいろいろ構想を練っているところですが、リニュー
アルオープンのときは旧牟礼、旧三水の歴史から、それがどう一緒になっていったか、そうい
ったものが、玄関を入ったところから両村の歴史を見ながら、そして2階に上がっていくと、
今の飯綱町が見えてくるような展示、企画なども計画して、議員がおっしゃってくださるよう
に、町民の皆さんのご期待に沿えるような展示を工夫していきたいと思います。

またそういう意味では、ぜひ建設的なご意見などをいただければと思います。貴重なご提案
ありがとうございます。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6番（中島和子） そのようなリニューアルを楽しみにしておりますので、よろしくお願いい
たします。

最近では、開催される特別展で同時にワークショップも開催されて、準備されているよう
です。展示内容と同時に町の歴史をさかのぼる、より深く興味を持てるような仕掛け作りであっ
たように思います。会館に足を運ばれた方が見学だけで終わるのではなく、自分も参加して触
れ合えるような企画は、一層興味を持っていただけたと思われます。

また、来場が少ない若者にも期待したいところです。小学校での見学や体験を通して、家族
でまた来たくなるような企画も必要かと考えます。

これからは参加型の博物館が望まれると思いますが、検討はされていらっしゃるでしょうか。

○議長（青山弘） 笠井教育次長。

〔教育次長 笠井順一 登壇〕

○教育次長（笠井順一） お答えいたします。今回の常設展示完全リニューアル、とりわけ三水地区について展示が増えるという内容になるわけですが、先ほど教育長からもお話のあったとおり、食文化、それから水の恵みということで、今まで展示してきたものを主に改良を行っているところです。小学校の授業、各区・組の公民館の学習、それから集落創生活活性化などを利用した各地域の学習について、積極的に呼びかけていく予定です。

今後は、小中高生、若者、子育て世代、また高齢者等、幅広い年齢層の町民の方に来訪をしていただくような施設を目指し、自然、歴史、文化を知るための拠点として、過去、現在、未来ともに学び語り合う場にしていきたいと考えています。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6番（中島和子） この質問の最後になります。構想されている歴史館の新たな活用と将来ビジョンをお願いいたします。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 飯綱町歴史ふれあい館という、名前にも、それを建設した当初からの願いが込められているのですが、単なる資料館、博物館ではなくて、その地域、ふるさとの歴史やいろいろな資料、そういったものが収められていて、そこが学びの場であると同時に交流の場となるような、そういう館にしたいということで、ふれあい館という館名が付いております。

私たちはその部分を大切にしていきたいと思っています。飯綱町の歴史については、ふれあい館に来るだけではなくて、もちろん学芸員が出前授業をやったり、それから小中学生、地域の方を伴って、現地に行っているいろいろな文化、歴史について学ぶ機会が大変多いのですが、そういったものを集約してふれあい館に来ると、飯綱町の歴史が分かるようにしたいと思っています。さらに、もっと学びの場だけではなく気軽に交流できるような場になればと思っていますので、そういうことを大事にしていきたいと思っています。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6番（中島和子） 今後のスケジュールによりますと、令和7年にはリニューアルオープンとなるようです。いづな歴史ふれあい館が今後どんな姿に生まれ変わるのか、より充実した内容になることを期待しております。

次の質問といたしますか、歴史・文化的資源の保存・継承についてお聞きしてまいります。

文化財指定は町の埋もれた歴史・文化資源の再発見と次世代につなぐ大切な役割だと思います。現在33の町指定文化財が点在しています。

文化財調査委員会の皆さまには日ごろより莫大な資料集めから詳細な作業まで、地道な努力をされていることは承知しております。行政報告書では、感染症もあり、複数の指定案件が滞っていたようですが、令和5年度から優先順位を考慮して検討を進めるとありました。指定案件に値するものは進めていただきたいと思っているところですが、指定基準というものがあるのか、どなたが評価するのか、また、知見者の確保などの考慮も必要になってくるかと思われませんが、今後どのような進め方をされるのかお聞きいたします。

○議長（青山弘） 笠井教育次長。

〔教育次長 笠井順一 登壇〕

○教育次長（笠井順一） お答えいたします。自治体の指定文化財については、国の交付税算定の根拠にもなっており、維持管理費等の支出や補助金の交付対象となるものであります。まずは町にとって貴重なもので、町が保護するのにふさわしい物件かどうかを真摯に検討する必要があります。

文化財については千差万別で、一律な町の指定基準については明文化されておりません。これにつきましても案件ごとに専門の有識者を交えて、研究協議を行っているという状況です。

とりわけ町にとって貴重かを判断するためというものについては、郷土史に詳しい住民の有識者の存在等が欠かせませんが、有識である皆さんについては、近年は高齢のために年々減っているというような状況です。

1件の文化財指定案件を検討するためには、飯綱町にとって貴重なものであるかの客観的な評価をするために類似資料を広く調査・収集することになり、事務局及び協議委員の各委員の

皆さんによる調査研究、専門家への教授依頼、それから委員会による検討会議などを重ねて結論を導き出すということになりますので、数か月から数年かかることもあります。

知見を有する人材の確保につきましては、展示ボランティア、古文書教室など、歴史ふれあい館の展示講座事業などを通して、郷土への知見を有する方に教示を仰ぐ、そういう機会を意図的に、また積極的に設けて取り組むなど工夫をしています。

ふれあい館のリニューアルでは、世代間の交流が活発化する活動を重視しておりますので、こうした文化財を担う次世代の人材についても育成、また寄与していきたいと考えているところです。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6番（中島和子） 最後に、その文化財指定について一つお聞きしたいと思っております。以前から言われています三水用水ですが、世界遺産にも匹敵する400年以上も前の先人たちの誇るべき事業であります。三水用水にまつわる各地に現存する史跡を町の指定文化財とすること、これは数年かかるというお話も先ほどありましたけれども、文化財にふさわしいと思われる芋川用水記念碑群や遺構、また百間土手の指定等、協議をしたいというお話が以前ありましたが、文化財調査委員会での研究はされたのかお聞きいたします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 町独自として芋川用水について、史跡としての認定をしていくかという動作はまだ正直言って執り行っておりませんが、前段で議員からご提示のあった世界遺産としての立候補はしております。県の農地整備課が中心になって、長野県下には拾ヶ堰、五郎兵衛用水、もう一つあったと思うのですが、やれば4番目か3番目の世界遺産の指定になるのですが、もう一つインパクトをどこに求めていくかということで、担当のほうで苦勞しているようです。芋川用水にかかわらず野田喜左衛門さんが関わったような用水を一つの大きな用水として捉えて、世界遺産としての位置付けで申請していくという考え方も少し聞いているのですが、いずれにしても、そちらも並行して進めていきたいと思っています。

提案の確かに来年、実は合併 20 周年を迎えます。やはり三水用水は先人のご苦勞というものはやはりそれに値するものだと思っておりますので、何らかの形で町としても取組をしていくのは反対ではありませんので、検討してみたいと思います。

○議長（青山弘） 中島議員。

○6 番（中島和子） 人類が残した功績や記録は歴史の中に収められ、脈々と後世に伝えられていきます。町が今に至るまで歩んできた道のりは大切にしたいと思いました。これで今回の私の質問を終わりにいたします。

○議長（青山弘） 中島和子議員、ご苦勞さまでした。

暫時休憩に入ります。再開は午後 2 時 10 分からとします。

休憩 午後 1 時 5 9 分

再開 午後 2 時 1 0 分

◇ 渡 邊 千賀雄

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

ここで、先ほどの質問に対する答弁を笠井教育次長が行います。笠井教育次長。

〔教育次長 笠井順一 登壇〕

○教育次長（笠井順一） お願いします。先ほど中島議員からお話のありました歴史館のリニューアルの事業費の関係でございます。

先ほどお話しさせていただいた内容を調べさせていただきました。事業費につきましては 3,000 万円ということで、2,790 万円までを旧合併特例債を充てる予定になっています。残り 200 万円強につきましては一般財源で対応するというものです。

よろしくをお願いします。

○議長（青山弘） 一般質問を続けます。

発言順位 4 番、議席番号 5 番、渡邊千賀雄議員を指名いたします。渡邊千賀雄議員。

〔5 番 渡邊千賀雄 登壇〕

○5番（渡邊千賀雄） 議席5番、渡邊千賀雄です。質問通告によりまして、順次質問します。

最初に、来年度の予算編成に当たり、基本方針と重点施策はということで伺います。来年は、町政20周年に当たり、峯村町長におかれては今任期最後の予算編成であります。基本方針と重点政策を今の段階で伺います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） お答えを申し上げます。この時期、この質問については毎年議員からいただいておりますので、感謝申し上げます。

任期最後はともかくとして、飯綱町の第2次の総合計画の最終年度です。したがって、今は後期の計画を実施中です。総合計画に基づいて基本計画を立て、そして3年の実施計画を立てて取り組んでいます。

その点でいいますと、従来のような庁舎建設や学校を建て直すといった、もろもろの大きな事業についてはほぼ完成をしてございますので計画に基づいていわゆるDXの推進、医療福祉、電気ガス水道等の生活経費削減、そして病院事業、水道事業、下水道事業等の会計事業の安定した計画、経営、そういうものを重点として進めていく予算立てを指示しました。

ただ、全体として感じていることは、今回の議会にも補正予算をお願いしていますが、議決をいただければ98億円の歳入歳出総額を超えます。これは、いささか飯綱町の規模とすれば高額な予算額だと感じています。2年ほど前には100億円を超えた予算もありました。その点ではいわゆるふるさと納税を除いたものとして考えた場合に何とか80億円を割るくらいのそういう予算規模にしていきたいということは基本的に思っています。

実施計画を上げてもらって、各課よりある程度の数値目標が来ていますので、それに基づいて、今年度からはどの事業をどんなふうに予算化し、どんなふうに減少させていくかは、課長の考え方、その課の考え方を尊重したいということで、全体の課に対する配分額を一定額示した上で予算を立ててもらって、町長査定に入るといいうふうに進んでいきたいと思っています。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 予算編成に当たって、町議会としての編成要望も出してあります。また、われわれ党議員団としても近々出す予定ですので、ぜひその辺を酌み取っていただいて、反映させていただきたいと願うところであります。

次に、全町が過疎対策地域と現在なっていますが、これへの対応策と今後の方針について伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） あまりうれしいことではないですけども、全町が過疎地域の指定を受けたということで、望むところは、もろもろの過疎からの脱却の計画を立てました。その計画どおり進めることによって、10年後に過疎からの脱却を目指したい。これが大きな方針です。ただ、合併特例債が今年度で終わりです。使用の期限が切れます。そして、これから有利な起債はどうかといったときに、非常にありがたいことに、今の過疎地域の指定を受けたことによって、過疎債の充当が可能になりました。事業費の100%を貸し付けていただき、70%が交付税措置というありがたい起債です。

これをどの事業に上手に使って、いかに町の過疎からの脱却を目指していくか。何ととっても過疎の指定は人口の増減によって指定が解除になったり指定されたりするものですから、現在進んでいるように、転入の世帯、転入者が多いような時代が続いていけば、これは一定の率でしか減少していないということで、過疎からの脱却も必ず見えてくると思っています。

ただし、なかなか過疎債の配分額は潤沢にもらえるというものではありません。大体3億円から4億円程度が今のところマックスのような状況です。これをどこに上手に使っていくかが、これからの財政運営の課題だと思っています。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） この過疎対策ですが、町民はそれほど感じてはいないですが、やはり町全体の課題としては大きな課題だと思います。

この間、町民がうまいことをおっしゃって、やはり人口を増やすということは移住者を呼ぶ

ことも大事だと。でも、今出ていく人を抑えることもなかなかできないが、出ていった人がまた帰ってくるような施策を考えたらどうだと。そういう非常に筋道立った提案をされる方もいました。

確かに移住者も大事。そしてまた出ていかないようにするということがあります。出ていった人がまた帰ってくると。全町民が人口を迎える、早く言ったら受け入れ側の一員として、大いにPRや、自分の身内を引っ張るという宣伝マンになってもらって、やってもらうのいいのではないかと、具体的な問題として真剣に考えておられる人もいました。

ぜひそういったことも頭に置かれて、いずれにしても住んでよかったと実感のできる予算編成をしながら、この過疎対策に向けても一つ取り組んでいただきたいと思うわけです。その辺は、答弁はないですけども、何かよろしいですか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 転入者ばかりが万歳、うれしいと言っているように聞こえたら、本当に失礼だったと思います。今、住んでいる人が、やはりここはいいところだという感じを持ってもらわない限りは、残念ながら人口が増えることはないだろうと思っています。

今、議員のご提案のとおり、それには福祉から医療から、住みやすくて、この町で生まれ育ってよかったということを実感してもらいまちづくりの基本をつくっていかなければ、そういうふうにはならないと思っています。そんな意味では、一層のご協力をいただきたいと思います。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 次に、飯綱町の基幹産業であります農業についてお伺いしたいと思います。町の重要施策の中に、もうかる農業を掲げて実行していると思います。このもうかる農業の今後について、どう考え、支援していくか。非常に大きな問題ですけども、これについての基本的な考え方を最初にお伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 先ほどの地域計画等の一般質問のやりとりの中でも、もうかる農業、自立した農業という言葉がよく出てまいりました。ようやく飯綱町がりんごでもブランド化をされてきて、一般の長野市内のスーパーのお歳暮のりんごの価格を見ても、飯綱町産は他の産地よりも少し高く表示をされているということは、もう珍しいことではありません。そういう感じになりました。

ふるさと納税の返礼品に使ってもらっているというようなこともありまして、非常にりんごは単価が上がってまいりました。また、米についても、今年は少し異常だと思いますけれども、玄米が2万3,000円近いというような、本当にいつきの2倍近いような価格で取引されているということを聞きますと、ようやく農家にもやりがいが出てくるような時代になったと思っています。

この価格が維持されるような制度、農政を国も進めてほしいと思っておりますけれども、まだまだ来年はどうなるか分からないというのが、正直な気持ちだと思っています。その点では、やはり新年度予算の中で、農業に対する支援の一つとして、施設や農機具の補助の枠を広げたり、補助金額を上げる。または肥料飼料等、農業資材についてどのような対応をしていくか。これを十分担当と予算編成の話し合いをする中で、農家の生産経費を抑えるのと、現状の価格を維持していくことによって、何とかもうかる農業の先が見えてくるのではないかと、そんなふうに取り組んでいきたいと思っています。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 基幹産業ですから、大いに町の基本方針を出しながら、農業をもうかる町の産業として大きく持続発展させていただきたいと思うのですが、その一つとして、今、日本一のりんごづくりの町、りんごの町を目指して町は取り組んでいるわけであります。このPRも効いてきたのか、先日の連休あたりには、町外からりんごを求めて町に来られた方が非常に多いように感じました。私もさんちゃんの周りを見て、非常に大勢の方が並んで、本当にりんごを確保できたのかどうか、少し心配したぐらいです。

大いにこれから生産者がもうかるような農業にしていきたいということでお伺いしたいのですが、一つに、これはりんご農家の働き方改革にも当たると思うのですが、昨年この議会で質問をしました半コンテナ導入の件です。

農作業の軽減のために十分検討すると答弁されていました。農家の方からの問い合わせもあります。その検討結果をお伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） お答えします。町長からも、来年度に向けたいろいろな予算の指示はいただいております。担当の中でも考えています。その中に、先ほど話をしました農業者への支援ということで、各種補助金の拡充というものは、しっかり考えているところです。

半コンテナのご意見もいただいているところではあるのですが、いろいろな拡充する支援の中、やはりそこは農協や農家との関係性がある、町だけで進められるものではありませんので、その結論は現状では出ていませんけれども、こういったものが今、農家の支援につながるかということは、今回の予算編成の中で、しっかり担当内で協議して方針を出していきたいと思っています。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） りんごの生産は、今、本当に現状を維持していくのも大変な状況になってきているのではないかと見えます。やはりこれから量と質を確保していくには、大きな力を入れながらやっていくべきだと思います。そういう点で、今のこの生産体制に対する町の考え方、また、農家の立場に立って検討してもらうことが大事ではないかと思います。

今ちょうど収穫期、また、販売時期にもなっています。農家の方も、寒さに備えながら鼻歌まじりで、このりんご作業、収穫作業ができるように、販売価格も、そしてまた作業も、将来に向けても取り組んでいけるような空気をつくって、進んでいくべきではないかと思います。改めてそのことを指摘して、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 議員と農政とのやりとりは、本当によく議論をさせていただいていますが、飯綱町の町政としてかなり力を入れてやっていると誰にも見えるのは農政だと思います。そのぐらいに農政に対しては手厚い支援をやっているつもりです。

そんなこともあって、あまり商工業の皆さんに対する支援がほとんどないと。融資したときの利子補給ぐらいではないかというような言葉もいただいた中で、これはまた来年度の予算の中で、商工業に対する補助金支援も新たに検討して、今、担当課でやっているところです。そういう点を考えてみていただいても、農政に対する手厚い支援はやってきておりますし、それだけの成果が上がってきていると思っています。

収入保険に対する町の半額の支援も含めて、それもいろいろな災害や価格が落ちたときに、8割なり9割が保障されている保険ですから、そういう意味では経営の安定化に大きく寄与するだろうと思っています。

議員のお話のとおり、小規模農家に対しても、ある意味では支援の輪を広げていますし、今後、それらの内容を一層充実する中で、農業支援、農業の育成に努めていきたいと考えています。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） いずれにしましても来年度の予算編成は町政の20周年、要するに合併されて20年という節目の年に当たります。大いにこの間の実績、そして方針等も含めて、記念すべき年に向かってめりはりのある予算編成をしていただいて、さらに次の年代に向かって推進していただきたいと思うわけです。

次に、2つ目の質問事項として、再生可能エネルギーの推進はということでお伺いします。最初に、太陽光、小水力発電等の再生可能エネルギーの導入を、町は推進中だと思いますが、今後の計画についてお伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えいたします。3月に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、その中で再生エネルギーの推進や導入方針等について定めています。

飯綱町における再エネ導入ポテンシャルを見ると、その7割が太陽光発電であり、小水力発電は全体の3%のポテンシャルに過ぎないことから、再エネの導入に当たっては、太陽光を中心に進める計画としています。

まず、太陽光発電の導入ですが、太陽光発電は公共施設への導入を中心に進めることとし、発電設備が設置可能な施設を調査した上で、設置可能施設については、オンサイトPPAの活用による導入を計画しています。

また、家庭や事業所等についても、補助金制度の周知、拡充等を図ることで、導入を推進していきたいと考えています。

また、小水力発電については、現在、芋川用水に建設工事を実施しているところですが、町内における小水力発電のポテンシャルは必ずしも高いものではないので、適地も限定的と考えられます。まずは適地調査を改めて行いまして、導入の可能性を探りながら、具体化を図っていききたいと考えています。

なお、再エネ事業に造詣が深く、箕輪町等でオンサイトPPAの実績を有する八十二Link Naganoと、カーボンニュートラルのまちづくりに向けた連携協定を締結する予定でありまして、同社との連携により、公共施設への太陽光発電の導入について、具体化を図っていく計画としています。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 今、町の計画では、太陽光発電を中心にしていきたいと。小水力発電のポテンシャルは少ないのではないかという見解が示されました。

私は、もちろん太陽光も、そしてまた小水力発電も、再生可能エネルギーの主要たるエネルギー源だと思いますし、今の飯綱町地球温暖化対策事業実行計画、これは町の地域新エネルギービジョンを改定されて発展させた計画だと思いますけれども、そういう中でも、この再生可能エネルギーは位置付けられています。

私は、太陽光の導入はもちろん、そしてまた適地に小水力発電を設置して、発電事業に取り組むことはどうかということでお伺いしたいと思うのですが、ポテンシャルは少ないと言われましたが、その辺についての考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） お答えします。小水力発電の関係のポテンシャルについては、先ほど平井企画課長から３％に過ぎないというお話がありました。本年作成した区域施策編の前の再エネ導入計画、地域新エネルギービジョンの策定時に設置候補地を選定した経過がありますが、水量や地理的条件等から最適地として判断できるものが少ない状況だったと聞いています。

また、過去の適地調査では、適地が１か所のみであったというのが芋川用水の話になりますが、町内における小水力発電のポテンシャルは高くないという見解です。

ただ、現計画の中では、今後の調査等を行う中で、施設の適地があれば、県との連携や事業者の参入等も含めて検討していきたいと考えております。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○５番（渡邊千賀雄） 今、候補地を挙げて推進しているということも言われました。町が挙げているほかにも、小水力発電の適地があるのではないかとということで、町民の方から提案を受けました。その現地を、私も含めて課長にも一緒に視察してもらった経緯もあります。

こうした中で、この適地を調査して、この小水力発電事業に取り組むことは重要だと考えますが、そういった適地を提案されたことに対して、また、小水力発電の取組について、お伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私は承知をしていなかったのですが、そのような適地があるということでご提案された町民の方がいらっしゃるということですのでけれども、私が今まで持っている判断資

料、データとしては、飯綱町は各地区のここだと思われる場所を調査した結果、採算性のあるところは一つもないという回答をいただいています。

もちろん小水力発電所をつくることはどこでも可能ですが、通年動いて、投資した設備費、ランニングコスト、売った電力の価格、これをやるととても採算が合わない地区だけですと。かろうじて芋川用水は年間 800 万円ぐらいの売電収入が見込めるということで、発電能力は、戸数でいうと 65 軒から 70 軒の年間の使用量当たりの収入になるということで、あそこは何とか採算が取れるということで、来年度設置して、また運営をしていきたいと思っています。

今のところ、いいところがあれば、これはノーだと言うつもりはありません。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） 先日、議員の提案もありまして、適地になるのではないかとこのところのご案内をいただきました。現在、長野県で策定しているものですが、ゼロカーボン戦略というもので、2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指して、再生エネルギーの普及拡大を図るというようなことをしています。その中で、小水力発電は、土地改良施設の維持管理費の軽減を図る目的も含めて、さらなる普及が求められています。

そういった中で、毎年適地調査がありまして、今年も7月の時点で通知をいただき、照会をいただいています。その時点で適地になり得るところがあった場合に、県にお話をして適地調査をしています。

先日の内容につきましても、その時期は過ぎてはいるのですが、県にお話しさせていただいて、調査までできるような段階のものであれば、また調査をしていただけると聞いているのが現状です。よろしくお願いします。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5 番（渡邊千賀雄） 町長、こういう経過であります。県へ申請なり調査を依頼して、ぜひ取り組んでいただければと思います。

芋川用水の小水力発電計画は、来年の4月に売電に至るような事業計画で実施されているよ

うであります。

町の負担は25%で設置できると聞いているので、町内のエネルギーをそういったところに見いだすのも、今のこの地球温暖化対策の一環として、町の事業としてもいいのではないかと思います。今の方向を検討されて、取り組んでいただければと思います。この発電事業をぜひ県に申請して、具体化していただければと思います。そうすれば、この事業を提案された方も非常に喜ばれますし、また、町の潜在エネルギーを発揮することにもつながると思います。

次に、この再生可能エネルギーによる売電益を、水道事業、下水道事業に充当することはどうかということで、お伺いしたいと思います。

今回、水道下水道料金の値上げ等で、今、われわれ審議をしている最中ですし、町も非常にいろいろな問題を抱える中で、水道下水道に対する負担がどうしても耐え切れないといったことで、受益者負担を検討していると。

そういう中で、こうした自然エネルギーの売電益、また電気そのものを、この水道事業や下水道事業に使うといった利用をしながら、充当していくといった考えはどうでしょうかということで、これも町民から受けた提案なのですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 詳しい検討はしていないのですが、今、芋川の水力発電は県営事業でやっております、事業主体は県ですが、出来上がったところから町に移管を受けるというようなことで、これから町で維持管理をしていきます。農水省の国庫補助事業を得てやっている事業です。

そういう関係もあって、農業施設の維持等に使っていくのは全然問題がないと思っていますけれども、使途について制限があるようでしたら、下水道、上水道への使用は考えていかなければいけないと思います。

あれだけの売電収入で、経費を引いて一体年間幾らぐらい余ってくるのかという試算はある程度できていますが、用水の維持管理だけで、とても足りないぐらいな一般会計が出ていきま

すので、その一部になったとすれば、それはその分だけ一般会計が浮いてくるわけですから、水道事業や下水道事業への繰出金の一部負担の軽減になっていくことは間違いないと思います。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 町民の考え方と、今、町長が言われた考え方は、非常に共通点があるような感じがします。そういう財源を手当てしながら、再生可能エネルギー問題に関連はするのですが、売電益なり売電を水道事業や下水道事業に充当して、町民の暮らしに役立てていただければと思います。

通告してありますので、水道事業の広域化の方向も聞かれる中で、町が責任を持って、町民に負担をかけないで継続して水を安心して供給できる施策をぜひ考えていただきたいと。それも一つ大きな考え方ですが、その辺の考え方について伺います。

今、この水道料金の改定に対して、町民から、料金改定以外にも取れる手段があれば、それを先にやってほしいと。大幅な値上げは、この時期にぜひ回避するような方向も考えていただきたいといったようなことも寄せられています。そういった声に応えるためにも、今、私が言ったようなことを考えていただくことはということで質問しましたが、どうでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 水道事業と水力発電の関係については先ほど申し上げましたが、私が申し上げたのは、平たく言いますと、収益的事業でお金が幾らもうかったと。もうかった分は一般会計に入れますから、福祉に向いているか、農業の発展に使っていくのか、それは不明ですが、理論的に考えた場合には、用水の維持管理等に使っている、土地改良資産の維持に使っているというようなことが、一般的には分かりやすいだろうということです。

今、議員がおっしゃったような今後の負担の在り方等については、水道会計は水道会計なりきの対応をしています。今回、恐らく 20mm の口径を使っていた人は 1 か月 1,560 円ぐらい安くなります。ただ、従来 13mm の人は 240 円ぐらいの値上がりになります。

しかし、本来 4,000 万円ぐらいの水道収入の増が欲しいけれども、当面 3 年は町が一部を負

担して、急激な値上げをやめようと。10年で、本来の水道会計としては20%ぐらい上げたいというものを3年ピッチぐらいで見直していこうという計画を立てているのが一つです。それは町が財政負担するということです。

もう一つは、先ほど20mmの口径の人が安くなると。安くなったのは、水道事業会計としては全然うれしくない。安くなってしまえば入ってくるお金が少なくなる。これが約850万円ぐらいです。これについては町が負担をしていこうと。

こういう中身を、私どもも一生懸命住民の皆さんに丁寧に説明をしていきますけれども、議員各位におかれても、ぜひ、そういうような話があったときには、町はそういう対応をして、具体的にはあなたのうちの水道料は、これから3年は少し安くなってよかったねとか、少し負担が増えるようになるとか、そういうような具体的な試算もお示しできればいいと思っています。私たちはできる限りそういう点では丁寧に説明していきたいと、左様に考えています。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 再生可能エネルギー問題が今、水道料の話になっていきましたが、これも町長の初日のあいさつの中で詳しく述べられました。そういったこともいえますが、この再生可能エネルギーの推進を大いに進めていただいて、自然のエネルギーを地元で使えるような方向で、大いに取り組んでいただきたいと思います。

次に3番目の質問で、町内各地の案内板、看板等の改修、新設はどうかということでお伺いします。

先ほども申し上げましたが、来年は町政20周年を迎えまして、町内外の案内板、そして看板等を点検して、改修、新設することなどは、町全体の活気を出すためにも必要と考えますが、その辺の考え方と予定はありますか。お伺いします。

○議長（青山弘） 高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇〕

○総務課長（高橋秀一） お答えいたします。町内外の案内板、看板等につきましては、令和4年度、5年度の2か年で、飯綱東高原への観光案内看板を一定の統一性を図りながらリニュー

アルを実施してきています。

また、町内の集落の看板につきましては、合併後、既存の看板を生かしながら、旧村の名称を飯綱町に改めるなど、最低限の改修は行ってきたところですが、将来的な維持管理や必要性を踏まえた議論が必要かと感じています。

そのほかにも、公共施設への案内、いわゆる公共サインの整備においては、カーナビやスマートフォンなどの普及によりまして、さらなる整備に当たっては、必要性についての検討が必要であると考えています。

20周年ということでの看板等の改修、新設を行う考えは今のところありませんが、また予算の策定のところで検討してまいりたいと思っています。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 今のところ20周年ということでやることは考えていないということですが、具体的に申し上げますと、旧三水村役場跡地付近の案内板、看板、それから各地における教育委員会の史跡案内板、それから旧三水村の村おこし事業実行委員会の史跡案内板等がありますが、このような史跡観光地の看板の改修についてはどうでしょうか。

○議長（青山弘） 笠井教育次長。

〔教育次長 笠井順一 登壇〕

○教育次長（笠井順一） お答えいたします。今の質問の中に、教育委員会に関わるもの、それから観光に関わるもの、いろいろとありましたが、教育委員会の部分についてお話しさせていただきます。

教育委員会では、国、県、町の指定文化財、有形、無形、史跡、天然記念物、それに準ずる文化遺産に、説明板や標柱を設置して整備しています。

現在、個人所有で所有者の同意を得られないものなど、設置が適当と判断されないものを除き、あくまで教育委員会の部分で、看板等の未設置は2件ほど把握しています。

合併後、説明内容に不備があると判断された既存看板の文面の修正については、文化財保護審議会において慎重に検討を重ね、改修を進め、現在ほぼ完了していると報告を受けているとこ

ろです。

なお、令和6年3月議会の常任委員会で、三水地区の学校跡地標柱の経年劣化について、立て替え等のお話があったわけですがけれども、こちらについても、この11月までに9基確認しています。当初、三水村の教育委員会が10基立てたという経過があったようですので、一応そのうちの9基は確認をしています。

文化財保護審議会で、今後どういう形でこれを直していくか、整備していくかということについて、諮問して、内容を練ってもらっているところです。

文化財の正しい理解を促すためにも、説明板については大変有効と考えられますので、今後とも学校等という内容であれば牟礼地区を含めて、三水地区の標柱についても整備を考えていきたいと思っています。

ただ、標柱自体を今の形で残したほうがいいのか、それとも地図等に残して、ここにあったというふうに残したほうがいいのかにつきましては、先ほども申しましたとおり、個人の敷地に入っているものがあったり、角が立って危ないものもありますので、それについては今後審議会で方向付けをしていきたいと考えています。

それから、先ほどお話があった村おこし事業実行委員会で設置した看板につきましては、内容的に社寺や石仏などの由来や伝説を主に看板が立てられているということが確認できることから、文化財の史実をもとにした説明板等の整備をするという観点とは少し性質が異なるので、教育委員会としては改修は考えておりません。

ただし、教育委員会に限らず、先ほどの地域の伝統などの部分で残さなければいけないということであれば、町として、看板を残していったほうがいいのかということで検討が必要と思われます。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 今、教育委員会の管轄の看板について答弁されたと思いますが、教育委員会以外の案内板、看板も多いです。案内板、看板を見ると、真っ白になったり何かが書いてあるか分からないようなものが立っている。そういったことであれば、撤収することも必要だと

と思いますが、新たに書き直したものに変わるという方法もあると思います。

今の教育委員会以外の看板や案内板、そしてまた行政の宣伝についての看板もありますが、そういったものは、教育委員会以外でもやはり点検、改修するべきだと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 集落名の看板などは、議員ご指摘のような看板が散見しております。確かに何が書いてあるか分からないような看板も見えています。そこら辺は、総務課長が先に答弁をしましたが、今後の看板の在り方も含めて、やはり検討する時期になっていると思っています。

来年、いみじくも 20 周年というようにお話がありましたけれども、発想の転換で、これからの看板は、私は史跡などについては、どういう残し方がいいのかしっかりと残していくのが役目だと思っていますが、一種の観光 PR 等に類するような看板は、不要だとは申しませんが、看板の在り方については大いに研究していく余地があるのではないかと。

20 年を迎えて、新しい時代の飯綱町のスタートだという捉え方で、この看板はスタイルが変わってきたというアイデアも面白いなと思っていますので、研究をさせていただきたいと思います。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5 番（渡邊千賀雄） 大いに研究していただいて、今後の町の PR、そしてまたいろいろな施設の案内を町内でしてもらって、町の新しい雰囲気をつくり出すことも、町のエネルギーになるのではないかと思います。

そういう点で、もう一点お伺いしたいのですが、今、町は日本一のりんごの町を目指しながらやっています。そういう中で、これから強化したり大いに広げていく、PR するための看板の新設も考えたらどうかと思うわけです。

そういう点で、今年も県内外からの来客がそれぞれの直売所に殺到されているようでありま

す。そうした中で、これは具体的に、むーちゃんのところに目立つ看板がないのではないかと。反対側の大きな民間の営業所の看板は見えるけれども、むーちゃんの看板が見えないといったことが寄せられています。

民間の商業施設に負けないような、日本一のりんごの町をPRするような看板を、むーちゃんのところなりさんちゃんのところへ立てて、大いにPRすることが大事ではないかと思います。その辺についてのお考えをお伺いします。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 通ってみると少し寂しいという雰囲気もあるのですが、景観条例等、県道の周辺については看板などを少し制約していこうという流れもあったもので、一工夫して、あそこはわざと看板を立てていません。

北信五岳が非常にきれいに見える中、あそこに赤や青の看板がぎらぎら立っているのは、センスのない最先端の町長だと某有名な人がおっしゃって、指導がありました。なるほど、それも一つだろうなと思っています。

ただし、永久的な看板ではなくて、1週間ほど今りんご祭りをやっているというようなことをお知らせのようなアイデアは必要ではないかと思っていますけれども、そんなことで、あえてあそこには立てていません。

今回、あそこが一回り大きなエリアに模様替えされますので、あそこにふさわしい広告塔といますか、従来イメージしている看板ではなくて、まさしく新しい時代をアピールする広告塔のようなものを考えていったらどうかと思っています。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○5番（渡邊千賀雄） 今の提案も町民から寄せられたものですので、提案しました。

それと関連して、通告はしていないのですが、道の駅構想はどうなったのかということも聞かれるのですが、それについての考え方、方針がありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 当初は県営で、県で道の駅をつくってほしいということで、長野建設事務所とかなり協議をしましたけれども、今や災害の避難所というか、災害の避難所の拠点になるような、もしくはあそこがキーステーションになって、いろいろな情報の発信元になるような機能も備えたものであれば、県としても考えてもというようなことで、残念ながら県では積極的に県営での道の駅の建設は、二の足を踏んだというような状況になっています。

ただし、先ほど申しましたとおり、あそこのエリアは駐車場が２倍以上に広がって、おかげさまで加工施設は足りないぐらいになって増築が望まれたり、いろいろな意味でお店ももう少し拡張したり、中山間地総合整備モデル事業でかなりの費用をかけて拡大されます。

いろいろな施設が整い、トイレも整い、そういうような関係になってきた折には、道の駅も改めて検討していきたいと思っています。

○議長（青山弘） 渡邊議員。

○５番（渡邊千賀雄） 予定した事項は終わりました。とにかく来年の２０年、また町長の底力を見せる予算編成をしていただいて取り組んでいただくように求めまして、私の質問を終わります。以上です。

○議長（青山弘） 渡邊千賀雄議員、ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○議長（青山弘） 以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、１２月４日の本会議は午前１０時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 ３時０５分

令和6年12月飯綱町議会定例会

(第 3 号)

令和6年12月飯綱町議会定例会

議事日程（第3号）

令和6年12月4日（水曜日）午前10時開会

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（15名）

1 番	三ツ井 忠 義	2 番	中 井 寿 一
3 番	小 林 文 廣	4 番	瀧 野 良 枝
5 番	渡 邊 千賀雄	6 番	中 島 和 子
7 番	樋 口 功	8 番	風 間 行 男
9 番	目須田 修	10 番	石 川 信 雄
11 番	清 水 満	12 番	大 川 憲 明
13 番	伊 藤 まゆみ	14 番	原 田 幸 長
15 番	青 山 弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	総 務 課 長	高 橋 秀 一
企 画 課 長	平 井 喜一朗	税務会計課長	藤 沢 茂 行
住民環境課長	宮 島 幸 男	保健福祉課長	永 野 光 昭

産業観光課長	清 水 純 一	建設水道課長	若 林 宏 行
教 育 次 長	笠 井 順 一	飯綱病院事務次長	田 中 良 史
総務課課長補佐	近 藤 久 登		

事務局職員出席者

事 務 局 長	土 倉 正 和	事 務 局 書 記	若 林 諒
---------	---------	-----------	-------

一般質問一覧表

順	議席	氏 名	発 言 事 項
5	10	石川信雄	1 地方創生 2.0 について
			2 ウェルビーイングについて
			3 特定地域づくり事業協同組合は
6	13	伊藤まゆみ	国民健康保険、後期高齢者医療の従来保険証が 廃止されるにあたっての課題の解消は

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（青山弘） 皆さんおはようございます。傍聴者の皆さま、おいでいただきましてありがとうございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎一般質問

○議長（青山弘） 日程第1、一般質問に入ります。

質問の順序につきましては、お手元に配布の一覧表のとおりであります。

一問一答方式による活発な、分かりやすい質問・答弁を期待しております。

なお、質問事項はあらかじめ通告しておりますので簡潔に発言されるようご協力願います。

◇ 石 川 信 雄

○議長（青山弘） 発言順位5番、議席番号10番、石川信雄議員を指名します。石川信雄議員。

〔10番 石川信雄 登壇〕

○10番（石川信雄） おはようございます。質問に先立ちまして、先ごろお亡くなりになりました相澤氏のご冥福をお祈りしたいと思います。

それでは通告書に従いまして、順次質問してまいります。

まず、地方創生2.0についてお伺いいたします。

第2次石破内閣では、地方創生に力を入れ、東京一極集中の是正をしていくとの方針を打ち出し、予算を大幅に増額するとのことであります。それに応じて予算獲得に向けた計画づくりをしてはかがかかということでお伺いしたいと思います。

飯綱町は地方創生に早くから取り組んで、他町からも飯綱町は頑張っていると言われている

かと思いますが、これまで行ってきた地方創生事業のまず振り返りとしまして、町長はその事業に対してどのような感想をお持ちか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） おはようございます。お答えを申し上げたいと思います。

総括ではありませんけれども、平成 27 年から計画を立てて、実施をしてまいりました。総額 23 億円ほどの総事業費になりましたけれども、財源的には、ハードは 2 分の 1 の補助、ソフトについても 2 分の 1 補助の上に、残った 2 分の 1 については交付税措置が半分あって、その残った分については起債の合併特例債を充当するという方法を取ってきましたので、全体の補助率とすると極めて高い、7 割、8 割弱ぐらいの補助率で仕事ことができました。

また、今の三水地区の EAST、また牟礼地区の WEST に始まり、町内のもろもろの施設の整備等、これも地方創生の事業によって進めてきました。りんごのブランド化もしかり、中には、なかなかもうひとつ思いどおりに進まなかった面もありますけれども、全体としての捉え方としては、本当に先ほど議員からうれしいお話をいただきましたけれども、県内でも非常にいい意味で先進的に取り組んだ町であるという評価をいただいておりますが、私もそういう印象を持っておりますとともに、先般、信濃毎日新聞で地方創生の事業によって、その成果についてどうでしょうというので、かなりのところがもうひとつだという、ちょっと残念な評価が多かったですけれども、私はある程度の成果が出たというところで回答をしてきたという、そんな経過です。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10 番（石川信雄） 今回、モニターアンケートで寄せられた意見の中にも、ちょっと読みますけれども、今度の総理大臣に石破さんが就任されました。石破さんは地方創生に力を入れると言っていますので、国からの補助金を増やしていただき、インフラ整備、経済活動が活発になれるように祈りたいと思いますという意見も頂戴しておるところです。

私も今回、第 2 次と申しましょうか、また改めて地方創生事業に手を挙げるのが大事かと

思っております。

そこで、当時副町長でありました小澤さんが総務省から出向していた関係もあって、当時の石破元祖地方創生担当大臣にも面会したかというお話もあったかと思いますが、ここは一つそのパイプを生かして、改めて事業にチャレンジしてほしいと考えております。

飯綱町では、DX 事業、デジタルトランスフォーメーションの事業を進めてきておりますが、今、国ではGX、グリーントランスフォーメーションというものも進めていきたいということであります。SDGs の時代ですから、環境に配慮した事業の構築ということでしょうけれども、先に私が一般質問でも取り上げましたけれども、公共施設の屋上に太陽光発電をしたらどうだという提案をしたこともありました。それに付随した計画と申しましうか、ビジョンですけれども、町で電力公社をつくったらどうかという思いが常々、以前からあります。その環境配慮型の、防災のときにも防災拠点となる小学校跡地ですので、十分意義のあることではないかと思いますが、地方創生事業の中で、再生エネルギーですけれども、そういった事業に取り組む思いは町長の中にはおありになりますか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 具体的な電力うんぬんのお話ですので、その点について絞ってお答えをしますけれども、いわゆる公共施設の建物の屋根に太陽光のパネルを設置して発電をすると、これはもう当然考えて、現実的には、今週予定をしておりますけれども、既に提携をしたということもあったかあれですが、八十二 Link という会社と提携を結んで、それは、全部の設備投資は全て八十二 Link で設置をしてもらって、そして私どもではその電力を使わせてもらうということで、脱炭素の推進にもなったり、もちろん電気料についても、普通の通常の電気料よりも安い価格で提供を受けるということ、しかも災害時や何かは優先的に起きた電力を施設の維持に使わせてもらうということで、町が資本のお金を出さなくて、同様の目的の事業が推進できるとなれば、その方法を取っていこうかと思って進めていきたいと思っております。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10 番（石川信雄） 最初の地方創生は「まち・ひと・しごと」ということで、産官学が共同して事業を構築していくという内容のものだったと思っておりますけれども、昨日の説明でもその八十二の話は課長のほうから出ておりましたけれども、売電をどうするのかというところもあって、太陽光パネルで発電した電力の使い道をどうするのかというところまでの協議はされておるのでしょうか。

○議長（青山弘） 平井企画課長。

〔企画課長 平井喜一郎 登壇〕

○企画課長（平井喜一郎） お答えいたします。各公共施設に太陽光パネルを載せた場合の使用目的とすれば、その施設で使用する。もしそこで余った電力があるとするならば、それについてはほかの公共施設で使うことを模索していきたいと、今のところは考えております。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10 番（石川信雄） RESAS というものを活用して計画を作成したわけですが、当時お金の流出、経済のエネルギーの流出が一番多いと思うのですが、灯油、ガソリン、プロパンガスもそうですけれども、エネルギーの地産地消というものを考えたときには、やはりちゃんと地元で使用するのが鉄則ではないかと思いますので、今の課長の答弁を聞いて安心したところでもあります。

その脱炭素化というのは、これはもう日本だけの問題ではなくて世界的な問題でありまして、地球環境を地球の住人である私たちがそれぞれ意識を持って取り組まないといけない課題でもあると思うのですが、もう私も 60 になりますけれども、年齢を重ねてきて生活の転換というのはなかなか難しいと自分自身思います。ですので、若い世代がどんどんこういう分野を引っ張っていてほしいという願いもあるわけですが、そうは申しまして、先に生きてきた人間の責任としては、ちゃんと向き合わないといけない問題だと思っております。

そんな中で、飯綱町は農業基盤の町ですが、資源はまあまああると思っております。山林資源、バイオマスに関しても、スギは花粉症の問題ともされていますけれども、結構広葉樹林から、植林した森林から、面積的にもかなり広い面積があると思っておるわけですが、

も、そのバイオマス発電に関しましても、以前、天狗の館のボイラーに県の補助だったかを使うという話もあったかと思うのですが、そのバイオマス発電について、例えばりんごの剪定枝の解消につなげるとか、そういった計画と申しましょうか、町長の意識の上ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） バイオマス発電については、結論的に申し上げますと取り組む予定は全くありません。といいますのは、先般も塩尻のほうで一つの大きな会社が営業を続けられないということで記事に載っていましたけれども、この近くでは、長野市飯綱に、お山の発電所というところがあって、私はまた県の林務の役員をやっていて、1回そこで視察に行きましたけれども、やはりもう材料が、木が足りなくて、そしてもう市内からおうちを壊したようなものをどんどん上げて、それで何とかやっているけれども、まだ残念ながら半分休んでいますというお話でございました。したがって、飯綱町が新たにそのような発電所を建設して、バイオマス発電を行うというのは、少し計画性に無理があるのではないかなと。

強いてそういうのを有効利用したいと言うなら、お山の発電所へ持ち込むようなルートを考えてあげたほうがいいと思っています。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） バイオマス発電は、間伐材とか建築廃材を燃やして発電するわけですが、やり方としては、ペレット加工してそれを商品に回すという仕方もあると思うのですが、ペレット加工についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 昔の飯綱福祉センターの1階にペレットのストーブ、今は福井団地の郵便局にペレットのストーブ、その割に木材利用でペレットにしたほうが非常に燃料が安いというわけにはなかなかいかないという一つの実態があります。もう一つは、今ペレットは主に南信

を中心に盛んに製造しているのですが、使ってくれ使ってくれで、とにかく消費の拡大をいろいろな会議の中であります。したがって、少しダブついているという言い方はいささかあれですけれども、そういう意味では、まだペレットについても、結局皆さんが石油からもうペレットの燃料に切り替えようと、そういうふうに一斉に変わってくれば事情は違ってくると思っていますけれども、今の時点では、ペレットの加工も厳しい状況かと判断しています。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10 番（石川信雄） いいつなコネクト EAST、WEST、メーラプラザ、あと世界に誇りりんご関連の農業ですけれども、ICT 農業もそのときに進めた経緯がありますけれども、もし今回、地方創生事業で取り組むとしたら、どのような課題についてお考えでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 先ほど石破さんの話も出ましたが、平成 27 年 11 月に高市総務大臣にお会いして、その足で石破さんが、当初の地方創生担当大臣でした。大臣室へ行ってしっかりお話を聞いたのですが、そのときには、地方創生の計画書を作るのにとても大変で、業者委託でほとんどのところを作っているけれども、ちゃんと一つの自治体の中で、職員が中心になって計画書を作ったというところも国内にはあるんだと、石破さんが飯綱町を指してコメントをしたわけです。そんな意味も含めて、会っていただけるというので会いましたけれども、当時は非常に意欲的に取り組んでいきたいというお話を伺って、喜んで帰ってきましたけれども、ついでにその後、小泉さんにもお会いをしてきて、大変素晴らしい大臣や議員の皆さんにお会いして、本当に昨日のように覚えております。

大事なのは、これからどんなものを計画していくかというのが非常に大切ですが、これは今ここで、こういう計画でこういうことを考えていると言うのは、まだ少し早いと思っています。一つは、石破さんが一体どういう地方創生の事業をこれから倍増して展開をしていきたいという、その指針になるものが全く今のところ見えていません。予算額もそうですし、制度的にどういう制度にして予算、国庫補助金を出していただけるのか、それも全く分からない状況です

ので、それを注視しているというのは一つとしてあります。

もう一点は、昨日もお話を申し上げましたが、今、第2次総合計画、第3次総合計画は、令和8年には作っていかなければ、7年からそろそろ作り始めていかなければならない、その次の10年の計画です。そこには一体、飯綱町として何をこれから取り組んでいけばいいかというのは、これはしっかり議論をして、住民の皆さんとも話し合いをする中で、新たな飯綱町第3次総合計画、その中に地方創生をどう位置付けていくか、これが大きな課題だと思っています。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） 今の町長の答弁からは、地方創生にも取り組んでいきたいと、私は受け止めましたけれども、期待大です。飯綱町とすればスキルもあるでしょうし、実績も作ってきたことですので、決してハードルの高いことではないと思います。ただ、職員の負担はやはり増えるだろうというのは予測されますけれども、そうは申しまして、なかなか予算獲得に向かって地方交付税だけでは厳しいところもあろうかと思しますので、ここは一つ頑張っていただきたいと思います。

地方創生事業は、やはり石破さんも少数与党で政権運営が大変逆風の中、歩まれておりますけれども、そうは言ってもあれだけ明言されておるのでしょうから、それなりの予算が付くとは思っております。そんな中で、今、町長のお話にもありました第3次総合計画の中にも織り込めるようにしていきたいというお答えがありましたので、あとは期待するところ大でありたいと思います。よろしくお願いいたしますと思います。

続きましてウェルビーイングについてお伺いいたします。令和7年度予算、政策要望書にも織り込まれておりますが、来年度の事業に反映されているかをお伺いしたいと思います。具体的にこんなものがあるというのがあればお答えいただきたいと思います。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 総論的に申し上げますけれども、最近どうも英語が、DXから始まって、ど

ういうふうに訳したらいいだろうと思うような言葉が一般的に出てきて非常に困ってはいるのですが、このウェルビーイングも一つです。よく外国と手紙の年賀状などをやりとりしていると、「I hope you will be well」と、こういうのは通り文句でよく出てきますけれども、要は、体も健康、精神も健康、そして収入や社会的ないろいろな意味においても、極めて良好な状態が続いているのがウェルビーイングだと思います。

したがって、この事業がウェルビーイングの事業ですというのは、なかなか表現がしづらいいと思いますか、ですから、肉体的健康だったら病院の関係や健康福祉、こういう予算はそうなるし、もちろん精神的なものについても同様のことが言えますし、または社会的なつながりという中で、とても良好だということなら収入的なものを、りんごや何かもまあまあ生産が上がっている、地域においてもそれなりのちゃんとした存在感を持って生活していただける、家族的にもオーケー、社会的にもオーケー、こういう状況を行政の事業としてやるというのは、これはもう、おのおのの人が感じていただくその結果として、幸せだな、この飯綱町に生まれて育って良かったというのが結果として表れてくるのが、私が解釈しているウェルビーイングの到達点だと思っています。

その点では、その思いで今までの予算から始まって事業を実施してきておりますので、私は一定の自負をして、飯綱町はその方向でちゃんとある程度進んできたという思いはあります。今、そのような評価をしているところです。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10 番（石川信雄） ウェルビーイングにつきましては、たぶん担当課としては保健福祉課と教育委員会が大体主なものを占めていくかと思っておりますけれども、地域の人付き合いも中には含まれるわけです。地域が弱体化してきて、少子高齢化の一途をたどっていると。そんな中で地域をこれからどうしていくかという問題にも触れてくることだと思います。

それで、合併 20 周年とは言いますけれども、区・組の再編は従来どおりのままであります。今後、町の組織というか集落の運営に関して、町長はどうされていきたいのか、表明いただきたいと思いますけれども。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 結論的には、やはり区や組のことについては、ぜひ区や組で大いに検討してほしいというのが基本的なスタンスとして思っております。ただし、区や組が期待をされているような機能を果たすことができない状況に陥っているか、または陥りそうだという状況については、行政は放っておくわけにはいかないという考え方を持っております。

したがいまして、あえて何々組と何々組を一緒にしてC組にするんだというような考え方よりも、今はいろいろな意味で連携してもうやっていったらどうでしょうと。役員さんも今までおのおののところから出ていたけれども、もう役員の人も人数が少なくなったなら、AとBとCの組が一緒になれば、3人必要だった組長が1人で済むのではないですかとか、そういう助言、支援、またはそこに人的、または予算的な面でもそういう支援をしていきたい。

具体的にどういう支援をするんですかというものは、区や組の皆さんたちが、こんな方向で一緒にこれから組や区の仕事をしていきたいけれども、こういう支援はできないものですかという中で、そういう予算計上をしていきたい。決して町は皆さんのことですから、勝手にやってくださいというスタンスでは絶対にありません。それは前にも何回も言っているのですが、地域に元気があって本当に良かったという、そういうまちづくりをしなければ、飯綱町全体が良かったということにはなりっこないのですから、それは確信を持ってご支援をしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） 秋に行われました町民運動会ですが、プログラムも午前中で終わるものでありましたけれども、本来であれば4時ぐらいまでは何とか実施できれば良かったと今でも思っておりますけれども、ああいうところにもやはり地域の勢いというものも表面的に見えてきていると感じております。

そんな中で、本当にこれからの地域づくりをどうしていくのかというのは一つの課題かと思うのですが、本当にもう、テコ入れをしなくてはいけない時期に来ているようにも思うのです。

が、その辺で町長と私の間で多少ギャップがあると感じております。もっと行政主導でその辺は進めていいのではないかと思いますのですが、町長もう一度お願いできますか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 具体的に総論で物を言うというのは、この区や組の再編については少し違うと思っています。具体的に、例えば私の住んでいる平出区はその必要があるのかと、隣の番匠区はどうだろう、福井団地区はかえって2つに分けたほうがいいのか、これは個々によって大きく違ってくると思います。

したがって、区長さん方、組長さん方といろいろな意味で代表者会議、区長会も代表者会議等を開く中で、今後の在り方を、本当に議論をし合ったり、話し合ったりはしてきているのですが、正直申し上げますけれども、うちは今の戸数ぐらいがちょうどいいので、あまり一緒になるとかうんぬんというのは、考えてもらわなくてもいいという区もちろんあります。しかし、現実的には、三水地区でも一部の組や、牟礼地区でも一部の区などは、もうとてもではないが道普請もできないので、これからはよろしく願いますという区長さんからのお便りも頂戴している区もあるほどですので、議員がおっしゃるとおり、もうそろそろ行動を起こす時期であるという認識は同じように思っております。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10番（石川信雄） ただいま町長からは総論というか各論ですか、お伺いいたしました。それで実際の担当課になろうかと思うのですが、保健福祉課とあと病院の事務長代理に、ウェルビーイングについてどのように意識付けをされているかをお伺いしたいと思います。

○議長（青山弘） 永野保健福祉課長。

〔保健福祉課長 永野光昭 登壇〕

○保健福祉課長（永野光昭） お答えします。議員さんからの政策要望にも昨年度に回答している内容についてご報告いたします。

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的か

つ総合的に実施する役割を広く担うものとしております。住民の福祉の増進を図ることが、地方自治体が行う業務の基本的な目的であり、福祉という言葉は、辞書には1番として幸福、公的扶助やサービスによる生活の安定、充足、2として、消極的には生命の危険からの救い、積極的には生命の繁栄とされています。

福祉の持つ意味は幸福であり、幸福と福祉は同じものを目指しているわけではないかと思っております。ついては、福祉とは人の福祉、公的扶助やサービスによる生活の安定や充足であり、地方自治法に記載された住民の福祉を、現代における住民のウェルビーイングであると捉え、住民の福祉の増進を図ることを基本としております。

また高齢者、障がい者、貧困者等いろいろとありますが、そういう方を一人も取り残すことなくサービスの提供を行うことが福祉の目的で、予算にも反映してございます。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） 教育委員会からもということでしたのでお答え申し上げます。教育委員会も今、教育の中でウェルビーイングということを追求しております。

教育におけるウェルビーイングというのは、行政の政策的なこととは、もちろん共通はありますが、少し違うところがあります。教育委員会または学校教育、保育園、それから、社会教育全ての教育に関わるところで求めているウェルビーイングというのは、その人その人が、ここには私の居場所があるんだ、私はここにいていいんだ、生まれてきて良かった、私は安心してここで生きていけるんだという、自己肯定感や所属感といったものを構築していくということがいちばん根底にあります。

今、学校現場、教育現場で大変重視しているのは多様性です。多様性をみんなで認め合って、全ての人がお互いの違い、お互いの個性を認め合いながら共に協力してやっ払いこうと、インクルーシブ教育に取り組んでいます。今、飯綱町が一番力を入れているのは、保育園のときから、子どもの愛着を構築していくことです。親子の愛着の構築、それから保育園の先生と子どもの構築、友達同士の愛着の構築、そういったものを構築していくために、遊びを通した学び

ということにすごく力を入れています。遊びの中で子どもたちが自分で気付いて、いろいろなことを学ぼうとする意欲を育てたり、それからトラブルが起こっても、それを自分たちの力で、今、保育園の子どももちちゃんと話し合いをするのですが、そういう中で解決策を見いだしながら友達との仲間意識を育てていくということに取り組んでいます。

この前も少しお話ししたのですが、今年から保育園では体験型保育参観というものを行っていて、お父さん、お母さんに1日保育園に来てもらって、子どもの様子を見てもらいながら一緒に遊んでいただくということをやっていて、これが大変成果を上げています。どういう成果かというと、お父さんも子どもや保育園の先生を見て気付きがある。それから、保育園の先生も保護者の様子を見て気付きがある。お互いにこうだったとお互いの理解を深めていく、そういう中で保育が変わってくる、子育てが変わってくる。

それが今度、小学校につながっていくのですが、小学校も、遊びを通した学びを大事にしています。それ以外にも今、取組としては、例えばリトミックとか CAP、ワークショップとか、そういったものも入れながら、つらいことがあったら我慢しなくていいんだよ、あなたは「いや」って言っていいんだよ、「助けて」って言っていいんだよ、必ず周りにはあなたを助けてくれる人がいるよなどのメッセージを伝えています。ワークショップなどを通して子どもたちの意識を育てていくことにも取り組んでいます。

インクルーシブ教育にも関わってくるのですが、社会の仕組みというのはやはり健常者中心にいろいろな決まりもあったり、仕組みが出来上がっています。そうすると、どうしてもその枠からはみ出る人が、例えば障がい者と呼ばれたり、または不適応者と呼ばれたりして、その人たちが生きづらさを感じることになる。

この間、私が学習会で聞いて心に刺さったのは、「課題は個人にある。でも問題は社会にある。障がいは社会が作り出している」という言葉です。そのとおりだと思いました。ですから、学校教育、それから保育などが目指すのは、多様性の中で、本当にハードルを低くして全ての人と同じ空間の中で、いろいろな多様性を認め合いながら共に学び、遊び、生活できることです。そういったものを目指して、今、いろいろなことを頑張っているところでございます。以上で

す。

○議長（青山弘） 田中病院事務次長。

〔病院事務次長 田中良史 登壇〕

○病院事務次長（田中良史） 病院は今、病床再編というところ一筋でもって動いていまして、ウェルビーイングについては、町の方針に倣いまして、さまざま検討してまいりたいと思いますけれども、今回の病床再編では、地域包括ケア病床という新たな病床機能を得るというところが一番の目玉になっていますので、こちらをもって地域包括ケアシステムにおいて地域医療の最後のとりでを守っていくというところで、貢献をしてまいりたいと考えます。以上です。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10 番（石川信雄） 病院のことはホスピタルとも言ったりしますけれども、ホスピタリティーとなると、おもてなしみたいな解釈になろうかと思うのですが、患者さんには優しく接していただけるような病院をお願いしたいと思います。

それと今、教育長からも熱弁いただきました。私も、長野県の現状はどうかと思って調べたところ、長野県に関しては県教委がウェルビーイングを取り扱っておりまして、その中でも、今、教育長が申されたようなことを網羅するかのごとく書いてありました。

県教委では、モデル実践校で TOCO-TON（トコトン）というのをやっているようで、たまたま 11 月 7 日あたりに締め切りになったようですが、次年度にそのような実践校の募集があったとしたら、それに応募するご予定はありますか。

○議長（青山弘） 馬島教育長。

〔教育長 馬島敦子 登壇〕

○教育長（馬島敦子） そういうことに関しましては、学校現場のほうから校長が、ぜひそういうところに、うちの学校はそこで頑張ってみたいということであれば応援したいと思いますけれども、教育委員会で、学校にやりなさいよとか、そういうことを言うつもりはありません。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10 番（石川信雄） この件は何が何でも応募してくださいということでもありませんけれども、

学校長とも相談された上で取り組んでいただきたいと思います。思ったりもしております。

それで、ウェルビーイングは何が重要なのかというと、日本社会は、やはり物的には満たされている社会だと思います。ただ、精神的にはいろいろひずみが出てきて、今の連続強盗殺人もそうですけれども、ああいった闇バイトといったところに裏返しとして犯罪が横行しているのではないかと思います。

心的に幸福であれば、ああいった事件も起こらないとは思いますが、犯罪抑止という意味から考えても、心の平安を保つということは非常に大事かと思っております。町長はまちづくりに向けて、心の平安についても一言、二言、お話しいただければと思うのですが。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） いよいよ飯綱町も、そういったソフトの関係について、どう対応していくかという、高度な政策の時代を迎えたと思えば、非常にうれしいご質問ですけれども、精神的な安定を得るには、やはりウェルビーイングではないですけれども、肉体的、精神的に安定している。そして、社会的にも生活が安定していて、ご自分の存在感がちゃんとあるという、そういうやはりもろもろの条件が整った上で、精神的な心の穏やかさというものが生まれてくるだろうと思います。したがって、もう幼少の頃から、生まれたときからもう親のお父さんやお母さんに深い愛情のもとに育てられていくということも積み重なって行ってこそ、心の安定だと思っていますので、そういうことを、地味ですけれども一步一步整備していきたいと考えています。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10 番（石川信雄） それでは、このウェルビーイングについてはまた関心を持っていただいて、町政の運営に進めていただけたらと思い、次の質問に移ります。

特定地域づくり事業協同組合はということで発言事項にしてありますけれども、昨日の中島議員の質問や、ほかにも課長の答弁がありましたので、重複する部分は避けたいと思いますので、以前、私が一般質問でも提案しました農村 RMO についてお伺いしたいと思います。

両方とも農水省の補助事業かと思うのですが、これは並行して進めていったらどうだという
思いが常々ありまして、農村 RMO、これも横文字になって大変恐縮するところですが、リー
ジョン・マネジメント・オーガニゼーション、その略が RMO ということです。要は、地域運営協
議会みたいなことを指すわけですが、先ほどの町長の答弁にも地域づくりをどうするの
かということでお伺いしておりますけれども、農村 RMO も、中山間地直接支払事業をベースに、
あと移動販売とか住民サービスにつながるような事業をしていくという形態のようですが、そ
の農村 RMO について、担当課長は現在どのように認識されておりますでしょうか。

○議長（青山弘） 清水産業観光課長。

〔産業観光課長 清水純一 登壇〕

○産業観光課長（清水純一） 農村 RMO の関係ですけれども、もともとたぶん RMO ということで、
地域が連携してその地域の課題を解決するために組織するものかと思います。そこにプラス、
今、農業の現場で農地のこととか、用水とかいろいろなものを管理したり、いろいろな全体の
農村の部分のものを加えて解決していくための一つの方策という認識ではあるのですが、これ
をどうしていくかという、これはたぶん壮大なものになっていきます。

まずここに目を向けるというところよりは、まず一步一步というところで、通告の中にもあ
りましたけれども、最近、地域計画をしましたが、その話し合いをしている中で、私は最初の
段階で、地域でのあいさつで話したのですが、農地を荒廃させていけない、これから守ってい
くためには、やはり担い手農家さんにその農地を耕作いただくというのが一番のまず一步です
けれども、そのほかにどうしても足りないというか、守っていけないときに、共同で農業をし
たり、集落で営農するなど、いろいろな方法があると思っています。それはその地域地域の話
し合いの中で進んでいくというところの中で話を進めていったのですが、そうした地域の話し
合いの中で取り組めるものの一つ一つを積み重ねることによって、その中での目標がこの農村
RMO というところまでたどり着くようであれば、しっかりそういうところにも考えて進めてい
くものとは思いますが、まずはその地域地域の中でどういうことをしていくかの話し合いを
進める中で、それに合ったものを探して進めていくというところではないかと思っております。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10 番（石川信雄） 昨日の町長の答弁の中には、荒廃地対策というか農業の活性化には、これからは法人の参入はどうしても必要だという答弁があったかと思うのですが、その法人というものに対して、町長の中では株式会社なのか、それとも集落営農的な協議会のような団体なのか、どのようにお考えでしょうか。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） これは臨機応変に、どんな法人の形態でもいいだろうと思っています。NPOでもいいのですから。

農水省へ行っていろいろな話をしてきましたら、NPO でやってもいいところもありますよというお話で、NPO ですかという話をしたのですが、株式会社も今、一定の条件を整えれば、農地の取得、賃貸もできますから、それはやりやすい状況で、決して農業生産法人がいろいろな意味でベターだとは思いません。一定の制約がありますし、だったら株式会社でやっていったほうがいいのではないかという思いもありますし、それぞれ土地を出し合って、これを出資金として扱っていく合弁会社などでもいいだろうし、それは個々のケースによって相談に乗っていいこと。

ただ、昨日も申し上げましたけれども、どんな形で団体・法人が設立されても、一定の法人税を払って、経理をやって、青色申告をやって、消費税を払って、ちゃんとそういう事務体制が整って、黒字の見通しが立ってきたというところまでは、町は全面的に支援をしていきたいという腹は思っています。

○議長（青山弘） 石川議員。

○10 番（石川信雄） 農村 RMO の補助金の中には、設立に当たっての例えばコンサル派遣とか、そういった費用も含まれていたかと思うのですが、ぜひそういった事業を活用して、そういった集落営農組織、RMO の実際住民の方からやりたいという声が上がらなければ、行政からやりなさいと言ってもなかなか難しい話だとは思いますが、そうは言いましても、ここまで高齢

化で就業人口も少なくなってくると、やはりそういった組織形態の運営が望ましいと考えます。そんな中で今後の農政の中でも、RMO についても協議していただきまして、もし進めていけるようなことであれば進めてほしいと思いますが、担当課長、いま一度、今後の意欲についてお願いします。

○議長（青山弘） 答弁の前ですけれども、農村 RMO や農業 RMO という要旨のところが全然入っていないくて、質問している内容が範囲を超えていると思うのですが、答えていただけるのであれば、お願いしたいと思います。

〔発言の許可を求める者なし〕

○議長（青山弘） ということで、回答はなしということでお願いします。

○10 番（石川信雄） そうですか。それでは、ぜひ進めてほしいということを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（青山弘） 石川信雄議員、ご苦労さまでした。

暫時休憩に入ります。再開時間は 11 時 5 分とします。

休憩 午前 10 時 51 分

再開 午前 11 時 5 分

◇ 伊 藤 まゆみ

○議長（青山弘） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

発言順位 6 番、議席番号 13 番、伊藤まゆみ議員を指名いたします。伊藤まゆみ議員。

〔13 番 伊藤まゆみ 登壇〕

○13 番（伊藤まゆみ） 議席番号 13 番、伊藤まゆみです。通告に従いまして、お聞きをさせていただきます。

国民健康保険、後期高齢者医療の保険証が新規発行されないために発生する課題の解消はということでお聞きをしてみたいです。この通告後、さまざま調べたり課長にお聞きしたりしながら、私も誤解をしたり理解が足りなかった部分がたくさんあったと思い、大変勉強させてい

いただきました。

この問題については、この間、同僚議員からも聞きましたけれども、多くの住民の皆さんから不安の声が寄せられているということで、私も理解しているところを説明してきましたが、12月2日で新規の保険証の発行が行われなくなりました。既存の保険証は、来年の7月31日まで利用できますが、このことについても、今回の保険証の発送のときに封書の中に説明文を入れていただいてあったということですが、なかなか理解するには難しかったところがありました。

12月2日からはどうなるのか、今の保険証が使えるのかという質問から始まって、使えるという説明をさせていただき、それでは7月31日になったらどうなるのかという話もありました。その点について、11月の広報でも皆さんにお配りしていただいたということですが、大変文字も小さくて、よほどじっくり隅から隅まで読んでいる人でないと拾い切れない情報ではなかったかと思っています。

まず、担当課長にお聞きいたします。直近のマイナンバーカードの発行数と利用率をお聞かせください。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） それではお答えさせていただきます。マイナ保険証の登録状況と保険証の利用率でお答えします。

国民健康保険は令和6年10月時点の内容になりますが、マイナ保険証の登録率は65.6%、マイナ保険証の利用率は15.8%になります。後期高齢者医療の方は令和6年9月時点が直近の内容になりますが、マイナ保険証の登録率が63.3%、マイナ保険証の利用率は8.8%と、少し低調となっております。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） この間、報道等もありますが、12月2日までにマイナカード、マイナ保険証を取らなければいけないのではないかとということで、申請数が駆け込みで増えているとお

聞きしていますが、当町での状況はどのようなものであるかをお聞かせいただけますか。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） マイナンバーカードの交付状況等についてお答えさせていただきます。

令和6年10月末の段階で、交付率が80.4%になっている状況です。申請者の今の駆け込みの状況ですが、令和6年9月までは、マイナンバーカードの交付状況は20名から40名ぐらいで推移しておりましたが、令和6年10月では80名ほどの方が申し込み、また11月は24日段階で67名ということで、ここへ来て交付は伸びている状況です。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） やはり不安になって、直近に来て申請をされていく方が増えているのだと思います。全国各地がそうであると把握しているわけですが、それもやはり不安の裏返しということになってくるのだと思います。

マイナンバーカードの関係で、保険証を登録していない方には7月31日までに担当から資格確認書が発行されるとお聞きしています。けれどもマイナカードに保険証を登録している方には発行されないということになると、決算審査の折に説明を受けました。付随することに関してもですが、不安を感じている町民も大変多いと感じています。

私たちが正しいことをきちんとお伝えしなければいけないということで、法改正による変更点をもう少し分かりやすく、しっかりと町民の皆さまに伝わるように周知をしていかなければいけないと考えます。どのように周知をしていくのかをお聞かせください。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） それでは、どのように周知していくかということでお答えさせていただきます。

先ほど、マイナ保険証の登録率がおおむね60%を超えている状況にあるとお話ししました。

この利用については、登録率は60%を超えていますがマイナ保険証の利用が15%ぐらい、後期高齢者ではまだ10%に届かない状況です。これについては今までもやっていましたが、登録の利用手順をしっかりと広報していきたいと思っております。

また、マイナ保険証の登録をされてない方については資格確認書を交付するかたち、要するに残りの3割程度の方になりますが、その方についてはこのままアナログの方法でも十分今後も保険証と同様の扱いで利用できますということをしっかり周知していきたいと思っております。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 課長にお聞きしたところによりますと、後期高齢者の皆さんについては登録している方も登録していない方も、資格確認書が発行されとお聞きしました。その資格確認書の有効期限も5年間であるということですが、そのことも併せてしっかりと周知をしていていただきたいと思います。ご高齢になればなるほど不安は強くなってくると思いますので、折に触れそのような時を捉えて、やはり書面だけではなくやっていくことも必要ではないかと思いますが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） それではお答えいたします。先ほど後期高齢者の場合をお話しされましたが、これは12月2日以降、特別措置として令和7年7月31日までの間、国保から移動した方全員にマイナ保険証の登録の有無にかかわらず資格確認書を交付するといった内容になっております。

議員からの5年間有効だということに対しては、私が認識している限りでは、社会保険や、そういった有効期限がない方について5年までという認識でいます。国保と後期高齢者については、資格確認書の有効期限は基本的には今までの保険証と同様に1年間ということで考えておりますので、令和7年7月31日以降についてはまた1年間の資格確認書を発行されるものと理解しております。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） この間ネットなどで、あるドクターが、12 月 2 日から新規の保険証が発行されないということを間違って理解をして、12 月 2 日から紙の保険証が利用できなくなると理解して廃棄をしてしまったりする方も出てくるのではないかという心配をされているというようなことも出ていました。もしも 12 月 2 日を過ぎて紛失してしまった場合は、どのような対応をしていただけるのでしょうか。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） 保険証の紛失についてお答えします。

保険証が要するに資格確認書になります。保険証は本来であれば来年の 7 月 31 日まで有効ですが、紛失された場合については 12 月 2 日以降、国保の規則の改正等も行っておりまして、資格確認書に替えさせていただき、それを提示すれば引き続き医療機関を受診できることになっております。

また、その資格確認書が紛失した場合も想定されますが、それについても規則改正しており、資格確認書の紛失等の申請をすれば交付する形で、12 月 2 日から進めているところです。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） 引き続き、町民の声といいますか、マイナ保険証に切り替わることで、新しく紙の保険証が発行されないということに対して、直接窓口等へ町民から問い合わせ等があったかどうかをお聞かせいただけますか。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） すみません。聞き取れなかったので、もう一度質問をお願いします。

○13 番（伊藤まゆみ） 町民から窓口等に、マイナ保険証が 12 月 2 日からは新規に発行されないということに対して問い合わせ等があったかどうかをお聞かせください。

○住民環境課長（宮島幸男） 幾つかそういう問い合わせはあったと聞いております。ただ、具体的な内容は承知しておりません。そういった保険証の廃止を巡り不安を感じている町民がいらっしゃるかと思しますので、引き続き、窓口でもそうですが丁寧な対応に心掛けていきたいと思っております。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） 田中次長にお願いいたします。病院窓口では、もうマイナ保険証で診療される方もおられると思います。また、12月2日から新規の保険証発行がなくなる中での問い合わせや、トラブルとまではいかなくても煩雑さ等がもしあったようならばお聞かせいただけますか。

○議長（青山弘） 田中病院事務次長。

〔病院事務次長 田中良史 登壇〕

○病院事務次長（田中良史） このたびテレビ等でもマイナンバーカードについてのニュースが報道されており、それを見て慌てるというところもあるかと感じています。病院の現状を少し確認してまいりました。

マイナ保険証受付につきましては、開始当初より当院では運用をしております。機器トラブルもほぼなく稼動しています。現在保険証をお持ちの方は、厚労省からの案内によりますと今後1年、令和7年12月までは現行の保険証で受付が可能とされています。さまざまなリーフレットを厚労省で出しており、病院のほうでも掲示をしています。

実情ですけれども、マイナカードの暗証番号忘れや、車椅子やストレッチャーでいらっしゃった方については、顔認証が難しいということが実際の現場では起き得ます。けれどもカードリーダーを目視確認モードへ切り替えることができますので、顔をカードリーダーに近づけなくても、スタッフが目視確認で本人に間違いがないという操作をすれば、受付が可能というシステムになっています。

それから国の対応ですけれども、カードリーダーの不具合で受付不能な場合は、資格情報のお知らせという書面がマイナカードをお持ちの方にも発行されると聞いていまして、それをお

見せいただく。または年配の人は少し難しいかもしれませんが、スマホ等で、マイナポータル画面の保険証情報を提示してもらえばいいと。それからマイナカードが提示できない場合、こちらについては今もお話が出ていましたけれども、資格確認書をお見せいただければ保険診療が受けられると案内をしております。

マイナカードの受付がうまくいかなかった場合、またマイナカードのない方や初診で何も無いという方においても、一応自己負担 10 割ではなく、これまでどおりの負担額で保険診療が受けられるような対策を国のほうでは出しています。その折には病院窓口で、被保険者資格申立書という様式が国のほうで出ているのですけれども、その決まった様式を書いていただくことで、10 割ではなく保険診療を受けられるということで厚労省もさまざま対応しております。

ただ、やはり少し煩雑というか、この場合はこう、この場合はこうが多くて、窓口でも最初は少し戸惑うこともあるかもしれません。病院としてはそこを患者さんが迷わないようにご案内をしていくというのが課題かと思っています。

あと一点、マイナカードにおいて電子証明書というものがあります。マイナ保険証、マイナカードの有効期限というのは長く設定してあるのですけれども、電子証明書は数年で切れてしまいます。電子証明書の期限が切れてから一応 3 か月は健康保険証として利用できると国のホームページにもうたっていますけれども、それを例えば高齢者の方は、おそらく認識されていないと思います。

ですので、電子証明書が切れたままマイナカードを持っているからいいでしょうという形で来られても、その 3 か月を過ぎてしまうと保険証としては機能しないという現状があります。その辺は町のほうからも病院からもご案内をして分かりやすいように心掛けてまいります。以上です。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） 今、田中事務次長のほうから、電子証明書の期限が切れて 3 か月を過ぎると保険証として利用できなくなってしまうということが示されました。そうなった場合は、これは個人が手続きをしないと資格確認書というものは出されないということになりますか。

マイナ保険証の期限が切れてマイナ保険証として利用できないということになっても、資格確認書が自動的に交付されるようにはなっていないのでしょうか。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） お答えします。資格確認書はあくまでもマイナ保険証を利用された方に対しての話です。今言った話であれば保険証が切れた場合ですが、資格情報のお知らせというものが皆さんのお手元に交付されているのですが、それと併せて、そこには保険の何割負担、保険証の記号番号などが書かれています。それを提示することによって利用できるという仕組みになっておりますのでお願いしたいと思います。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） やはりマイナ保険証関係の書類は捨てずにきちんと取っておくことが大事であるということが、今しっかりと分かったと思っています。

ここへ来て、マイナカードの保険証の登録を解除することができるようになったと。以前はできなかったけれどもここへ来てそれができるようになったということで、ご家族が遠く離れていたり、なかなか管理が大変だとなった場合は、資格確認書へ変更していきたいという方については登録解除ができるということを、きちんと併せて周知していくべきであると考えます。私もテレビを見ていて、実は老人介護施設において、健康保険証を今まで預かって医療機関にかかっていたけれども、マイナンバーカードの管理は本人か家族、後見人のみとされており、施設で預からないとしたところも出てきているということです。マイナンバーカードで対応する場合は、家族の方に病院へ同行していただかなければその方を病院に連れて行けないという状況が出てくる可能性があるかと。

そうなってくると、解除をして資格確認書にしていいただければ、その施設でも預かって医療機関へもそれを持ってすぐ行けるという話が出ていました。たぶんそうなってくるとなおさらマイナンバーカードの保険証の登録を解除するという知識はとても大事になってくると思うのですが、この点の周知についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） マイナンバーカード保険証の登録解除の周知について、お答えさせていただきます。

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証は発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することになりますが、マイナ保険証の利用登録は任意の手続きであることを踏まえ、利用登録の解除を希望する方については任意に解除の手続きを行うことができるとされているところであります。

当町では、現行の保険証の有効期限が切れる前に、具体的には令和7年7月31日となりますが、マイナ保険証の周知と併せて、随時、被保険者へお知らせをして、解除を希望される方への対応をしていきたいと考えております。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） とても大事なことでありますので、やはり丁寧に周知をしていっていただきたいと思います。

次に3番目、短期保険証の発行もこれで廃止をされるということになってきます。滞納者への従来どおりの対応が難しくなってくるということで、満額保険料を払っていくのが大変厳しいという方については短期証を発行して、取りに来ていただく中で滞納相談をしていくということが今まで行われてきていました。現年分の徴収率は、昨年度98%あったと記憶していますが、大変高い徴収率だと、ここへ来て大変努力をしていただいていると私は受けとめています。税の公平性や、きちんと納めている方との兼ね合い等を考えると、また、たぶん皆さんも生活は苦しくても払えるものは払っていきたいと思っておられると思うのですが、どのように対応していけるのかをお聞かせください。

○議長（青山弘） 宮島住民環境課長。

〔住民環境課長 宮島幸男 登壇〕

○住民環境課長（宮島幸男） 滞納者への従来どおりの対応も難しくなるがどのように対応する

かということでお答えさせていただきます。

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料を滞納している被保険者に対する措置の取り扱いについては、令和6年12月2日から、マイナンバー法等の一部改正に伴い関係する法律が改正され、被保険者資格証明書が廃止されることになります。そして特別療養費が支給される仕組みに移行していくといったことになります。

短期被保険者証の発行は終了しますが、滞納者に対しては特別療養費扱いとして、医療機関等の窓口で医療費を全額自己負担していただくことになります。保険税の滞納額が解消された後に、一部負担金の割合に応じて保険者負担分が支払える方法の制度を必要に応じて活用していくことになります。

基本的には、高齢者等が必要な医療を受ける機会が損なわれないように、療養の給付がされるものであり、保険税を滞納している被保険者に対する特別療養費の支給については、保険税の納付につき、十分な収入等があるにもかかわらず納付しない悪質な場合であって、特別療養費を支給することとしても、必要な医療を受ける機会が損なわれないと認めるときに限って行われるべきものとされております。

また、事業の休廃止や病気など、保険税を納付できない特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険税を滞納している方については、納付相談の機会を確保するために行うものであり、その運用については機械的に行われないように、制度の趣旨に留意しつつ適切に進めていきたいと思っております。

当町が現在考えている具体的な取組の一例として、保険税の滞納者に対して行う保険税の納付に資する取組として、納付のお願いと納付の相談のお知らせを、従来の短期被保険者証に代わり、滞納者へ必要に応じて発送することを考えていきたいと思っております。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13番（伊藤まゆみ） 今、課長が答弁をされた立場をしっかりと堅持していただきたいと思います。飯綱病院がせつかくあるのかかれないというような状況を生み出すことは決してあってはならないと思いますので、今後もきちんとしていていただきたいと思います。

次に、これは町長にお聞かせをいただきたいと思うわけですが、このマイナ保険制度自体を信頼できなくてマイナカードを申請しない方もおられます。また先ほども申しましたように、老人介護施設のようなことも出てきています。

飯綱町は長野広域連合で介護施設の運営にも関わっているというところでは、他人ごとではないと思います。矢筒荘もある、また社会福祉協議会においてはわが家というグループホームもある、またそこにもみつえというグループホームもありますし、施設に入っておられる方の不利益にならないようにということは、大きな課題になってきます。また、この制度が動いていくに当たっては、これからもまだまだ問題が出てくるのではないかと思います。

ぜひとも、これも含めて、国に憲法と地方自治の精神に立って政策を進めていってもらえるように、町長のほうからも具申をしていっていただきたいと思うわけですが、それについてのお考えをお聞かせください。

○議長（青山弘） 峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 私個人という立場もございすけれども、ご存じのとおり、長野県市長会、町村会、そういう団体の機関で国等への要望を上げていくということは毎年やっております。そんな中に、今スタートしていろいろなトラブルがあり、聞いているだけでもなかなか理解のしにくいような面もありますので、そういう意味では、国が始めたことですから制度をしっかりと守ったり、周知を徹底してほしいというようなことは要請をしていきたいと思っています。

また今、議員がご指摘のとおり、もし必要があれば、町内の福祉施設等のそういう利用者がいらっしゃる、事務担当者といいますかそういう事務を扱うような方々への、担当課でご苦労ですけれども、今、答弁をさせていただいたような中身についても、説明会を開催するなり、こういう方法があるというそういう方法を新たにご説明するなど、そういう機会もやはり取っていくことが大事だろうと思っています。

いずれにしても、マイナンバー制度はもう国の法律でスタートしたことで、デメリットも考えられますけれども、これは非常にいろいろな意味でメリットもあります。薬の関係やその人

の病歴など、本人が承諾の上ですけれども、いろいろな意味で情報が瞬時にいろいろな機関でキャッチできるというものもありますので、制度を守りながら周知徹底をしていきたいと思っています。

○議長（青山弘） 伊藤議員。

○13 番（伊藤まゆみ） 重ねて申し上げますが、マイナンバーカードの取得は任意です。国民皆保険は、これもまた国の進める施策であります。ここの矛盾というものが発生しないように、誰もが必要なときに必要な医療が受けられるという状況をきちんと堅持していけるものにしていかなければならないという立場に立って、ぜひとも国のほうへものを申していっていただきたいと、重ねて町長にお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（青山弘） 伊藤まゆみ議員、ご苦労さまでした。

以上で一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（青山弘） ここでお諮りします。明日 5 日から 16 日までの 12 日間、本会議を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、明日 5 日から 16 日まで、本会議を休会することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、12 月 17 日の本会議最終日は午後 1 時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

散会 午前 11 時 41 分

令和6年12月飯綱町議会定例会

(第 4 号)

令和 6 年 12 月飯綱町議会定例会

議事日程（第 4 号）

令和 6 年 12 月 17 日（火曜日）午後 1 時開会

日程第 1 諸般の報告

報告第 15 号 議員派遣結果報告

日程第 2 常任委員会審査報告

（1）予算決算常任委員会

（2）総務産業常任委員会

（3）福祉文教常任委員会

日程第 3 常任委員会付託案件に対する討論、採決

日程第 4 議案第 86 号 令和 6 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 5 議案第 87 号 令和 6 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 6 議案第 88 号 令和 6 年度飯綱町水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 7 議案第 90 号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

日程第 8 議案第 91 号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改
正する条例

日程第 9 議案第 92 号 令和 6 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 10 発議第 12 号 飯綱町議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例

日程第 11 発議第 13 号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見
書案

日程第 12 議員派遣の件

日程第 13 閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１４名）

１番	三ツ井 忠 義	２番	中 井 寿 一
３番	小 林 文 廣	４番	瀧 野 良 枝
５番	青 山 弘	６番	中 島 和 子
７番	樋 口 功	８番	風 間 行 男
９番	目須田 修	１０番	石 川 信 雄
１１番	清 水 満	１２番	大 川 憲 明
		１４番	原 田 幸 長
１５番	渡 邊 千賀雄		

欠席議員（１名）

１３番	伊 藤 まゆみ
-----	---------

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	峯 村 勝 盛	副 町 長	池 内 武 久
教 育 長	馬 島 敦 子	監 査 委 員	山 浦 修
農業委員会長	高 橋 明 彦	選挙管理委員長	木賀田 けさ代
総 務 課 長	高 橋 秀 一	企 画 課 長	平 井 喜一朗
税務会計課長	藤 沢 茂 行	住民環境課長	宮 島 幸 男
保健福祉課長	永 野 光 昭	産業観光課長	清 水 純 一
建設水道課長	若 林 宏 行	教 育 次 長	笠 井 順 一
飯綱病院事務次長	田 中 良 史	総務課課長補佐	近 藤 久 登

事務局職員出席者

事務局 長

土 倉 正 和

事務局 書記

若 林

諒

開議 午後 1 時 0 0 分

◎開議の宣告

○議長（青山弘） 皆さん、ご苦労様です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（青山弘） 日程第 1、諸般の報告を行います。

報告第 15 号 議員派遣結果報告。

本報告につきましては、予めお手元に配布のとおり報告を受けておりますので、ご覧をいただきますと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎常任委員会審査報告、質疑

○議長（青山弘） 日程第 2、常任委員会審査報告を行います。

予算決算常任委員長より、お手元に配布のとおり報告を受けております。

議員全員による予算決算常任委員会で審査しておりますので、口述による委員長報告及び報告への質疑を省略します。

次に総務産業常任委員長の報告を求めます。中島総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 中島和子 登壇・報告〕

○総務産業常任委員長（中島和子） 議席番号 6 番、中島和子です。総務産業常任委員会審査報告書、令和 6 年 12 月 17 日、飯綱町議会議長 青山弘様、総務産業常任委員会委員長 中島和子。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定に

より報告します。

議案第 74 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、可決。

議案第 75 号 飯綱町議会議員及び飯綱町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 77 号 飯綱町新規就農者住宅条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 79 号 飯綱町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 80 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 81 号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 82 号 飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 83 号 飯綱町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例、可決。

請願第 5 号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書提出についての請願、採択。

陳情第 19 号 世界人口削減の資材道具や方策としての核兵器、原子力、戦争、人工地震、ケムトレイル、有害化学物質（医薬品、ワクチン、農薬、柔軟剤、アスパルテーム等添加物、フッ素等）、有害電磁波（送電線等極低周波、LED 光、スマホ 5G 含む電波等）、食糧不足創出（家畜殺処分等）、与党改憲案（18 歳徴兵制やワクチン強制に直結する基本的人権削除や緊急事態条項による軍国独裁化推進等）、DX 推進と IC チップ人体埋め込み（家畜管理）等の恐ろしさを全国民が直ちに共有するよう訴える陳情、不採択。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

議案第 74 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

質疑、懲役刑や禁錮刑と新たな拘禁刑の違いは何か。

回答、懲役刑は刑務作業が義務付けられ、禁錮刑は刑務作業が義務付けられないもの。拘禁刑は懲役刑と禁錮刑を一本化し、受刑者に必要な作業や指導を行うことで改善更正を図ることを目的とした新しい刑罰。

討論、なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第 75 号 飯綱町議会議員及び飯綱町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

質疑、なし。討論、なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第 77 号 飯綱町新規就農者住宅条例の一部を改正する条例。

質疑①、家賃を滞納した場合の対応は。

回答①、新規就農者住宅は、誰もが入居できるわけではなく、入居資格が認定新規就農者又は3年以内に町内で就農することが確実な者などとなっており、入居を申し込むまでに、就農に関わる全般的なことを相当な時間をかけて話し合っていくので、滞納という事態にならないよう対応していきたい。

それでももし、家賃を滞納した場合は、入居許可の取消し、明け渡し請求の手続きをとることになる。

質疑③、新規就農者住宅の家賃を無償にしたらどうか。

回答③、現状では考えていないが、新規就農者の負担は軽減されるので、今後、そのような要望等が高まってきた場合は研究していきたい。

討論、なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 79 号 飯綱町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

質疑、なし。討論、なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第 80 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例。

質疑、開栓手数料 2,000 円となるようだが、現在、開栓手数料は 1,000 円だと思うが、手数料が2倍になるということか。

回答、現在、開閉栓手数料は開閉栓時にそれぞれ 1,000 円の合計 2,000 円を徴収しているが、改正後は開栓時に閉栓分を合わせた、2,000 円を徴収する方法に変更するものである。

反対討論、飯綱町給水条例第 5 条、加入負担金が加入金に改正されることは感謝する。なお、第 8 条の工事費及び分担金の負担に関して、第 5 条の加入負担金で負担していること、この負担は寄付行為にあたることから、工事費及び分担金の負担は反対する。

反対討論、料金改定案では、全体で 6.8%の値上げだと説明があったが、物価高の中、町民の命の水である水道水の料金までも値上げすることは、見直すべきではないか。また、収益的収支及び施設改修等の資本的支出を全て水道料金で賄うことを前提にした料金引き上げは無理があるのではないか。町が掲げる日本一女性が住みたくなる町づくりにも反することであり、目指すべきは、日本一の水質と価格が安い水道事業であり、その先に移住者が集まり人口増に繋がると考える。

賛成討論、水道事業会計は地方公営企業法に基づくものであり、この改定案ではまだまだ不足していると考え。例えば、給水管の一層管もかなりの延長があり、その漏水修繕を補うため、安心・安全な水道水をつくるためには、まだ不十分だと考えるが、料金改定には賛成である。

採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第 81 号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

質疑、なし。討論、なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第 82 号 飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例。

質疑、なし。討論、なし。採決の結果、賛成多数で可決とした。

議案第 83 号 飯綱町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例。

質疑②、審議会での賛成、反対など意見はどのようなものがあったか。

回答②、反対意見はなし。合併以降、料金改定について答申はされてきたが、値上げに繋がってこなかった。もう少し早い時期で改定すべきだったのではという意見もあった。また、審議会の中では、時期尚早などという意見はなかったと認識している。

質疑③、今回の料金改定について、町民にアンケート調査など行っているか。

回答③、アンケート調査は行っていない。水道事業運営審議会の委員は区長会、商工会、町内女性団体など町民の代表に審議いただいた結果となっている。町民に対しては丁寧な説明を行っていきたい。

討論、なし。採決の結果、賛成多数で可決とした、

請願第5号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書提出についての請願。

説明者、日本国民救援会長野県本部 事務局長 豊田 繁治 氏。

質疑①、無罪となった袴田さんには国税から賠償金が支払われる。もし、これが警察や検察側が支払うとなれば、もっと真剣にやるのではないか。

回答①、賠償は、あくまでも国に対する民事訴訟で、えん罪となった刑事事件とは別である。刑事事件では、証拠ねつ造や脅迫で証言を引き出すことがある。裁判では、捜査側の証拠が正しいかどうかを争うわけではなく、被告が犯人であるかどうかを判断する。

質疑④、スムーズで適正な裁判は必要。残された被害者のことも、一緒に考える活動をするべきで、被害者も救済すべきではないのか。

回答④、国民救援会は、えん罪事件だけを取り扱っている。

質疑⑥、前回、不採択だった理由は。

回答⑥、一地方議会では国の法律の問題は分からない。市町村議会の管轄ではない。

賛成討論、えん罪は、一般国民誰にでも起こり得ること。無実の人が罪を負うことが無いように、しっかり再審法を制定してもらいたい。

採決の結果、全員賛成で採択とした。

陳情第19号 世界人口削減の資材道具や方策としての核兵器、原子力、戦争、人工地震、ケムトレイル、有害化学物質（医薬品、ワクチン、農薬、柔軟剤、アスパルテーム等添加物、フッ素等）、有害電磁波（送電線等極低周波、LED光、スマホ5G含む電波等）、食糧不足創出（家畜殺処分等）、与党改憲案（18歳徴兵制やワクチン強制に直結する基本的人権削除や緊急事態条項による軍国独裁化推進等）、DX推進とICチップ人体埋め込み（家畜管理）等の恐ろしさを全国民が直ちに共有するよう訴える陳情。

説明者、原 秀史 氏。

質疑、なし。討論、なし。採決の結果、賛成少数で不採択とした。

以上です。

○議長（青山弘） これより総務産業常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め質疑を終了します。中島委員長、ご苦労様でした。

続いて、福祉文教常任委員長の報告を求めます。瀧野福祉文教常任委員長。

〔福祉文教常任委員長 瀧野良枝 登壇・報告〕

○福祉文教常任委員長（瀧野良枝） 議席番号 4 番、瀧野良枝です。福祉文教常任委員会審査報告書、令和 6 年 12 月 17 日、飯綱町議会議長 青山弘様、福祉文教常任委員会委員長 瀧野良枝。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告します。

議案第 76 号 飯綱町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 78 号 飯綱町子育て世代支援施設条例の一部を改正する条例、可決。

議案第 84 号 飯綱町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、可決。

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

議案第 76 号 飯綱町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

質疑、なし。討論、なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 78 号 飯綱町子育て世代支援施設条例の一部を改正する条例。

質疑、以前、町外利用者が多く、町民が使いづらいという話を聞いたが、現況は。

回答、現在はほとんどが町民の利用であり、利用者からは町外の方の利用が多く使いづらいとの話は聞いていない。今後も町民が利用しやすいよう、町民最優先で運営していくが、町外利用の受入は、移住に繋がる可能性もある。また子育て中の方が交流する機会に繋がることから、今後も町外の方の利用も受け入れていく。

討論、なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

議案第 84 号 飯綱町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

質疑②、経営強化プランが始まって間もないが、病床数は昨年 21 床減少し、続いて今回の減少があって、急激に減った印象があるが、その理由は。

回答②、令和 5 年度末に病床を 21 床減少したのは、介護病床について国の制度が終了したためである。今回の減少は、病院として経営強化プランを検討する中で地域包括ケア病床の設置に伴って実施する。病床利用率等を踏まえて 2・3 階に病床を集約して看護師の夜勤体制の充実等を図る目的もある。一般病床と療養病床の区分については、当院では療養病床をベースに地域包括ケア病床を申請する選択をした。そのため一般病床が大きく減少しているが、病床の機能としては地域包括ケア病床 26 床が一般病床の役割を補うことができるようになっている。

質疑④、地域包括ケア病床の診療報酬及び利用日数はどうなるのか。

回答④、地域包括ケア病床は 40 日までは入院料 3000 点で、その中に処置やリハビリが包括されている。手術や透析の高額医療については出来高で上乗せできる。40 日を超えると入院料は減少していき、利用日数の上限は 60 日となる。

討論、なし。採決の結果、全員賛成で可決とした。

以上です。

○議長（青山弘） これより福祉文教常任委員長に対する質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） なしと認め、質疑を終了します。瀧野委員長、ご苦労様でした。

◎常任委員会付託案件に対する討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 3、常任委員会付託案件に対する討論、採決を行います。

常任委員会付託案件に対する討論、採決の順序につきましては、各案件の議案番号順に行います。

議案第 74 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 74 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 75 号 飯綱町議会議員及び飯綱町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 75 号 飯綱町議会議員及び飯綱町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 76 号 飯綱町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 76 号 飯綱町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 77 号 飯綱町新規就農者住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 77 号 飯綱町新規就農者住宅条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 78 号 飯綱町子育て世代支援施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 78 号 飯綱町子育て世代支援施設条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 79 号 飯綱町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 79 号 飯綱町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 80 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。渡邊議員。

〔議席番号 5 番 渡邊千賀雄 登壇〕

○5 番（渡邊千賀雄） 議席番号 5 番、渡邊千賀雄です。私は、議案第 80 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例に反対の討論を行います。

今回の料金改定案では、町負担もあり抑えていることはありますが、全体では 6.8%の値上げだという事であり、今日の異常な物価高の中で、町民の命の水まで値上げすることは見直すべきであり、水道法の目的にも反するのではないかと思います。収益的収支と施設の改修などを進める資本的収支を一緒にして町民の利用料金で賄うことを前提にした料金の引き上げには無理があるのではないのでしょうか。日本一女性が住みたくなる町を掲げているわが町にとって、水道料金の引き上げは逆行するのではないかと思います。

水道水が近隣町村で一番の低価格であるということを町の売りにしながら移住者を迎えるためにも、また人口増を図り住んでいて良かったと実感のできるまちづくりのためにも水道料金の今回の値上げは見直すべきだと思いますし反対といたします。

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に反対者の発言を許します。小林議員。

〔議席番号 3 番 小林文廣 登壇〕

○3 番（小林文廣） 3 番、小林文廣。反対討論。

加入負担金名称を加入金名称に改正議案。飯綱町給水条例（加入負担金）第 5 条 給水装置の新設又は改造（水道メーターの口径を増径する場合に限る。）を行おうとする者は、加入負担金を納付しなければならない。第 3 項 加入負担金は、工事の申込みの際に納付しなければならない

ない。(工事費及び分担金の負担) 第8条 工事の費用は、当該工事をしようとする者の負担とする。管理者が特に必要があると認めるものについては、町がその費用の全部又は一部を負担するものとする。第2項 住宅団地の造成に係る申込人は、当該住宅団地の造成等に伴う新たな給水需要に応ずるために行われる水道施設の整備及び改良に要する経費の一部を負担しなければならない。別表第1 第5条加入負担金の徴収は二重取りです。

備考。別荘用地は、昭和の時代に保健休養地として長野県企業局が農山村活性対策事業として開発された。第5条の浄水場から分譲宅地水道メーター入口までの水道管布設工事費は飯綱町が全部負担する。長野県企業局は造成工事を行う前に水道工事の一部、分担金負担金として拋出、牟礼村へ納付している。長野県地域開発公団が分譲販売した。分担金負担金は土地代金に含まれ販売した。土地購入者、施主は、その時に支払い済みです。加入金負担金の徴収は二重取りです。地目山林ですが、固定資産税は宅地並み課税です。分担金負担金は寄附行為です。その定義、募金寄附金とは後援費、賛助費、基金、分担金のその他名称の何たるを問わず多数人に金銭物品または財産上の権利の出捐を促す行為をいう。法定されています。

よって、加入負担金を加入金に改正しても施主には支払い義務はないです。反対です。

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 80 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 81 号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 81 号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 82 号 飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 82 号 飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 83 号 飯綱町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 83 号 飯綱町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 84 号 飯綱町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する福祉文教常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 84 号 飯綱町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 議案第 85 号 令和 6 年度飯綱町一般会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する予算決算常任委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 85 号 令和 6 年度飯綱町一般会計補正予算（第 5 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（青山弘） 請願第 5 号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書提出についての請願を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に本案に賛成者の発言を許します。風間議員。

〔議席番号 8 番 風間行男 登壇〕

○8 番（風間行男） 8 番、風間行男です。袴田事件の再審裁判で無罪が確定しましたが、58 年間死刑囚として拘束されました。福井女子中学生殺人事件では、38 年間殺人犯の汚名を着せられ一家の生活が破壊されました。名張毒ぶどう酒事件の死刑囚、奥西さんは事件発生から 54 年後に獄死しました。

このような事態が起きる根底に再審法の不備があるからではないでしょうか。拷問まがいの取り調べ、自白を強要し、証拠を隠し、時には捏造してまで犯人を作り上げるやり方を改める

必用があります。

無実の人を救うために、再審のルールを作る法改正を求める意見書に賛成とします。

○議長（青山弘） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する総務産業常任委員長の報告は採択です。

請願第5号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、請願第5号は採択することに決定しました。

○議長（青山弘） 陳情第19号 世界人口削減の資材道具や方策としての核兵器、原子力、戦争、人工地震、ケムトレイル、有害化学物質（医薬品、ワクチン、農薬、柔軟剤、アスパルテーム等添加物、フッ素等）、有害電磁波（送電線等極低周波、LED光、スマホ5G含む電波等）、食糧不足創出（家畜殺処分等）、与党改憲案（18歳徴兵制やワクチン強制に直結する基本的人権削除や緊急事態条項による軍国独裁化推進等）、DX推進とICチップ人体埋め込み（家畜管理）等の恐ろしさを全国民が直ちに共有するよう訴える陳情を議題とします。

これから本案について討論を行います。

まず、本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する福祉文教常任委員長の報告は不採択です。

陳情第 19 号を採択することに賛成の方は起立願います。

〔起立少数〕

○議長（青山弘） 起立少数です。

したがって、陳情第 19 号は不採択とすることに決定しました。

◎議案第 86 号の質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 4、議案第 86 号 令和 6 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 86 号 令和 6 年度飯綱町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 87 号の質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 5、議案第 87 号 令和 6 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 87 号 令和 6 年度飯綱町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、
原案のとおり可決されました。

◎議案第 88 号の質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 6、議案第 88 号 令和 6 年度飯綱町水道事業会計補正予算（第 2 号）
を議題とします。

本案について質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 88 号 令和 6 年度飯綱町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のと

おり可決されました。

ここで、暫時休憩に入りたいと思います。再開は午後 2 時 00 分からとします。

休憩 午後 1 時 4 8 分

再開 午後 2 時 0 0 分

◎議案第 90 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 7、議案第 90 号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇〕（議案第 90 号）

○総務課長（高橋秀一） 議案第 90 号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書等の追加議案、通し番号 23 ページ上段、議案の提案説明書をご覧ください。

制定理由につきましては、議会からの要望を受け、先月 18 日から 3 回にわたって特別職報酬等審議会におきまして審議し、12 月 11 日に答申をいただきました。その答申を受けまして議員報酬の月額を改定するものです。

改正の内容は、議長 月額 26 万 9 千円を 29 万 8 千円に、副議長 月額 19 万 6 千円を 24 万 2 千円に、常任委員長、議会運営委員長 月額 18 万 3 千円を 22 万 9 千円に、議員月額 17 万 4 千円を 22 万円に改めるものです。

いずれも令和 7 年 10 月の改選後の議会議員から適用するもので、施行期日は令和 7 年 10 月 30 日です。

以上で提案理由の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第 90 号 飯綱町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 91 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 8、議案第 91 号 飯綱町特別職の職員の常勤の者の給料に給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。高橋総務課長。

〔総務課長 高橋秀一 登壇・説明〕（議案第 91 号）

○総務課長（高橋秀一） 議案第 91 号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書等の追加議案、通し番号 23 ページ中段、議案の提案説明書をご覧ください。

制定理由につきましては、議員報酬の審議に合わせ特別職報酬等審議会において3回にわたって審議をし、12月11日に答申いただきました。その答申を受け町長、副町長、教育長の給料の月額を改定するものです。

改正内容は、町長 月額 67 万 9 千円を 71 万円に、副町長 月額 56 万 1 千円に、教育長 51 万 9 千円を 52 万 6 千円に改めるものです。

いずれも議会議員の報酬改定同様、施行期日は令和7年10月30日です。

以上で提案理由の説明といたします。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青山弘） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第91号 飯綱町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 92 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 9、議案第 92 号 令和 6 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。田中病院事務次長。

〔病院事務次長 田中良史 登壇・説明〕（議案第 92 号）

○病院事務次長（田中良史） 議案第 92 号 令和 6 年度飯綱町病院事業会計補正予算（第 2 号）について、ご説明を申し上げます。追加議案、議案書通し番号 7 ページ、議案提案説明書 23 ページをご覧ください。議案提案所通し番号 23 ページの方でご説明をいたします。

今回の補正予算第 2 号につきまして、補正の概要としましては収益的収入支出を 8,340 万円増額しまして、補正後の金額を 24 億 3,633 万 2 千円とするものでございます。

主な補正内容としまして、収益的収入につきましては、外来入院患者の減少による減収分として医業収益を 1 億 1,660 万円減額し、医業外収益として一般会計より追加の繰入金 2 億円を増額し計上してございます。また、収益的支出につきまして、材料費で 500 万円、経費で 2,535 万円、予備費で 5,305 万円ということで増額をしてございます。

以上、提案のご説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（青山弘） これから質疑を行います。

質疑のある方おられますか。樋口議員。

○7 番（樋口功） 7 番、樋口です。先ほど一般会計の補正予算が通りました。病院に対して病院施設費負担金補助および交付金ということで 2 億円の繰出を行っております。これを受けて今、病院の方で繰入の説明がありました。

ひとつお聞きしたいのは、私この間の一般質問で、いわゆる企業会計における町からの繰出金については総務省が示した繰出基準、これに基づいてきちんと適正にやっていくだというお答えがありました。

それでこの 2 億円について町は繰出をする、病院は繰入をする。これは紐付きですので、こ

の町の病院の繰出にいわゆる費用面等で明快な説明がなければいけないと、これがひいては先ほどの町からの繰出の理由になるということでもあります。

そういうふうに考えますと町からお金がないと厳しい病院の経営の中では支払えるものも支払えない、要するに収益がないものですからもう全然足りないということで繰出をすると、それが基準外であれ基準内であれとにかく繰出をしないと病院が持たない、そういう状況にあるというのは私も理解できます。したがって、それを受ける病院においてその2億円をどう使おうとしているのか、ここが大切なところだと思います。

ひとは売り上げが伸びていないのでこれからどう見てもその分については減をせざるを得ない、本来それがあれば繰入をしなくても支払いの対応ができるのにその売り上げがないからその分については減をして繰入金を増やしてもらうということでもあります。したがって、それ以外のところの支払いの部分について今説明があったのは、いわゆる収益的支出の中の材料費経費それから予備費ということでありまして、問題はこの予備費が5,300万円、これは当初1,000万円のはずだったのですがこれだけ増えているというところ、この辺は少し説明をしていただければと思います。何か紐付きのようなものがあるのかどうか。例えば私の頭の中では、いわゆる人事院勧告が遅れまして差額分の支給をしなければいけないけれどこれの計算がなかなか難しかったのかなと、計上できるまでもいかないような難しい算出があったかなと。でもそれにしても金額がちょっと小さい、もっと何かあるのかなと。予測できる予備費ですか。これについて何かあれば教えてください。

○議長（青山弘） 田中病院事務次長。

〔病院事務次長 田中良史 登壇〕

○病院事務次長（田中良史） お答えいたします。

大きく分けて2点ございまして、まずはやはり耐用年数を大きく超えて使用している医療機器が非常に多いというところ。あとは設備の劣化が大変進んでいるという状況にございますので、これは突発的な修繕の支払いに備えるため、これが第1点でございます。

それから第2点、議員さんからもお話しありましたが、やはり人勧対応遅れにより、今後想

定される給与差額費の支払いに充てていくというところがございます。あとプラスアルファとしまして、年末から年度末にかけて現在もそうですけれども、インフルエンザ、あとマイコプラズマ、これは今試薬が全く手に入らなくなってきていると。年内中のマイコプラズマの試薬は今あるもので入ってこないようなそういう状況もありますので、そういったことプラス新型コロナ、こういった感染症の影響が未だ継続しておりますので、これを受けた更なる患者数減、このリスクに備えるものとして想定をしております。

当然、これ使用しないと分に関しましては、町への返還あるいは翌年へ繰越ということになります。以上です。

○議長（青山弘） 他に質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これから本案について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、議案第92号 令和6年度飯綱町病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎発議第 12 号の上程、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 10、発議第 12 号 飯綱町議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、議員定数・報酬等調査研究特別委員会にて協議し、報告書が提出されておりますので、説明、質疑を省略し、討論及び採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認め、議事を進行いたします。

これから本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。中井議員。

〔議席番号 2 番 中井寿一 登壇〕

○2 番（中井寿一） 議席番号 2 番、中井寿一。反対の立場から皆さんを説得してみます。

議員 1 期生の私が言うのも生意気と言われそうですが、議会制民主主義における議員の役割を先輩議員の方にもう一度考えてほしいと思います。

議会制民主主義とは、基本的に実はこれ独裁です。町で言うと町長一人に権限を与えて町政を任せています。その方が合議制よりは遥かに効率的で素早く判断を下せます。これが独裁制と言われるところです。ただし、ただしですよ、町長といえども暴走することもあります。そこで重要な役目をするのが議会であり、議員であります。議会こそは町長の暴走を止めることができるのです。

そこで、議員にはどういう人が望ましいのでしょうか。議員は町民の中から選ばれるべきであり、特別な能力や技量、豊富な知識などは要求されません。私を見ればお分かりと思います。というか要求すべきではありません。普通の町民であるべきです。その代わり、幅広い年齢、職種、立場、性別が要求されるのです。そこに少数精鋭なんて概念は存在しません。少数精鋭の極みが町長です。少数精鋭の議会で町長を抑えるのは間違いなのです。できるだけ様々な人が

できるだけ多く議員として参加すべきです。多ければ多いほどいいのですが、人数には限度もありますし予算との兼ね合いもあります。

今では市町村の予算規模もありまして、人口毎の定数は自由化されていますが、ちょっと前までは議員の定数には国の定める基準がありました。その基準で言うと人口1万人を切ったところで18名です。もうじき飯綱町の人口が1万人を超えることを考えても現在の15名はそれに比べて決して多くありません。

前回が無投票だった今の議会を見ると、定数を削減したい気持ちは分からなくもないですが、無投票で定数を削減した議会は、次回も無投票で更なる定数の削減をする確率が高いのは皆さんもご存知の通りです。江藤先生も無投票を受けての定数削減が一番最低だと仰ってます。

先輩議員の方々、本当に自分に議員として自信があるなら安易な削減には反対してください。よろしくお願いします。以上です。

○議長（青山弘） 次に本案に賛成者の発言を許します。樋口議員。

〔議席番号7番 樋口功 登壇〕

○7番（樋口功） 議席番号7番、樋口功です。ただいまの議案に対して賛成の立場で意見を申し上げます。

飯綱町議会は、前回の選挙が立候補者数が定員数と同じであり、無投票当選であったことを起点に、町民の皆様から例えば、議会モニターアンケートなどで現在の15人の議員定数が多すぎるのではないか、あるいは定員を減らすよう検討するべきではないかなどの声が多く寄せられていることを議会として重く受け止めました。

このため、議員定数・報酬等調査研究特別委員会を立ち上げ、昨年令和5年6月から本年12月の間、18回にわたる会議を重ねました。

当初実施した町民に対するアンケートでは、定数を減らすべきと回答した町民の方が、実に65%もいらっしゃいました。議員の中にはこの結果を重視すべきだという人もおりましたが、議会としては、さらに多方面からの検討をしていくこととし、他自治体の議会への視察、専門家による講演会の実施、延べ7か所での町民との懇談会を実施するなど、時間をかけて検討しま

した。

町民との懇談会では定数について、現行の 15 人から 1 名減の 14 人にするとの議会の方針、素案を持って臨みましたが、結果としてこのことは懇談会に参加された町民の皆さんから支持されたと思っております。

議員定数は活動日数を基に決まるものですが、当議会の各人の活動日数の把握が難しい状況でしたが、当議会の議員活動日数が全国町村議会議員のそれと比較して大幅な減との状況は考えにくく思います。全国町村議会の状況は平均 12 人から 13 人で、定数が 15 人以上の町村は当町議会以外に 2 町村しかないことも併せて検討することも妥当性のあるものと認識しました。

専門家の意見は 2 つの委員会であれば議員定数は 15 人程度とのお話でしたが、この根拠は経験則によるものとのことでした。

議員定数を減らすと当選のハードルが高くなり、立候補しづらいとの意見もありましたが、議員は町民代表であり、一定の支持数が必要なことは当然のことです。

私たち議員は一人一人が意見を持ち、責任をもって行動することは当然であります。議員として最も大切なことは、その一人一人の議員が住民の代表であるということです。したがって、住民の代表としての行動、住民が望む行動をとることが議員としての行動だと思います。

私は、今後、町の人口が減少することが見込まれることなどからも、全国平均の 12 人から 13 人が妥当と考えましたが、上程された議員定数が、現在の議員定数を減とすることは、先ほどのアンケートの結果のように多くの町民が要望するものであり、これに沿ったものとなっています。

特別委員会での検討では、現状維持の声もありましたが、私は住民の代表としての行動をすべく、上程された改正案に賛成します。以上です。

○議長（青山弘） 次に本案に反対者の発言を許します。三ツ井議員。

○1 番（三ツ井忠義） 1 番、三ツ井忠義です。

○議長（青山弘） 演台のところに来て。

〔議席番号 1 番 三ツ井忠義 登壇〕

○1 番（三ツ井忠義） 1 番、三ツ井忠義です。簡単に言いますけど、夏の暑い頃、8 月だったか、江藤先生が来て、16 人っていうのも紙に、数えていったら 16 人いた。定員が 16 人いたところがありました。はい、それだけです。

○議長（青山弘） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に本案に反対者の発言を許します。目須田議員。

〔議席番号 9 番 目須田修 登壇〕

○9 番（目須田修） 9 番、目須田修です。この度の定数について、定数減。これにはずっと賛成しております。ですので、単純に反対すると現状維持の 15 名に賛成するという立場になってしまいますので、私のまず 14 名に反対の意見を述べさせていただきます。

以前から定数は 12 名を提案し続けております。ただし、条件付きです。この条件とは、議員の意見をたくさんもらい、討論するというために、2 つの常任委員会に全員が両方に所属すること。この条件付きです。

そこで、現在 14 名なのか。これに賛成なのか反対なのかという討論になっておりますので、これをもって私は反対とします。

○議長（青山弘） 次に本案に賛成者の発言を許します。石川議員。

〔議席番号 10 番 石川信雄 登壇〕

○10 番（石川信雄） 10 番、石川です。飯綱町議会は視察も多い議会であります。これまで報酬定数を検討してきたことも過去にはあります。その時は定数は現状維持ということでありましたけれども、この人口減少の時代におきまして果たしてそれでいいのでしょうか。あとは住民の皆さんの意見も頂戴しております。そんな中で出した 14 名という結論だと私は認識しておりますので、この発議に対しましては賛成であります。

○議長（青山弘） 次に本案に反対者の発言を許します。渡邊議員。

〔議席番号 5 番 渡邊千賀雄 登壇〕

○5 番（渡邊千賀雄） 5 番、渡邊千賀雄です。私はこの定数問題に関して反対の立場から討論

します。

今回、各地で町民との懇談会を開催してまいりました。この懇談会を作るときにも町民の方からこういった意見もいただいております。議員定数問題等についても単純に定数削減とは言えないが、飯綱町としても検討してもよいのではないのでしょうか。また、他に議員定数の削減により、町民の意見が通りにくくなることも考えられるが無投票が続くようなら考えていくべきだと、こういった意見が寄せられておりました。そういう中で我々も町民懇談会を開いて皆さん方の意見を聞いたり、私どもの考えも示してきたところだと思います。そういう中で振り返りますと、当議会は全国的にも注目される議会改革を進めて今日まで来ておりますし、これからも続けていくべきだと思います。そして町民の福祉増進を目指して、議会制民主主義の根幹そのものである定数問題であります。

ですから、現在の 15 名を維持し、こうした議会改革を進めながら、町民福祉向上を図っていく。そういうことで考えていくべきであると思います。定数削減にはそういった観点から反対であります。以上です。

○議長（青山弘） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。起立しない方は否とみなします。

〔議席番号 9 番 目須田修 退席〕

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔可否同数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、発議第 12 号 飯綱町議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例は、
原案のとおり可決されました。

〔議席番号 9 番 目須田修 入室〕

◎発議第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（青山弘） 日程第 11、発議第 13 号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな
救済を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。議席番号 6 番、中島和子議員。

〔6 番 中島和子 登壇・説明〕（発議第 13 号）

○6 番（中島和子） 議席番号 6 番、中島和子です。

発議第 13 号、令和 6 年 12 月 17 日、飯綱町議会議長 青山弘様、提出者 飯綱町議会議員 中
島和子、賛成者 飯綱町議会議員 中井寿一、小林文廣、渡邊千賀雄、風間行男、清水満、大
川憲明。

刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書案、上記の議案を、別
紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書。

令和 6 年 12 月 17 日、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣あて。

飯綱町議会議長 青山弘。

地方自治法第 99 条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

無実であるにもかかわらず有罪とされる、いわゆるえん罪については、刑事訴訟法に基づく
裁判のやり直し（以下「再審」という。）により救済が図られているが、再審手続の進め方につ
いては、法令において詳細に定められていないため、裁判所の広範な裁量に委ねられており、
審理の適正さ及び公平性が損なわれかねない状況となっている。再審の請求は、無罪を言い渡
すべき明らかな証拠を新たに発見した場合等に認められるため、とりわけ、捜査機関等の手元
にある証拠の開示が重要となるが、その取扱いについても明文規定が存在していないことから、

事件によって証拠開示の範囲に差が生じるほか、捜査機関により適切に証拠が保存されずに証拠開示の実効性が担保されないなどの懸念がある。また、再審開始の決定がなされると、その後は公判において有罪又は無罪の立証が行われ、再審における最終的な判決が下されることになるが、検察官が再審開始の決定に対して不服申立てを行い、速やかに公判への移行ができない事例も相次いでおり、再審手続が更に長期化する傾向がある。よって、本飯綱町議会は、国会及び政府において、えん罪被害者を速やかに救済するために、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

1 刑事訴訟法における再審手続について、証拠開示に関する規定を設けること。

2 再審手続における証拠開示の実効性を担保するため、証拠の適切な保存に関する規定を設けること。

3 刑事訴訟法の改正に当たっては、再審手続における、検察官による不服申立ての在り方についても検討すること。

以上です。

○議長（青山弘） これから質疑を行ないます。

質疑のある方おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。中島和子議員、ご苦勞様でした。

これから本案について討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 次に本案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 討論なしと認め、討論を終了し採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（青山弘） 起立多数です。

したがって、発議第 13 号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書案は、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（青山弘） 日程第 12、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第 128 条の規定によって、別紙のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。

したがって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続審査・継続調査の申し出について

○議長（青山弘） 日程第 13、閉会中の継続審査・継続調査の申し出についてを議題とします。

総務産業、福祉文教、予算決算の各常任委員会、議会運営委員会、議会報編集調査特別委員会の各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出がございます。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青山弘） 異議なしと認めます。

したがいまして、申し出のとおり決定しました。

○８番（風間行男） 議長いいですか。

○議長（青山弘） はい。風間議員。

○８番（風間行男） 先ほどの第 12 号の件なのですが、議長裁決で賛成とされたんですか。その辺をはっきりお聞かせ願います。

○議長（青山弘） 申し訳ありません。議長裁決で。議長の裁決は賛成、可決ということで。議長裁決で可決ということでお願います。風間議員。

○８番（風間行男） 可否同数の場合、現状維持が原則ですが、その辺はどうしてそうなったんでしょうか。

○議長（青山弘） これは、議員の中で決めて町長の方に提出した申出書の通りなので、議長の権限として可決ということでお願います。

○８番（風間行男） ちょっとそれおかしいですよ。可否同数の場合には、継続審査になるのが通例なんですよ。どうしてそこで賛成になるんですか。

○議長（青山弘） 継続審査ではなくて、議決しなくてはいけないという話の中で、私は可決ということ。

○８番（風間行男） いいですか、現状維持が原則なんです。

○議長（青山弘） それは、私がどう答えるかというか、どう裁決するかというので可決か否決か決まるわけで、議長は可決ということ。

〔「どこに書いてある」、「議長の言うとおり」などの声あり〕

○議長（青山弘） では、進めます。

○８番（風間行男） ちょっと待って。進めますじゃないよ。さっき議長が裁決したことを何で言わなかったんですか。可否同数であった場合には、なぜそれを言わずに裁決したんですか。おかしいでしょう。

○議長（青山弘） あの、読み落としました。

○8番（風間行男） 読み落として事済む裁決じゃないですよ。無効だこれは。

○議長（青山弘） いや、採り直しはいたしません。6人賛成の方がいらっしゃったんです。

〔「反対も6人です」との声あり〕

○議長（青山弘） 反対も6人で、1人いなくて6人ですけれども、それで議長が可決ということにすると可決になる。こういうことです。

〔「現状維持ってどうするんですか」、「現状維持なんてない」、「あるでしょう」などの声あり〕

○議長（青山弘） 現状維持の原則っていうのは書いてあるけれども、議長がそういうふうに裁決したのだとすれば、それはそれで立派に可決になると思います。

〔「そういうこと」、「ならない」、「了解しました」などの声あり〕

○議長（青山弘） 進めます。

◎町長あいさつ

○議長（青山弘） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

各位のご協力によりまして、本定例会に付された事件はすべて終了しました。

ここで、峯村町長より発言を求められていますので、これを許可します。峯村町長。

〔町長 峯村勝盛 登壇〕

○町長（峯村勝盛） 12月定例議会の閉会にあたりまして、御礼のご挨拶を申し上げます。只今は、ご提案申しあげました全ての議案につき、原案通りのご決定を賜りましてありがとうございます。深く感謝申し上げます。

常勤の特別職の報酬、議会議員の報酬につきましては、報酬審議会の答申を尊重する方向で議案をまとめました。施行月日は、いずれも平成7年10月30日となりますが、町民の理解を得るとともに、町政20周年を迎え、新たな飯綱町の発展に大きく寄与する人材の確保に繋がってほしいと望んでおります。

また、議会提案によります、議員定数の改定につきましても、長期にわたり検討されてきた結果として、本日の決定となりました。深い配慮の上での定数改定であると推察しております。

今日までのご労苦に対し、敬意を表したいと存じます。

先週、能登半島の輪島市、能登町、羽咋市にリンゴをお届けいたしました。北陸地方の皆さんは、とてもリンゴを大切に食べていただく方が多く、リンゴ祭りにも大勢の皆さんが訪れております。

飯綱町の小中学校の子供たちのお手紙を添えて、それぞれの自治体の全部の保育園や小中学校に配達させていただきました。飯綱町の想いが少しでも通じればと願っております。

結びに、寒さも一段と強まり、風邪など流行っているようであります。議員各位におかれましては、お体をご自愛され、希望に満ちた新年を迎えられますよう、ご祈念申し上げ閉会のあいさつと致します。

一年間何かとご協力をいただきまして、ありがとうございました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（青山弘） 本日の会議はこれで閉じ、令和6年12月飯綱町議会定例会を閉会します。長期間ご苦勞様でした。

閉会 午後 2時43分

予算決算常任委員会審査報告書

令和6年12月17日

飯綱町議会議長 青山弘様

予算決算常任委員会委員長 石川信雄

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件名	審査の結果
議案第85号	令和6年度飯綱町一般会計補正予算（第5号）	可決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑について報告します。

○議案第85号 令和6年度飯綱町一般会計補正予算（第5号）

質疑：この補正により、ふるさと応援基金に1億1,100万円ほど積み立てられるが、現在の基金の積立金残高は。

回答：10月末時点で6億3,808万1,250円。

討論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

総務産業常任委員会審査報告書

令和6年12月17日

飯綱町議会議長 青山 弘 様

総務産業常任委員会委員長 中 島 和 子

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第74号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	可 決
議案第75号	飯綱町議会議員及び飯綱町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第77号	飯綱町新規就農者住宅条例の一部を改正する条例	可 決
議案第79号	飯綱町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第80号	飯綱町給水条例の一部を改正する条例	可 決
議案第81号	飯綱町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	可 決
議案第82号	飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例	可 決
議案第83号	飯綱町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例	可 決
請願第5号	刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書提出についての請願	採 択
陳情第19号	世界人口削減の資材道具や方策としての核兵器、原子力、戦争、人工地震、ケムトレイル、有害化学物質（医薬品、ワクチン、農薬、柔軟剤、アスパルテーム等添加物、フッ素等）、有害電磁波（送電線等極低周波、LED 光、スマホ5G含む電波等）、食糧不足創出（家畜殺処分等）、与党改憲案（18歳徴兵制やワクチン強制に直結する基本的人権削除や緊急事態条項による軍国独裁化推進等）、DX推進とICチップ人体埋め込み（家畜管理）等の恐ろしさを全国民が直ちに共有するよう訴える陳情	不採択

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第 74 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

質 疑：懲役刑や禁錮刑と新たな拘禁刑の違いは何か。

回 答：懲役刑は刑務作業が義務付けられ、禁錮刑は刑務作業が義務付けられないもの。

拘禁刑は懲役刑と禁錮刑を一本化し、受刑者に必要な作業や指導を行うことで改善更正を図ることを目的とした新しい刑罰。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 75 号 飯綱町議会議員及び飯綱町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 77 号 飯綱町新規就農者住宅条例の一部を改正する条例

質疑①：家賃を滞納した場合の対応は。

回答①：新規就農者住宅は、誰もが入居できるわけではなく、入居資格が認定新規就農者又は 3 年以内に町内で就農することが確実な者などとなっており、入居を申し込むまでに、就農に関わる全般的なことを相当な時間をかけて話し合っていくので、滞納という事態にならないよう対応していきたい。

それでももし、家賃を滞納した場合は、入居許可の取消し、明け渡し請求の手続きをとることになる。

質疑②：新たに就農する方は、農業に係る様々な経費が掛かる。それが家賃の滞納につながらないか。

回答②：家賃が月額 20,000 円と町営住宅の家賃よりは安価になっている。ただ、新規就農者へのフォローは大事なことなので、家賃も含めいろいろ相談しながら対応していきたい。

質疑③：新規就農者住宅の家賃を無償にしたらどうか。

回答③：現状では考えていないが、新規就農者の負担は軽減されるので、今後、そのような要望等が高まってきた場合は研究していきたい。

質疑④：町内にある空き家（倉庫付き）を新規就農者の方々へ無償で貸し出しできるシステムを作ったらどうか。

回答④：もし、実施するにしても空き家の情報等については人口推進室で把握しているので、連携しながら考えていきたい。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 79 号 飯綱町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 80 号 飯綱町給水条例の一部を改正する条例

質 疑：開栓手数料 2,000 円となるようだが、現在、開栓手数料は 1,000 円だと思うが、手数料が 2 倍になるということか。

回 答：現在、開閉栓手数料は開閉栓時にそれぞれ 1,000 円の合計 2,000 円を徴収しているが、改正後は開栓時に閉栓分を合わせた、2,000 円を徴収する方法に変更するものである。

反対討論：飯綱町給水条例第 5 条、加入負担金が加入金に改正されることは感謝する。なお、第 8 条の工事費及び分担金の負担に関して、第 5 条の加入負担金で負担していること、この負担は寄付行為にあたることから、工事費及び分担金の負担は反対する。

反対討論：料金改定案では、全体で 6.8%の値上げだと説明があったが、物価高の中、町民の命の水である水道水の料金までも値上げすることは、見直すべきではないか。また、収益的収支及び施設改修等の資本的支出を全て水道料金で賄うことを前提にした料金引き上げは無理があるのではないか。

町が掲げる日本一女性が住みたくなる町づくりにも反することであり、目指すべきは、日本一の水質と価格が安い水道事業であり、その先に移住者が集まり人口増に繋がると考える。

賛成討論：水道事業会計は地方公営企業法に基づくものであり、この改定案ではまだまだ不足していると考ええる。例えば、給水管の一層管もかなりの延長があり、その漏水修繕を補うため、安心・安全な水道水をつくるためには、まだ不十分だと考えるが、料金改定には賛成である。

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 81 号 飯綱町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 82 号 飯綱町特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○議案第 83 号 飯綱町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

質疑①：水道事業運営審議会で審議しているか。

回答①：事業内容を説明の上、審議している。

質疑②：審議会での賛成、反対など意見はどのようなものがあつたか。

回答②：反対意見はなし。合併以降、料金改定について答申はされてきたが、値上げに繋がってこなかった。もう少し早い時期で改定すべきだったのではという意見もあつた。また、審議会の中では、時期尚早などという意見はなかったと認識している。

質疑③：今回の料金改定について、町民にアンケート調査など行っているか。

回答③：アンケート調査は行っていない。水道事業運営審議会の委員は区長会、商工会、町内女性団体など町民の代表に審議いただいた結果となっている。町民に対しては丁寧な説明を行っていききたい。

討 論：なし

採決の結果：賛成多数で可決とした。

○請願第 5 号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書提出についての請願

説明者：日本国民救援会長野県本部 事務局長 豊田 繁治 氏

質疑①：無罪となった袴田さんには国税から賠償金が支払われる。もし、これが警察や検察側が支払うとなれば、もっと真剣にやるのではないか。

回答①：賠償は、あくまでも国に対する民事訴訟で、えん罪となった刑事事件とは別である。刑事事件では、証拠ねつ造や脅迫で証言を引き出すことがある。裁判では、捜査側の証拠が正しいかどうかを争うわけではなく、被告が犯人であるかどうかを判断する。

質疑②：証拠をねつ造しても、何の責任も取らないのか。刑事上の処罰はないのか。

回答②：ない。

質疑③：国民救援会は、すべての訴訟に関わるのか。

回答③：慎重に審査して、えん罪立証の可能性の高いものだけを扱っている。現在取り扱っているのは、24 件。

質疑④：スムーズで適正な裁判は必要。残された被害者のことも、一緒に考える活動をするべきで、被害者も救済すべきではないのか。

回答④：国民救援会は、えん罪事件だけを取り扱っている。

質疑⑤：前回、飯綱町ではこの請願は不採択だった。長野県下 77 市町村のうち、52 の市町村に請願を出しているが、採択されたのは、いくつか。

回答⑤：26 市町村が採択済。10 いくつか不採択。あとは未回答。

質疑⑥：前回、不採択だった理由は。

回答⑥：一地方議会では国の法律の問題は分からない。市町村議会の管轄ではない。

質疑⑦：国民救援会のようなものは、他にもあるか。

回答⑦：事件ごとにはある。

質疑⑧：自分は無罪である。これはえん罪だというときは、どうすればいいか。救援会のような組織をもっと作ることは出来ないか。

回答⑧：自分であらゆるところに連絡をとってもらおう。救援会が連絡を受けて対応する。

賛成討論：えん罪は、一般国民誰にでも起こり得ること。無実の人が罪を負うことが無いように、しっかり再審法を制定してもらいたい。

採決の結果：全員賛成で採択とした。

○陳情第 19 号 世界人口削減の資材道具や方策としての核兵器、原子力、戦争、人工地震、ケムトレイル、有害化学物質（医薬品、ワクチン、農薬、柔軟剤、アスパルテーム等添加物、フッ素等）、有害電磁波（送電線等極低周波、LED 光、スマホ 5G 含む電波等）、食糧不足創出（家畜殺処分等）、与党改憲案（18 歳徴兵制やワクチン強制に直結する基本的人権削除や緊急事態条項による軍国独裁化推進等）、DX 推進と IC チップ人体埋め込み（家畜管理）等の恐ろしさを全国民が直ちに共有するよう訴える陳情

説明者：原 秀史 氏

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：賛成少数で不採択とした。

福祉文教常任委員会審査報告書

令和6年12月17日

飯綱町議会議長 青山 弘 様

福祉文教常任委員会委員長 瀧野 良 枝

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件番号	件 名	審査の結果
議案第76号	飯綱町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	可 決
議案第78号	飯綱町子育て世代支援施設条例の一部を改正する条例	可 決
議案第84号	飯綱町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	可 決

次に本委員会の審査の経過及び主な質疑、意見について報告します。

○議案第76号 飯綱町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

質 疑：なし

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第78号 飯綱町子育て世代支援施設条例の一部を改正する条例

質 疑：以前、町外利用者が多く、町民が使いづらいという話を聞いたが、現況は。

回 答：現在はほとんどが町民の利用であり、利用者からは町外の方の利用が多く使いづらいとの話は聞いていない。今後も町民が利用しやすいよう、町民最優先で運営していくが、町外利用の受入は、移住に繋がる可能性もある。また子育て中の方が交流する機会に繋がることから、今後も町外の方の利用も受け入れていく。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

○議案第 84 号 飯綱町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

質疑①：これまで 140 床あったのが 103 床になる。減少する 37 床分について使途は具体的に決まっているか。

回答①：現時点では具体的な利用計画はない。

質疑②：経営強化プランが始まって間もないが、病床数は昨年 21 床減少し、続いて今回の減少があつて、急激に減った印象があるが、その理由は。

回答②：令和 5 年度末に病床を 21 床減少したのは、介護病床について国の制度が終了したためである。今回の減少は、病院として経営強化プランを検討する中で地域包括ケア病床の設置に伴って実施する。病床利用率等を踏まえて 2・3 階に病床を集約して看護師の夜勤体制の充実等を図る目的もある。一般病床と療養病床の区分については、当院では療養病床をベースに地域包括ケア病床を申請する選択をした。そのため一般病床が大きく減少しているが、病床の機能としては地域包括ケア病床 26 床が一般病床の役割を補うことができるようになっている。

質疑③：今回の改正は経営強化プランが具体的にになった結果ということによいか。

回答③：お見込みの通り。

質疑④：地域包括ケア病床の診療報酬及び利用日数はどうなるのか。

回答④：地域包括ケア病床は 40 日までは入院料 3000 点で、その中に処置やリハビリが包括されている。手術や透析の高額医療については出来高で上乗せできる。40 日を超えると入院料は減少していき、利用日数の上限は 60 日となる。

質疑⑤：地域包括ケア病床について看護師の夜勤 3 人体制など、改善等がされてくると雇用の環境は変わり人材確保につながるか。

回答⑤：昨今の病院の状況としては認知症の患者等の対応により看護師の負担が増加している。夜勤 3 人体制へ移行することにより負担軽減につながる見込み。移住によるインセンティブや住宅補助などの当院に来るメリットを検討して人材確保につなげていきたい。

質疑⑥：職員の処遇改善について、積極的に行っていただきたいがどうか。

回答⑥：診療報酬において看護師処遇改善加算やベースアップ評価加算がある。公立病院は様々な決まり事があり難しいところもあるが、取り組んでいきたい。

質疑⑦：飯綱病院は外泊や外出の対応はあるか。

回答⑦：主治医の許可があれば可能である。

討 論：なし

採決の結果：全員賛成で可決とした。

別紙会議の経過を記載し、その相違ないことを認め、ここに署名する。

飯綱町議会議長

6 番

7 番

8 番